

仙 台 市 区 政 概 要

平 成 2 9 年 9 月

仙 台 市 市 民 局

目 次

I 本 編

1. 仙台市の歴史	1
2. 市域の変遷	2
3. 仙台市行政区画図	6
4. 各区，総合支所管内のあらまし	7
5. 区役所組織図	17
6. 区役所組織の変遷	19
7. 平成29年度各区・総合支所歳出当初予算の概要	25
8. 区役所の事務分掌	27
9. 区役所職員数	39
10. 証明発行センター一覧	41
11. 区役所等庁舎の概況	42
12. 区民協働まちづくり事業	43
13. 被災者交流支援事業	51
14. 諸統計	53

II 資料編

1. 仙台市区の設置等に関する条例	70
2. 仙台市区長事務委任規則	75
3. 仙台市青葉区長権限事務決裁要領	78
4. 区長委任事務等に従事する職員の職の特例に関する規則	88
5. 仙台市証明発行センター規則	89
6. 福祉事務所及び保健所・保健センターの所在地等	91
7. 選挙管理委員会組織	92
8. 仙台市区行政の総合的推進に関する要綱	96
9. 仙台市区長会議設置要綱	101
10. 区民協働まちづくり事業に関する要綱	102
11. 区と局，区相互の連絡調整会議一覧	104
12. 政令指定都市の区役所所在地	107
13. 政令指定都市区政担当課	111

I 本 編

1. 仙台市の歴史

仙台は1600年（慶長5年）に伊達政宗が青葉山に居城を定めて以来、有数の城下町として栄えてきました。

明治22年の市制施行後も、地方統括のための国家機関や東北帝国大学をはじめとする教育機関の存在によって「東北の中核都市」・「学都」として発展してきましたが、昭和20年7月の空襲によって市の中心部を消失してしまいました。

その後、戦災復興事業や新産業都市の指定による都市計画事業の推進などによって都市整備を進め、また昭和37年には健康都市宣言を行い、健康で文化的な都市づくりを目指してきました。

さらに、高速自動車道、東北新幹線などの基幹交通網の整備や各種都市機能の集積を進め、地方中核都市としての飛躍的な発展を遂げてきました。

そして、昭和62年11月には宮城町を、昭和63年3月には泉市及び秋保町を合併し、市制施行百周年にあたる平成元年4月には全国11番目の政令指定都市へと移行し、5つの区が誕生しました。平成11年5月には人口が100万人に達し、急速に進展する少子高齢化や情報化、地球温暖化などの課題に対応しながら、まちづくりに取り組んできたところでした。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、本市に甚大な被害をもたらしました。引き続き、災害対応力を強化するための基盤整備を進めるとともに、新たなふるさとでのコミュニティづくりなどについて被災された方々が希望を持って前に進むことができるよう、総力をあげて取り組んでいるところです。

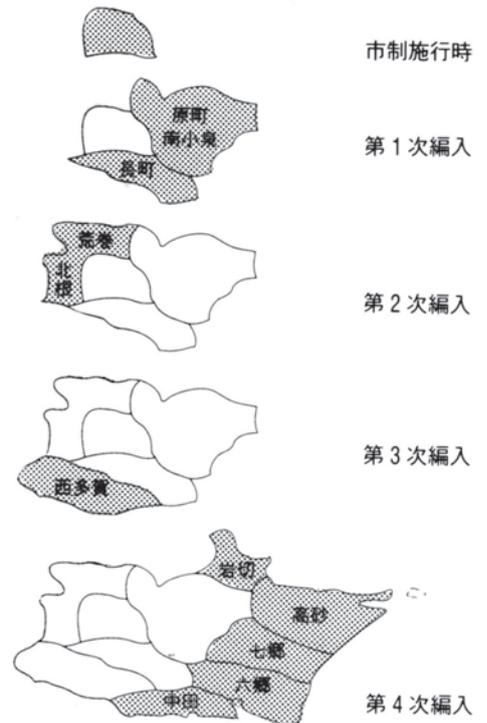
〇おもなできごと

明治22年4月	仙台市市制施行（人口86,352人）	63年9月	区名が決定
24年9月	東北本線全線開通	平成元年4月	政令指定都市移行
大正12年3月	上水道給水開始	2年6月	仙台空港に国際定期便就航（ソウル便）
15年11月	市電事業開始	3年6月	東北新幹線東京駅乗り入れ
昭和3年4月	長町、原町、七郷村南小泉を編入	7月	広瀬文化センター開館
6年4月	七北田荒巻、北根を編入	9月	国際センター開館
7年10月	西多賀村を編入	4年7月	地下鉄南北線泉中央駅まで延伸
8年9月	市紋章制定	5年9月	若林区文化センター開館
16年4月	市ガス事業開始	9年8月	ダラス市と友好都市提携
9月	中田村、六郷村、岩切村、七郷村、高砂村を編入	10年7月	青葉体育館開館
17年8月	市バス事業開始	11月	21世紀の本市にふさわしい行政区画のあり方を行政区画審議会へ諮問
20年7月	戦災により市中心部焼失	11年3月	仙台文学館開館
31年4月	生出村を編入	5月	人口100万人達成
32年3月	リバサイド市と姉妹都市提携	6月	市民活動サポートセンター開館
4月	仙台空港開港	9月	太白区文化センター開館
34年1月	下水道事業起工		ISO14001認証取得
37年3月	健康都市宣言	12年3月	JR仙石線地下新線・あおば通駅開業
39年3月	仙台湾臨海地区新産業都市指定	13年1月	せんだいメディアテーク開館
42年9月	レンズ市と姉妹都市提携	2月	行政区画に関する答申
45年9月	公害市民憲章制定		支所・出張所等を廃止し、行政サービスセンターを開設
46年7月	仙台港開港	5～6月	第1回仙台国際音楽コンクール開催
48年3月	杜の都の環境をつくる条例制定	9～10月	第56回国民体育大会（みやぎ国体）開催
4月	ミンスク市と姉妹都市提携	14年4月	光州広域市と国際姉妹都市提携
10月	アカプルコ市と姉妹都市提携	15年5月	エル・ソーラ仙台開館
11月	市民会館開館	9月	第1回仙台カップ国際ユースサッカー大会開催
49年9月	広瀬川の清流を守る条例制定	16年2月	西多賀・黒松行政サービスセンター廃止
51年3月	市電事業廃止	10月	第1回グリーン購入世界会議開催
52年6月	戦災復興事業完了	17年3月	仙台フィンランド健康福祉センター開所
53年6月	宮城県沖地震発生	8月	地下鉄東西線工事施行認可
54年6月	防災都市宣言	18年10月	自動車「仙台ナンバー」創設
55年10月	長春市と友好都市提携	19年6月	新田東総合運動場オープン
56年4月	戦災復興記念館開館	21年2月	行政サービスセンターを廃止し、証明発行センターを開設
57年6月	東北新幹線開業（盛岡～大宮）	23年3月	東日本大震災発生
60年3月	東北新幹線上野乗り入れ	24年10月	宮城野区文化センター開館
6月	仙台市行政区画審議会発足	27年3月	第3回国連防災世界会議開催
61年3月	行政区画に関する答申	27年12月	地下鉄東西線開業
4月	泉市・宮城町・秋保町に合併の協議を申し入れ	28年5月	G7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議開催
62年7月	地下鉄南北線（八乙女～富沢）開業		
11月	宮城町を編入合併		
	泉文化創造センター開館		
63年3月	泉市・秋保町を編入合併		
63年9月	仙台市の政令指定都市移行が閣議決定		

2 . 市域の変遷

仙台市は北緯38° 東経140° 付近に位置し、宮城県ほぼ中央部にある。明治22年4月1日市制施行後、近隣市町村の編入を経て、現在東西に50.579km、南北に31.204kmで総面積は786.30km²となっている。

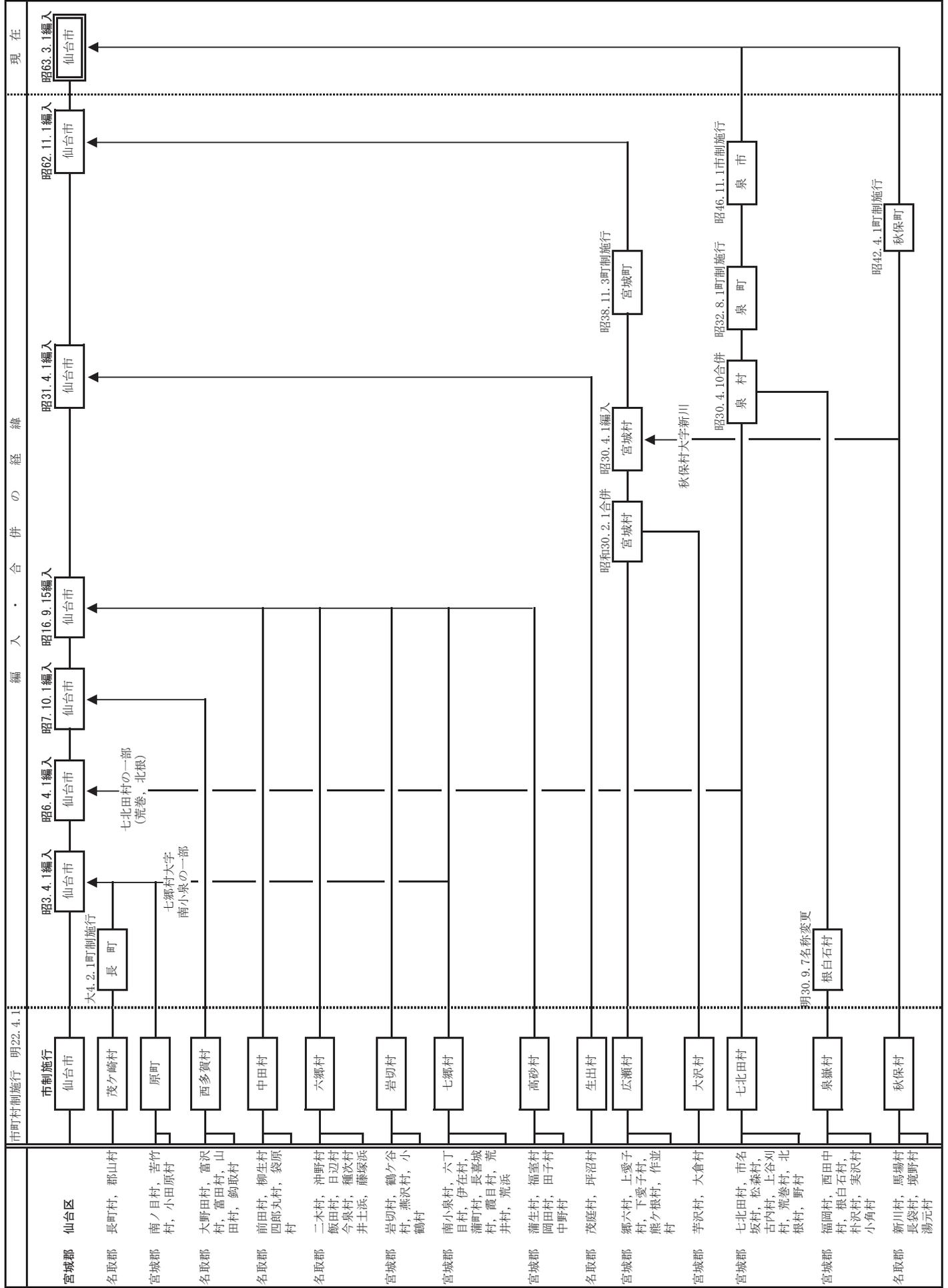
経 過	増加面積	市域面積
市制施行（明治22年4月）	—	17.45km ²
第1次編入（昭和3年4月） 名取郡長町、宮城郡原町、七郷村の一部（南小泉）	36.15km ²	53.60km ²
第2次編入（昭和6年4月） 宮城郡七北田村の一部（荒巻、北根）	17.13km ²	70.73km ²
第3次編入（昭和7年10月） 名取郡西多賀村	17.13km ²	87.86km ²
第4次編入（昭和16年9月） 名取郡中田村、六郷村、宮城郡七郷村、高砂村、岩切村	100.35km ²	188.21km ²
第5次編入（昭和31年4月） 名取郡生出村	48.64km ²	236.85km ²
境界変更（昭和43年11月） 宮城郡泉町	0.03km ²	236.88km ²
公有水面埋立（昭和48年11月） 中野字高松	0.17km ²	237.05km ²
第6次編入（昭和62年11月） 宮城郡宮城町	258.93km ²	495.98km ²
第7次編入（昭和63年3月） 泉市、名取郡秋保町	292.05km ²	788.03km ²
公有水面埋立（昭和63年7月） 蒲生字町	0.02km ²	788.05km ²
公有水面埋立（平成9年8月） 蒲生字町	0.03km ²	788.08km ²
境界変更（平成10年12月） 多賀城市	0.01km ²	788.09km ²
境界確定（平成23年8月） 名取市	-2.24km ²	785.85km ²
国土地理院による面積計測方法の変更（平成26年10月1日）	0.45 km ²	786.30km ²



※0.01km²以上の面積増減があったもののみ掲載



市 域 の 沿 革 の 経 緯



区 役 所 ・ 支 所 ・ 出 張 所 等 の 沿 革

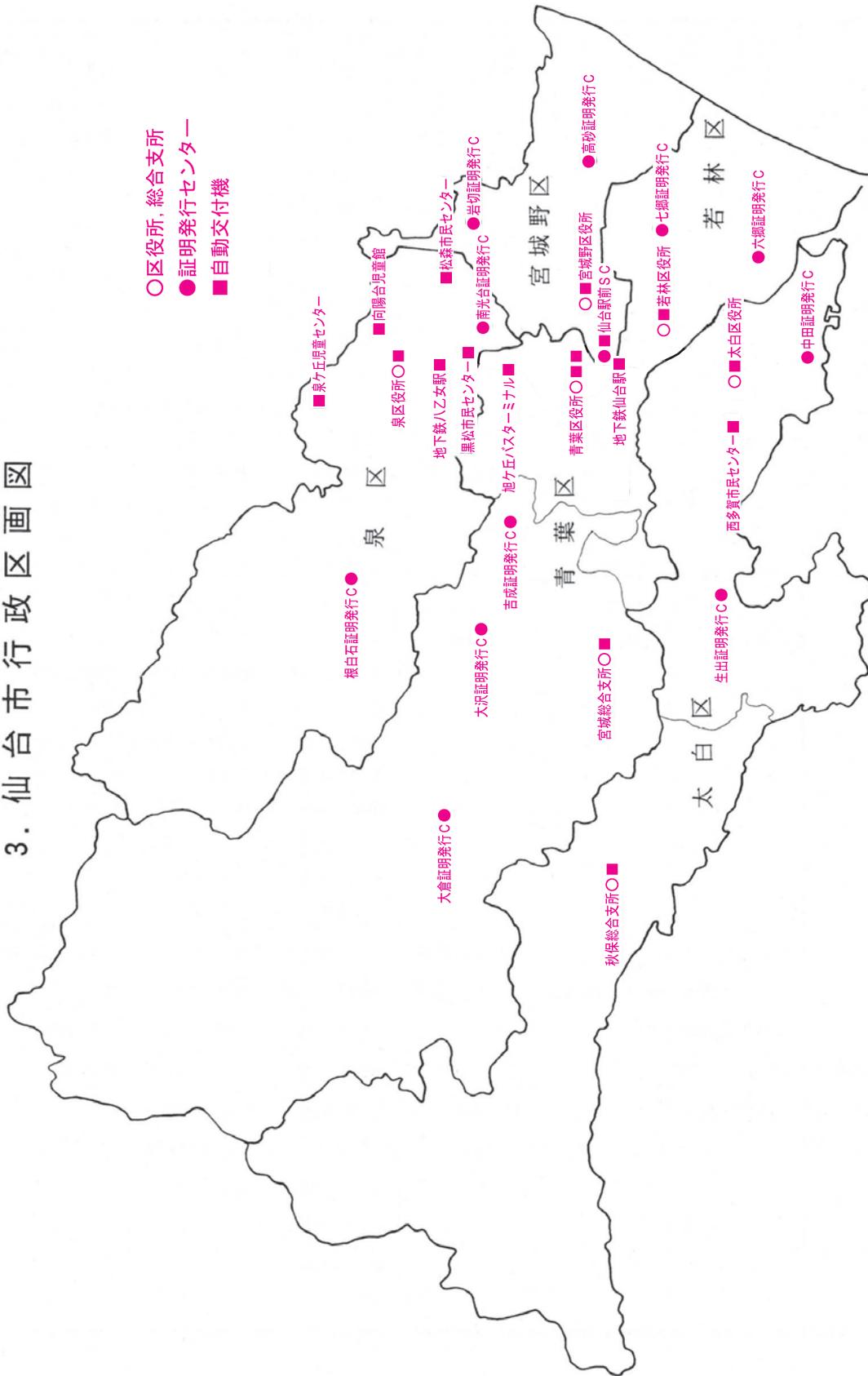
旧町村名	明22. 4. 1	昭3. 4. 1	昭16. 9. 15	昭22. 5. 15	昭24. 4. 1	昭31. 4. 1
仙 台 市	市役所	市役所	市役所	市役所	市役所	市役所
宮 城 町				その他17 出張所※	その他17 出張所※	その他17 出張所※
原 町		原ノ町出張所	原ノ町出張所	原ノ町地区出張所	原ノ町地区出張所	原ノ町地区出張所
高 砂 村			高砂支所	高砂支所	高砂支所	高砂支所
岩 切 村			岩切支所	岩切支所	岩切支所	岩切支所
六 郷 村			六郷支所	六郷支所	六郷支所	六郷支所
七 郷 村			七郷支所	七郷支所	七郷支所	七郷支所
長 町		長町出張所	長町出張所	長町地区出張所	長町地区出張所	長町地区出張所
西多賀村				西多賀地区出張所	西多賀支所	西多賀支所
中 田 村			中田支所	中田支所	中田支所	中田支所
生 出 村						生出支所
秋 保 町						
泉 市						
	市制施行	長町，原町， 南小泉を編入 し，長町・原 ノ町出張所を 設置。 仙台市役所出 張所設置の件 (昭22号)	高砂，岩切， 六郷，七郷， 中田の5村を 編入し支所を 設置。 仙台市役所支 所設置条例 (昭139号)	計20の地区出 張所を設置。 仙台市役所地 区出張所設置 の件 (昭62号)	西多賀地区出 張所を支所に 昇格。 仙台市支所設 置条例（昭和 24年条例第8 号）条例附則 により昭和16 年告示第139 号廃止	生出村を編入 し，旧村の区 域に支所を設 置。 昭和24年条例 第8号の一部 改正。

※ その他17出張所：東二番丁，木町通，立町，南材木町，東六番丁，荒町，片平丁，上杉山通，通町，
連坊小路，榴岡，八幡町，南小泉第一，南小泉第二，東仙台，向山，北六番丁

昭40. 11. 1	昭44. 3. 31	昭46. 10. 1	昭62. 11. 1	昭63. 3. 1	平 1. 4. 1	平13. 2. 19 ~
市役所	市役所	市役所	市役所	市役所	市役所 青葉区役所	市役所 青葉区役所
			宮城総合支所	宮城総合支所	宮城総合支所	宮城総合支所
			大倉出張所	大倉出張所	大倉出張所	
			芋沢出張所	芋沢出張所	芋沢出張所	
			吉成出張所	吉成出張所	吉成出張所	
					宮城野区役所	宮城野区役所
その他17 出張所※						
原ノ町地区出張所		東支所	東支所	東支所		
高砂支所	高砂支所	高砂支所	高砂支所	高砂支所	高砂支所	
岩切支所	岩切支所	岩切支所	岩切支所	岩切支所	岩切支所	
					若林区役所	若林区役所
六郷支所	六郷支所	六郷支所	六郷支所	六郷支所	六郷支所	
七郷支所	七郷支所	七郷支所	七郷支所	七郷支所	七郷支所	
					太白区役所	太白区役所
長町支所	長町支所	長町支所	長町支所	長町支所		
西多賀支所	西多賀支所	西多賀支所	西多賀支所	西多賀支所	西多賀支所	
中田支所	中田支所	中田支所	中田支所	中田支所	中田支所	
生出支所	生出支所	生出支所	生出支所	生出支所	生出支所	
				秋保総合支所	秋保総合支所	秋保総合支所
				泉総合支所	泉区役所	泉区役所
				向陽台連絡所	向陽台連絡所	
				泉ヶ丘連絡所	泉ヶ丘連絡所	
				移動連絡車	移動連絡車	
				根白石支所	根白石支所	
				南光台支所	南光台支所	
				黒松支所	黒松支所	
長町地区出張所を支所に昇格。 昭和24年条例第8号の一部改正。	住民登録法の廃止と住民基本台帳法の施行に伴い、出張所を廃止。	条例改正により東支所を設置。	宮城町を編入。旧宮城町役場を総合支所とし、旧宮城町の出張所を引き継ぐ。	泉市、秋保町を編入。旧泉市役所及び旧秋保町役場を総合支所とし、旧泉市の支所、連絡所、移動連絡車を引き継ぐ。	政令指定都市移行に伴い区制施行。5区役所を設置し、長町支所、東支所を廃止。	支所、出張所、連絡所、移動連絡車を廃止。

3. 仙台市行政区画図

- 区役所、総合支所
- 証明発行センター
- 自動交付機

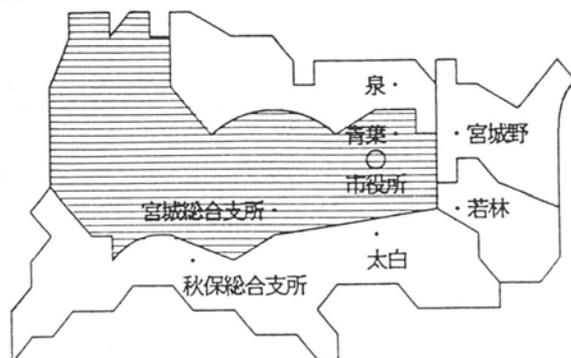


4. 各区，総合支所管内のあらまし

青葉区



仙台城址から見た市街



面積 (km ²)	302.24
住民基本台帳人口 (人)	290,346
住民基本台帳世帯数	148,262
人口密度 (人/km ²)	960.6

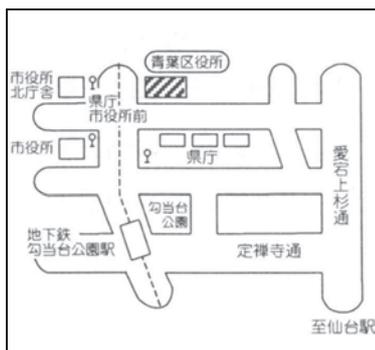
(平成29年4月1日現在)

青葉区は、都心から船形連峰の山形県境まで、北西方向に帯状に広がる本市最大の区です。商業・業務機能、行政機能、交通結節機能などの東北を支える多様な都市機能が集積する「都心地域」、それを取り囲むように広がる「都心周辺地域」、高度経済成長期の人口増加に伴って次々と住宅団地として開発された「丘陵住宅地域」、JR愛子駅・宮城総合支所周辺などを中心に商業・業務機能等の整備が進む「愛子および周辺地域」、雄大な自然に恵まれた「西部山岳丘陵地帯」からなる、さまざまな魅力にあふれた区域です。

青葉山や広瀬川などの豊かで多様な自然、伊達政宗公による仙台開府以来の数々の歴史的資源伝統文化、賑わいと憩いをもたらす公園・通りなどがあり、これらが格調高い都市空間、風格のある景観等を生み出しています。

現在、地下鉄東西線各駅周辺のさらなる魅力の創出、地域力を活かす沿線まちづくりを進めるとともに、西部地域の交流人口の拡大など活性化を図る取り組みを行っています。

また、新たなコミュニティづくりの支援などを通じ、被災された方々に安心して暮らしていただけるよう取り組んでいます。



青葉区役所

☎225-7211

〒980-8701 青葉区上杉一丁目5番1号

●宮城総合支所

☎392-2111

〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5番地

●大倉証明発行センター

☎393-2251

〒989-3213 青葉区大倉字下倉4番地の1

●吉成証明発行センター

☎279-1526

〒989-3205 青葉区吉成三丁目5番28号

●仙台駅前サービスセンター

☎223-5265

〒980-6105 青葉区中央一丁目3番1号 アエル5階

●大沢証明発行センター

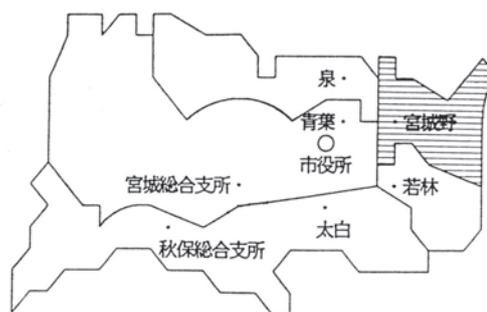
☎394-2239

〒989-3212 青葉区芋沢字要害65番地

宮城野区



榴岡公園



面積 (km ²)	58.19
住民基本台帳人口 (人)	188,817
住民基本台帳世帯数	90,998
人口密度 (人/km ²)	3,244.8

(平成29年4月1日現在)

いにしえより歌枕として詩歌に詠まれた「宮城野」を区名とする宮城野区は、仙台市の北東部に位置し、新しい都心として整備の進む仙台駅東地区から特定重要港湾である仙台塩釜港にかけて広がる区域です。

約58km²のコンパクトなエリアの中に、それぞれの地域が固有の歴史を持ちつつ、さまざまな表情を併せ持っています。仙台駅の東側で本市の都市機能の一部を担う「都心および周辺地域」、比較的早い時期に開発され成熟した住宅地が広がる「丘陵住宅地域」、県民の森などの自然環境や豊かな田園、さらに新しい住宅地も形成されつつある「北部住宅・田園地域」、仙台塩釜港を中心に物流と産業の拠点になる一方、豊かな田園地域や住宅地域も併せ持つ「東部住宅・産業・田園地域」から構成されています。

区内にはJR東北本線とJR仙石線の2つの鉄道網が広がり、その沿線で市街地形成が進んでいるほか、区画整理事業により開発の進む仙台駅東地区では、平成27年12月の地下鉄東西線の開業を機に、さらなる賑わいが生まれようとしています。

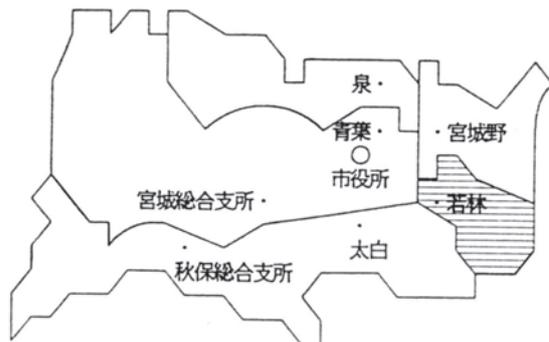
東日本大震災から6年が経過し、復興公営住宅等への入居が進むなど、復興事業は新たな局面を迎えました。今後も、被災された方々の生活再建や、移転先等新たな住まいでのコミュニティづくりなどの支援を続けるとともに、防災・減災への取り組みを着実に進め、安心安全なまちづくりを推進していきます。

	<h2>宮城野区役所</h2> <p>☎291-2111 〒983-8601 宮城野区五輪二丁目12番35号</p>
	<p>●高砂証明発行センター ☎258-1111 〒983-0023 宮城野区福田町二丁目5番16号</p> <p>●岩切証明発行センター ☎255-8004 〒983-0821 宮城野区岩切字三所南88番地の2</p>

若林区



七郷堀



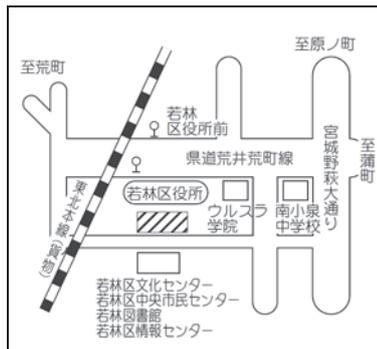
面積 (km ²)	50.86
住民基本台帳人口 (人)	133,799
住民基本台帳世帯数	64,287
人口密度 (人/km ²)	2,630.7
(平成29年4月1日現在)	

若林区は、市の東南部に位置し、東は太平洋に面し、北は宮城野区、南は広瀬川及び名取川に沿って太白区と接するほか、名取川河口近くでは、名取市に接している約50km²の区域です。区名は、藩祖 伊達政宗が晩年を過ごした「若林城」に由来します。

区内には、藩政時代の町割りを今に伝える南鍛冶町・南染師町・畳屋町など職人にまつわる由緒ある町名が残り、荒町・河原町などの伝統ある商店街とともに歴史的な道筋も残っています。一方、地下鉄南北線の沿線を中心に、オフィスビルや中高層集合住宅が立地する「都心および周辺地域」、中央卸売市場を中核に卸売業、運輸業などが集積する流通拠点に加え、文化・芸能など多数の機能が複合するまちづくりが進んでいる「産業・交流地域」、土地区画整理事業による市街地の整備が進められている「郊外住宅地域」、稲作のほかに野菜や花き園芸など都市型農業が行われていた東日本大震災以前の豊かな姿を取り戻しつつある「田園・海浜地域」など若林区には多様な側面があります。

区を東西に貫いて都心部と荒井方面を結ぶ地下鉄東西線が平成27年12月に開業し、若林区内には5つの駅が設置されました。仙台市中心部との交通アクセスの改善によって、今、区域は大きく変わりつつあります。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、地震による建物や道路の被害に加え、区の東部一帯が津波により甚大な被害を受けましたが、震災後国内外からいただいた、たくさんの震災支援への感謝を胸に、未来に向けたまちづくりが進められてきました。



若林区役所

☎282-1111

〒984-8601 若林区保春院前丁3番地の1

●六郷証明発行センター ☎289-2156

〒984-0835 若林区今泉一丁目3番19号

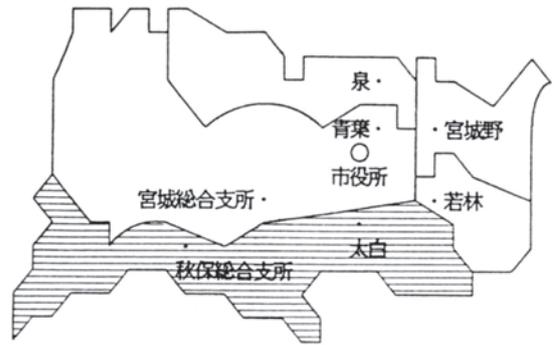
●七郷証明発行センター ☎288-5022

〒984-0032 若林区荒井字堀添65番地の5

太白区



太白山



面積 (km²) 228.39

住民基本台帳人口 (人) 226,06

住民基本台帳世帯数 102,728

人口密度 (人/km²) 989.8

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

太白区は、市の南西部に位置し、名取川に沿って東西に帯状に広がった形状をしています。区内を大きく分けると、JR長町駅周辺を中心とした市南部の中心地である「南部拠点地域」、その南側一帯などでJR南仙台駅周辺を中心に宅地化が進む平野部とその背後に優良農地が広がる「名取川右岸地域」、八木山をはじめとした丘陵部に住宅団地が連なる「丘陵住宅地域」、豊かな居住環境と山あいの緑と田園の残る「太白山周辺地域」、そして名取川の溪谷をはじめ豊かな自然と温泉に恵まれた「秋保地域」からなっています。

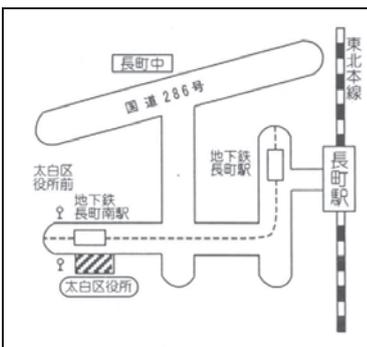
区名は太白山に由来しています。太白山は標高が321mと、さほど高い山ではありませんが、その姿はきれいな三角形で目を引き、地域のシンボルとなっています。市街地近くにありながら、動植物の種類も豊富な自然の宝庫となっており、太白山自然観察の森では、その豊かな自然を身近に観察することができます。

区内には市内の4割を超える埋蔵文化財が集中しており、富沢遺跡や郡山遺跡等の大規模な埋蔵文化財の存在も区の大きな特徴となっています。中でも富沢遺跡は、体験型遺跡公園として整備され、「地底の森ミュージアム(富沢遺跡保存館)」として、2万年前の太古の遺跡を発掘されたままの姿で保存し公開しています。

JR長町駅東側のあすと長町区画整理事業では、「杜の広場」をはじめ、アリーナを核とした総合運動施設の立地や道路・公園等の基盤整備が進み、平成26年11月には新仙台市立病院がオープンするなど医療福祉施設等の立地も進みました。このほか、あすと長町大通り沿道にはライブハウス「仙台PIT」など多様な広域集客施設や店舗が進出し中高層マンションが建設され新しい街の姿が見えはじめてきました。

平成27年12月には、仙台市東部から都心を横断し西部の八木山地区までを結ぶ地下鉄東西線が開業しました。太白区に新設された「八木山動物公園駅」を新たな交流拠点として、地域と地元団体そして行政が一体となり賑わいの創出に取り組んでいます。

東日本大震災における復興事業では、区内の6ヶ所に整備される復興公営住宅のうち、芦の口、鹿野では、地域の町内会に加入したほか、あすと長町地区3ヶ所と茂庭第二では自治会を設立し、地域住民とともに活発なコミュニティ活動を展開しています。



太白区役所

☎247-1111

〒982-8601 太白区長町南三丁目1番15号

●秋保総合支所

☎399-2111

●生出証明発行センター

☎281-2111

〒982-0213 太白区秋保町長袋字大原45番地の1

〒982-0251 太白区茂庭字新熊野64番地

●中田証明発行センター

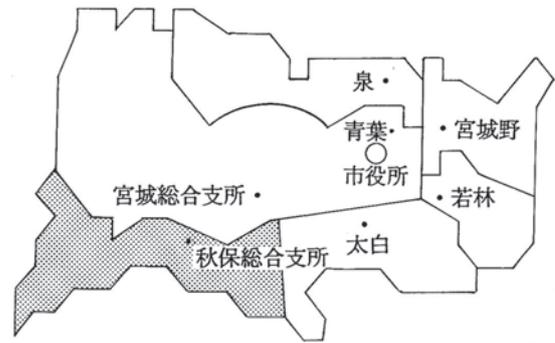
☎241-1111

〒981-1104 太白区中田四丁目1番5号

太白区秋保総合支所管内



秋保大滝



面積 (km ²)	145
住民基本台帳人口 (人)	4,192
住民基本台帳世帯数	1,910
人口密度 (人/km ²)	28.9
(平成29年4月1日現在)	

太白区の西部に位置する秋保地区は、面積145km²、東西24.5km、南北8.9kmの東西に細長く、西は山形市、南は柴田郡川崎町に隣接しています。

地区の西部には標高1,365mの大東岳をはじめとする奥羽山脈の山々がそびえ立ち、その山懐ふかく源を発する名取川が東西に流れ、磐司岩、秋保大滝、磊々峡などの名勝のほか、数多くの地域資源に恵まれています。秋保地区は、こうした地域資源を活用した体験観光や交流拠点づくりを通じて、市民の癒しの場としてさらに注目を集めています。

観光を中心とする産業が集積し、雄大な自然と古い歴史のある出湯の町「秋保温泉」は、東北有数のリゾート地として多くの観光客が訪れるとともに、仙台市民にとっても日帰りの行動圏で、四季を通じた気軽な憩いの場となっています。

また、この地区においては、ユネスコ無形文化遺産に登録された田植踊などの優れた民俗芸能や民話が継承されているほか、様々な手仕事を業とする工人たちが点在活動しており、その代表となる秋保工芸の里では、仙台箆笥、江戸ごま、埋木細工、こけし、木工、指物、染物の工房が立ち並び、手仕事から生み出される伝統工芸が受け継がれています。

平成23年3月11日発生の東日本大震災では、道路や家屋等の被害のほか、風評被害による外国人観光客の減少などがみられましたが回復傾向にあります。

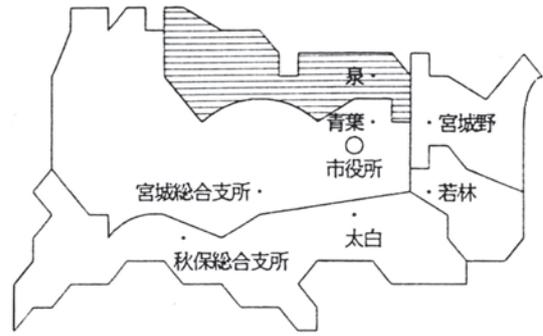
今後も、震災の経験や教訓を生かした安全・安心な地域づくりを進めるとともに、豊かな地域資源の一層の活用を進め、観光振興や特色あるまちづくりを推進していきます。

	<h2 style="text-align: center;">太白区秋保総合支所</h2> <p style="text-align: right;">☎399-2111</p> <p style="text-align: center;">〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45番地の1</p>
--	---

泉 区



泉 中 央 地 区



面 積 (km ²)	146.61
住民基本台帳人口 (人)	214,692
住民基本台帳世帯数	93,393
人 口 密 度 (人/km ²)	1,464.4
(平成29年4月1日現在)	

泉区は、仙台市の北部に位置し、区域は東西に広くその長さは約21.4kmに及びます。区の北西部に泉ヶ岳を擁し、中央に七北田川が流れるなど、恵まれた自然環境を持つ一方、泉中央地区を中心に、大規模な開発により都市基盤整備が行われ、本市北部の拠点としての都市機能を併せ持つ区域です。

七北田川を挟んだ丘陵部などでは、大小の住宅団地群の開発が進み、平成元年の区制移行後、区の人口は約6万7千人増加しており、本市全体の人口増加数のおよそ4割を占めています。

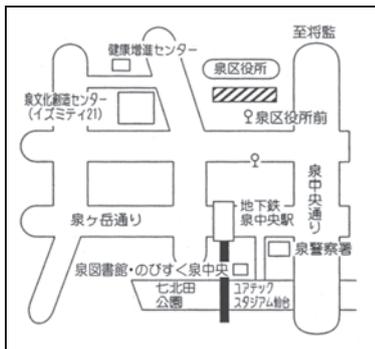
地下鉄南北線の北の起点である泉中央駅とその周辺地域は、「泉図書館」、「泉文化創造センター」及びベガルタ仙台の本拠地「ユアテックスタジアム仙台」などの文化・スポーツ施設や駅前広場、ショッピングセンターが整備され、充実した都市機能を有しています。

区の北部地域では、工業流通団地などとして泉パークタウンインダストリアルパーク、サイエンスパーク及びソフトパークが立地しています。

東北自動車道西側に位置する根白石地区などの西部地域では、水田を中心とした農業が営まれているほか、神社や史跡など歴史・文化の地域資源が多く存在しています。

また、泉区のシンボルである泉ヶ岳は、豊かな自然環境を有しており、市民が憩いの場として四季を通じて自然に触れ、リフレッシュできる山として親しまれています。

毎年8月七北田公園で開催される区民ふるさとまつりは、泉区の夏の風物詩として多くの区民で賑わいます。今後とも引き続き、郊外居住地域の活性化をはじめ、大学との連携による地域課題の解決や、泉西部地区における観光振興など、区民の方々と協働で活気あるまちづくりを進めます。



泉区役所

☎372-3111

〒981-3189 泉区泉中央二丁目1番地の1

●根白石証明発行センター ☎379-2111

〒981-3221 泉区根白石字杉下前24番地

●南光台証明発行センター ☎252-2111

〒981-8003 泉区南光台七丁目1番30号

区ごとの人口推移

(単位：人)

行政区 年次	青葉区		宮城野区	若林区	太白区		泉区	合計
	宮城 総合支所	秋保 総合支所						
平成元年	245,881	32,108	166,892	127,077	191,434	4,854	147,348	878,632
平成2年	246,609	35,059	167,638	126,713	194,457	4,909	153,721	889,138
平成3年	247,759	38,515	168,064	126,790	196,991	4,856	158,569	898,173
平成4年	249,325	40,759	169,444	126,677	200,284	4,890	164,256	909,986
平成5年	251,159	43,067	170,439	126,515	201,825	4,962	169,927	919,865
平成6年	252,560	45,521	170,284	126,811	203,651	4,956	174,832	928,138
平成7年	254,105	48,417	170,873	125,939	205,602	4,941	180,214	936,733
平成8年	255,334	50,541	170,593	126,008	208,931	5,024	185,786	946,652
平成9年	257,947	52,896	171,483	126,137	211,062	5,032	190,505	957,134
平成10年	259,585	54,587	172,040	125,934	213,277	5,039	194,528	965,364
平成11年	260,937	55,995	172,535	126,026	214,655	4,984	197,138	971,291
平成12年	261,797	57,857	172,484	125,927	216,377	4,885	199,138	975,723
平成13年	262,388	58,960	173,149	126,344	217,759	4,869	201,758	981,398
平成14年	264,001	60,415	173,472	126,566	218,927	4,828	203,747	986,713
平成15年	265,031	61,412	173,926	127,411	219,624	4,778	205,177	991,169
平成16年	265,824	62,121	174,470	127,494	219,727	4,764	206,717	994,232
平成17年	266,483	62,981	176,134	126,741	220,052	4,721	207,789	997,199
平成18年	266,704	64,092	178,237	126,468	219,154	4,668	207,839	998,402
平成19年	267,664	65,347	179,932	126,404	218,535	4,646	208,852	1,001,387
平成20年	268,910	66,283	181,648	126,262	217,687	4,594	209,226	1,003,733
平成21年	270,171	67,456	182,998	126,771	217,187	4,541	209,395	1,006,522
平成22年	271,520	67,820	183,307	127,967	217,025	4,469	210,437	1,010,256
平成23年	272,886	68,348	183,397	127,554	217,056	4,340	210,699	1,011,592
平成24年	278,032	69,733	182,457	127,161	219,940	4,305	212,651	1,020,241
平成25年	286,009	70,845	185,105	128,992	222,468	4,318	215,948	1,038,522
平成26年	288,775	71,657	186,761	129,877	224,079	4,250	216,700	1,046,192
平成27年	289,848	72,449	187,732	130,577	225,623	4,237	216,516	1,050,296
平成28年	290,280	73,139	188,522	132,465	226,242	4,197	215,795	1,053,304
平成29年	290,346	73,401	188,817	133,793	226,069	4,192	214,692	1,053,717

(4月1日現在住民基本台帳人口)

区ごとの世帯数推移

(単位：世帯)

行政区 年次	青葉区		宮城野区	若林区	太白区		泉区	合計
	宮城 総合支所	秋保 総合支所						
平成元年	100,348	9,402	61,288	46,014	66,320	1,349	44,772	318,742
平成2年	102,016	10,330	62,533	46,461	68,383	1,433	47,471	326,864
平成3年	104,112	11,534	63,750	47,232	70,427	1,421	49,822	335,343
平成4年	106,439	12,403	65,314	47,864	73,006	1,481	52,746	345,369
平成5年	108,498	13,302	66,797	48,639	74,465	1,534	55,482	353,881
平成6年	110,326	14,277	67,446	49,359	76,256	1,598	58,108	361,495
平成7年	111,916	15,563	68,272	49,437	77,897	1,626	60,983	368,505
平成8年	113,551	16,521	68,929	50,074	80,338	1,705	64,040	376,932
平成9年	115,895	17,517	70,228	50,745	81,902	1,718	66,587	385,357
平成10年	117,599	18,302	71,392	51,238	83,687	1,764	69,054	392,970
平成11年	119,018	19,038	72,230	51,767	84,976	1,759	70,810	398,801
平成12年	120,282	19,906	72,844	52,197	86,322	1,713	72,405	404,050
平成13年	121,302	20,494	73,644	52,721	87,557	1,738	73,888	409,112
平成14年	122,816	21,252	74,454	53,184	88,620	1,738	75,361	414,435
平成15年	123,548	21,765	75,303	53,983	89,439	1,747	76,605	418,878
平成16年	124,516	22,359	76,181	54,503	90,156	1,779	77,908	423,264
平成17年	125,736	22,974	77,487	54,640	90,659	1,780	79,102	427,624
平成18年	126,720	23,685	79,106	55,090	91,176	1,795	80,020	432,112
平成19年	127,844	24,428	80,558	55,561	91,696	1,824	81,381	437,040
平成20年	129,468	24,982	81,968	55,941	91,893	1,841	82,521	441,791
平成21年	130,743	25,687	83,322	56,690	92,377	1,844	83,409	446,541
平成22年	131,821	26,033	83,936	57,609	92,942	1,835	84,601	450,909
平成23年	133,002	26,410	84,453	57,873	93,548	1,769	85,500	454,376
平成24年	136,874	27,213	84,333	58,429	95,648	1,787	87,444	462,728
平成25年	142,739	27,967	86,064	59,888	97,601	1,848	89,752	476,044
平成26年	145,168	28,444	87,550	60,847	99,324	1,849	91,047	483,936
平成27年	146,472	29,082	88,999	61,721	100,916	1,878	91,829	489,937
平成28年	147,510	29,611	90,092	63,255	102,021	1,884	92,714	495,592
平成29年	148,262	30,008	90,998	64,287	102,728	1,910	93,393	499,668

(4月1日現在住民基本台帳世帯数)

事業所概況（民営事業所）

平成26年7月1日現在（単位：事業所，人）

区分	青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区		全市	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農林漁業	25	205	6	33	12	135	15	77	13	115	71	565
鉱業，採石業， 砂利採取業	2	3	2	10	1	11	1	1	1	8	7	33
建設業	1,274	20,013	884	10,293	728	8,950	730	5,710	870	7,439	4,486	52,405
製造業	353	4,350	381	5,958	386	4,240	190	1,602	181	3,751	1,491	19,901
電気・ガス・ 熱供給・水道業	14	2,710	4	90	6	311	3	245	7	235	34	3,591
情報通信業	568	12,269	116	3,253	90	3,153	48	409	72	956	894	20,040
運輸業，郵便業	191	5,459	590	14,820	205	5,563	154	2,742	175	4,158	1,315	32,742
卸売業・小売業	5,117	48,331	2,820	30,190	2,467	22,865	1,771	14,865	2,047	20,353	14,222	136,604
金融業，保険業	554	13,094	151	2,067	78	712	76	776	105	1,748	964	18,397
不動産業， 物品賃貸業	1,662	8,802	775	3,202	576	2,533	457	1,687	426	1,870	3,896	18,094
学術研究，専門・ 技術サービス業	1,530	14,341	417	3,539	221	1,817	291	1,967	389	2,276	2,848	23,940
宿泊業， 飲食サービス業	3,465	30,373	791	7,232	492	3,484	700	7,415	732	6,717	6,180	55,221
生活関連サービス業， 娯楽業	1,524	9,601	617	4,165	482	2,203	649	3,177	685	3,959	3,957	23,105
教育，学習支援業	695	15,955	231	2,324	162	1,663	247	2,165	375	2,999	1,710	25,106
医療，福祉	1,411	25,608	667	11,907	434	4,874	665	11,319	755	9,861	3,932	63,569
複合サービス事業	57	2,067	32	866	25	489	36	1,249	25	529	175	5,200
サービス業 (他に分類されないもの)	1,592	38,538	694	11,139	423	5,332	289	3,331	375	4,683	3,373	63,023
全産業	20,034	251,719	9,178	111,088	6,788	68,335	6,322	58,737	7,233	71,657	49,555	561,536
区の占める割合 (%)	40.4	44.8	18.5	19.8	13.7	12.2	12.8	10.5	14.6	12.8	100.0	100.0

資料：平成26年「経済センサス基礎調査」（総務省統計局）

商 工 業 概 況

区 分	商業（平成26年7月1日現在）			工業（平成26年12月31日現在）		
	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）	年間商品 販売額 （億円）	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）	製造品 出荷額等 （百万円）
青 葉 区	3,315	30,435	37,974	83	2,234	33,696
宮 城 野 区	1,966	20,501	16,967	161	5,089	892,619
若 林 区	1,743	16,623	13,482	162	3,501	56,075
太 白 区	1,271	10,432	3,755	51	939	12,821
泉 区	1,419	13,343	7,011	61	3,723	93,151
全 市	9,714	91,334	79,188	518	15,486	1,088,363

※ 資料：平成26年「商業統計調査」（経済産業省），平成26年「工業統計調査」（従業者4人以上の事業所）（宮城県独自集計による）

※ 年間商品販売額は、区毎に億円未満四捨五入。

農 業 概 況（農業経営体）

平成27年2月1日現在

区 分	農業経営体数		経営耕地面積（ヘクタール）			
		うち販売農家数	総 数	田	畑	樹 園 地
青 葉 区	397	391	589	466	117	6
宮 城 野 区	350	342	923	873	50	0
若 林 区	363	346	1,510	1,354	156	0
太 白 区	573	560	864	657	201	7
泉 区	590	583	1,312	1,215	90	7
全 市	2,273	2,222	5,198	4,563	614	20

※ 資料：2015年「農林業センサス」（宮城県独自集計による）

※ 農業経営体とは、農産物の生産を行うか、または委託を受けて農作業を行う者をいう。

※ 販売農家とは、経営耕地面積が30アール以上または年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

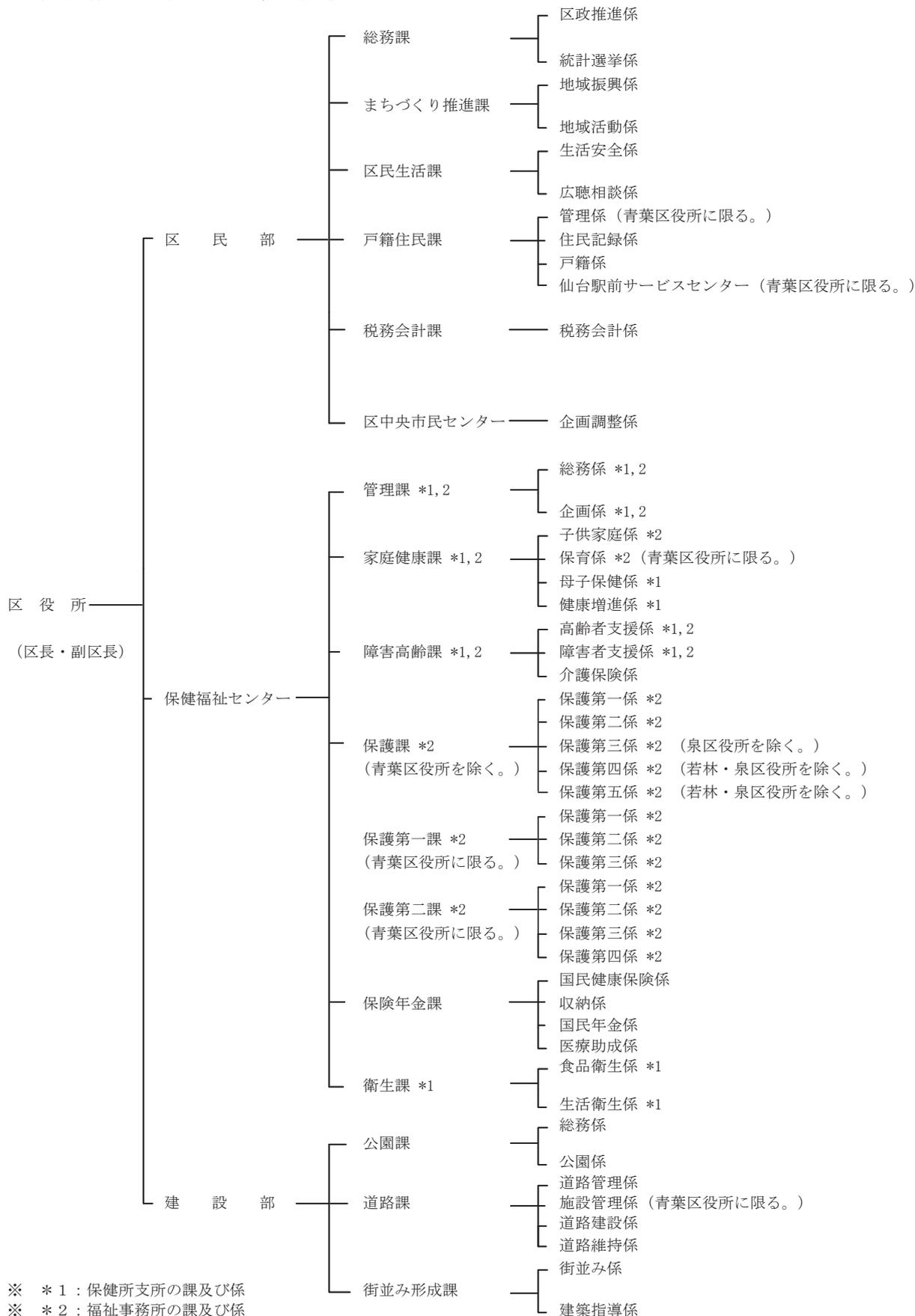
※ 経営耕地面積は、内訳毎、区毎にヘクタール未満四捨五入。

5. 区役所組織図

【区役所】

(平成29年4月1日現在)

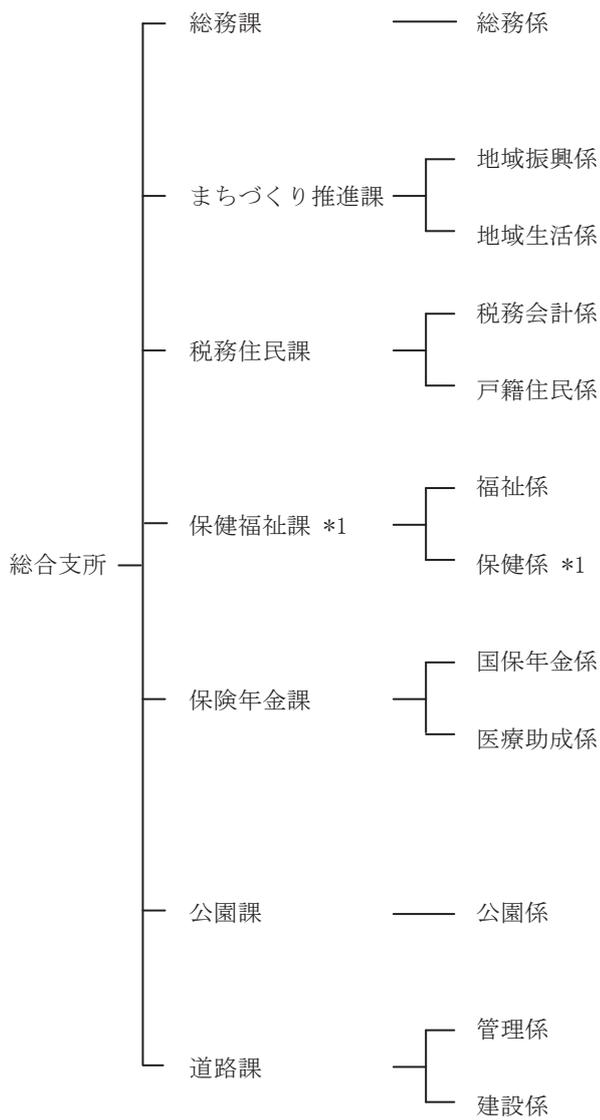
* 総合支所に係る組織については、別途記載



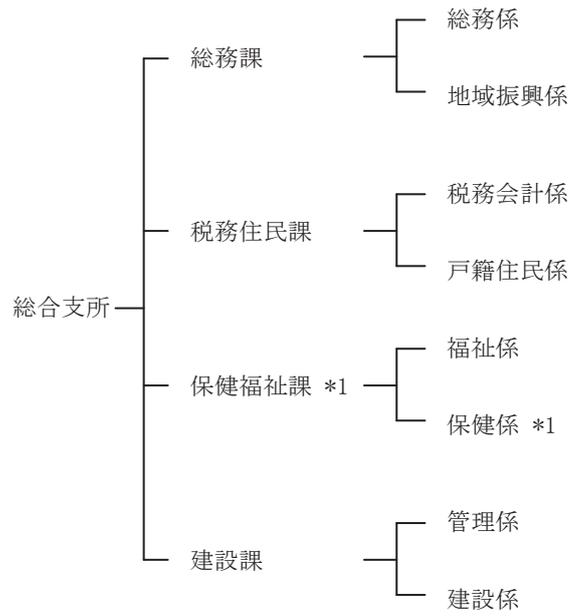
※ *1 : 保健所支所の課及び係

※ *2 : 福祉事務所の課及び係

〈青葉区役所宮城総合支所〉



〈太白区役所秋保総合支所〉



※ * 1 : 保健所支所の課及び係

6. 区役所組織の変遷

【青葉、宮城野、若林及び太白区役所】

年 月	組 織 改 正 の 概 要
平成2年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉部福祉課福祉係を福祉第一係及び福祉第二係とする。 ○ 建設部管理課管理係を管理第一係及び管理第二係とする。
平成3年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ (財)仙台市地域振興公社への管理委託に伴い、青葉区総務部戦災復興記念館及び市民会館を廃止する。 ○ (財)仙台市スポーツ振興事業団への管理委託に伴い、青葉区総務部地域振興課レジャーセンター及び若林区総務部地域振興課勤労者体育館を廃止する。
平成4年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税務部納税課収納係及び整理係を管理係及び納税係に名称変更する。 ○ 建設部管理課下水道係を廃止する。
平成5年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部地域振興課(振興係, 広報広聴係, 市民生活係)及び経済課(商工振興係, 農政係)を地域振興課(振興係, 商工係, 農政係)及び市民生活課(広報広聴係, 市民生活係)とする。
平成6年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部地域振興課(振興係, 商工係, 農政係)及び市民生活課(広報広聴係, 市民生活係)を再編し, まちづくり推進課(振興係, 企画係, 広聴係)及び生活経済課(市民生活係, 経済係)とする。 ○ 福祉部福祉課福祉第一係を障害福祉係に名称変更し, 福祉第二係を高齡福祉係及び児童福祉係に分割する。
平成8年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生局保健所及び福祉部を統合し, 保健福祉センターとする。 ○ 総務部(総務課, まちづくり推進課, 生活経済課, 市民課, 支所(7))及び税務部(納税課, 市民税課, 固定資産税課)を統合し, 総務部(総務課, まちづくり推進課, 生活経済課, 市民課, 納税課, 市民税課, 固定資産税課, 支所(7))とする。 ○ 衛生局保健所(総務課, 衛生課, 予防課, 宮城支所, 秋保支所)並びに福祉部(福祉課, 保護課, 保険年金課), 宮城総合支所福祉課, 秋保総合支所福祉課を再編し, 保健福祉センター(管理課, 高齡保健福祉課, 保健福祉課, 保護課, 保険年金課, 衛生課), 宮城総合支所保健福祉課及び秋保総合支所保健福祉課とする。(再掲) ○ 衛生局保健所〔総務課(総務係)及び予防課(予防第一係, 予防第二係)並びに福祉部〔福祉課(総務係, 障害福祉係, 高齡福祉係, 児童福祉係)〕を再編し, 保健福祉センター〔管理課(総務係, 地域健康係), 高齡保健福祉課(高齡福祉係, 成人保健係)及び保健福祉課(障害福祉係, 児童福祉係, 予防係, 保健係)〕とする。(再掲) ○ 会計課の事務を総務部納税課に移管することに伴い, 会計課を廃止する。 ○ 総務部まちづくり推進課広聴係を広聴相談係に名称変更する。 ○ 税務部納税課管理係及び会計課会計係を統合し, 総務部納税課会計収納係とする。(青葉区を除く。) ○ 青葉区税務部納税課管理係及び青葉区会計課会計係を再編し, 総務部納税課管理係及び会計収納係とする。 ○ 衛生局保健所総務課総務係及び福祉部福祉課総務係を再編し, 保健福祉センター管理課総務係及び地域健康係とする。(再掲) ○ 衛生局保健所予防課予防第一係を保健福祉センター保健福祉課に移管し, 予防係とする。(再掲) ○ 衛生局保健所予防課予防第二係を保健福祉センター高齡保健福祉課成人保健係及び保健福祉課保健係に分割する。(再掲) ○ 福祉部福祉課高齡福祉係を保健福祉センター高齡保健福祉課に, 障害福祉係及び児童福祉係を保健福祉課に移管する。(再掲) ○ 建設部建築宅地課建築指導係を建築指導係及び建築審査係に分割する。
平成9年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設部建設課維持事務所(第3種公所)を維持係とする。
平成10年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市整備局指導部建築審査課の事務の一部を建設部建築宅地課に移管する。 ○ 保健福祉センター保健福祉課児童館を健康福祉局健康福祉部児童保健福祉課に移管する。
平成11年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉センター高齡保健福祉課に介護保険係を新設する。 ○ 建設部管理課管理第一係, 管理第二係を道路管理係に改める。
平成12年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部総務課(総務係, 経理係, 調査係), まちづくり推進課(振興係, 企画係, 広聴相談係)及び生活経済課(市民生活係, 経済係)を再編し, 総務課(総務係, 企画経理係, 選挙調査係)及びまちづくり推進課(地域振興係, 地域活動係, 広聴相談係)とする。

平成13年2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮城野区総務部高砂支所及び岩切支所（いずれも第2種公所）を廃止し、総務部に高砂行政サービスセンター及び岩切行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を新設する。 ○ 若林区総務部六郷支所及び七郷支所（いずれも第2種公所）を廃止し、総務部に六郷行政サービスセンター及び七郷行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を新設する。 ○ 太白区総務部西多賀支所、中田支所及び生出支所（いずれも第2種公所）を廃止し、総務部に中田行政サービスセンター及び生出行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を新設する。
平成13年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉センター管理課（総務係、地域健康係）、高齢保健福祉課（高齢福祉係、介護保険係、成人保健係）及び保健福祉課（障害福祉係、児童福祉係、予防係、保健係）を再編し、管理課（総務係、企画係）、家庭健康課（こども家庭係、母子保健係、健康増進係）及び障害高齢課（高齢者支援係、障害者支援係、介護保険係）とする。
平成14年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設部建設課工事第一係を道路建設係に改め、工事第二係及び維持係を再編し、道路維持係及び公園係とする。
平成15年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部市民税課（諸税係、市民税係）及び固定資産税課（土地係、家屋係）を統合し、課税課（市民税係、土地係、家屋係）とする。（青葉区を除く。） ○ 青葉区役所総務部納税課管理係を会計収納係に統合し、市民税課市民税第一、第二係を統合し、市民税係とする。 ○ 保健福祉センター保険年金課に収納係を新設する。
平成16年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青葉区保健福祉センター保護課及び宮城野区保健福祉センター保護課に保護第四係を新設する。
平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部を区民部に名称変更する。 ○ 区民部に区民生活課（生活安全係、広聴相談係）を新設する。 ○ 総務部市民課を区民部戸籍住民課に名称変更する。 ○ 建設部管理課（総務係、道路管理係）及び建設課（道路建設係、道路維持係、公園係）を再編し、公園課（総務係、公園係）及び道路課（道路管理係、道路建設係、道路維持係）とする。 ○ 建設部建築宅地課（開発指導係、建築指導係、建築審査係）の名称を変更するとともに係を再編し、街並み形成課（宅地調整係、街並み係、建築指導係）とする。 ○ 総務部まちづくり推進課広聴相談係を区民部区民生活課に移管する。 ○ 総務部市民課管理係を廃止する。（青葉区を除く。） ○ 保健福祉センター家庭健康課こども家庭係を子供家庭係に名称変更する。
平成19年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政局税務部特別滞納整理室（課相当）及び区民部納税課納税係を再編し、財政局税務部徴収企画課、法人徴収課及び個人徴収課とする。 ○ 青葉区区民部納税課会計収納係及び市民税課（諸税係、市民税係）を統合し、税務課（会計収納係、市民税係）とする。 ○ 青葉区役所を除く区民部納税課会計収納係及び課税課（市民税係、土地係、家屋係）を再編し、税務課（会計収納係、市民税係）及び固定資産税課（土地係、家屋係）とする。 ○ 区民部総務課総務係及び企画経理係を統合し、総務係とする。 ○ 青葉区区民部市民税課諸税係及び市民税係を統合し、税務課市民税係とする。
平成21年2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮城野区区民部高砂行政サービスセンター及び岩切行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を廃止する。 ○ 若林区区民部六郷行政サービスセンター及び七郷行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を廃止する。 ○ 太白区区民部中田行政サービスセンター及び生出行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を廃止する。
平成22年2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青葉区区民部戸籍住民課に仙台駅前サービスセンター（第3種公所）を新設する。
平成22年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設部街並み形成課宅地調整係を都市整備局住環境部開発調整課に移管し、宅地指導係及び審査係とする。
平成23年5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民部総務課総務係及び選挙調査係を区政推進係及び統計選挙係に名称変更する。 ○ 区民部に区中央市民センターを教育局より移管し、事業企画係を企画調整係に名称変更する。（宮城野区を除く。） ○ 宮城野区区民部に市民センター事業推進室（企画調整係）を新設する。 ○ 若林区保健福祉センター保護課に保護第三係を新設する。 ○ 太白区保健福祉センター保護課に保護第四係を新設する。
平成24年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青葉区保健福祉センター保護課に保護第五係を新設する。
平成24年8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮城野区区民部市民センター事業推進室の名称を変更し、宮城野区中央市民センターとする。

平成24年10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政局税務部並びに各区区民部（青葉区宮城総合支所を含む。）税務課及び固定資産税課（太白区秋保総合支所税務住民課会計税務係を含む。）を再編し、財政局税務部（税制課，市民税企画課，資産税企画課，市民税課，資産課税課，北固定資産税課，南固定資産税課）及び納税部（納税管理課，滞納対策課，北徴収課，南徴収課）とする。 ○ 区民部税務課及び固定資産税課を再編し，税務会計課（税務会計係）とする。
平成26年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青葉区保健福祉センター保護課に保護第六係を新設する。
平成27年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青葉区保健福祉センター保護課（保護第一係・保護第二係・保護第三係・保護第四係・保護第五係・保護第六係）を再編し，保護第一課（保護第一係・保護第二係・保護第三係）及び保護第二課（保護第一係・保護第二係・保護第三係）とする。 ○ 保健福祉センターの管理課（総務係・企画係），家庭健康課（母子保健係・健康増進係），障害高齢課（高齢者支援係・障害者支援係），衛生課（食品衛生係・環境衛生係）を保健所支所の課及び係とする。
平成28年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太白区保健福祉センター保護課に保護第五係を新設する。
平成29年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民部にふるさと支援担当課長を配置する。 ○ 保健福祉センター衛生課環境衛生係を生活衛生係に名称変更する。 ○ 青葉区保健福祉センター家庭健康課に保育係を新設する。 ○ 青葉区保健福祉センター保護第二課に保護第四係を新設する。 ○ 青葉区建設部道路課に施設管理係を新設する。 ○ 宮城野区保健福祉センター保護課に保護第五係を新設する。

【泉区役所】

年 月	組 織 改 正 の 概 要
平成2年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部総務課職員厚生係を廃止する。 ○ 総務部総務課契約係を経理係に統合する。 ○ 総務部地域振興課の泉婦人会館及び泉中高年齢労働者福祉センターを市民局市民生活部勤労市民課の公所とする。 ○ 税務部固定資産税課の管理係，資産税第一係及び資産税第二係を再編し，土地係，家屋第一係及び家屋第二係とする。 ○ 福祉部保険年金課給付係を国民健康保険係へ統合する。
平成3年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部市民生活課清掃係を廃止する。 ○ 建設部用地課を財政局用地部に移管し，用地第三課に名称変更する。 ○ 建設部用地課地籍調査係を廃止する。 ○ 福祉部福祉第一課に館児童センターを新設する。
平成4年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税務部納税課収納係及び整理係を管理係及び納税係に名称変更する。 ○ 建設部管理課下水道係を廃止する。 ○ 福祉部福祉第一課に松陵児童センターを新設する。
平成5年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部商工振興課（振興係，観光係）及び農政課（農政係，農業施設係）を経済課（商工振興係，農政係，農業施設係）とする。 ○ 建設部建設第一課（道路第一係，道路第二係，道路維持係）及び建設第二課（公園緑地係，街路係）を建設課（工事第一係，工事第二係，道路維持係）とする。 ○ 福祉部福祉第一課に住吉台児童センターを新設する。 ○ 建設部管理課管理係を管理第一係及び管理第二係とする。
平成6年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部地域振興課（振興係，広報係），市民生活課（相談係，市民生活係）及び経済課（商工観光係，農政係，農業施設係）を再編し，まちづくり推進課（振興係，企画係，広聴係）及び生活経済課（市民生活係，商工観光係，農林係）とする。 ○ 税務部市民税課市民税第一係及び市民税第二係を統合し，市民税係とする。 ○ 税務部固定資産税課家屋第一係及び家屋第二係を統合し，家屋係とする。 ○ 福祉部福祉第一課に高森東児童センターを新設する。 ○ 福祉部福祉第二課福祉第一係を高齢福祉係に，福祉第二係を障害福祉係に，児童係を児童福祉係に名称変更する。
平成8年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生局保健所及び福祉部を統合し，保健福祉センターとする。 ○ 総務部（総務課，まちづくり推進課，生活経済課，市民課，支所(3)）及び税務部（納税課，市民税課，固定資産税課）を統合し，総務部（総務課，まちづくり推進課，生活経済課，市民課，納税課，市民税課，固定資産税課，支所(3)）とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生局保健所（総務課，衛生課，予防課）並びに福祉部（福祉第一課，福祉第二課，保険年金課）を再編し，保健福祉センター（管理課，高齢保健福祉課，保健福祉課，地域福祉課，保険年金課，衛生課）とする。（再掲） ○ 衛生局保健所総務課（総務係）及び予防課（予防第一係，予防第二係）並びに福祉部福祉第一課（総務係，施設係，児童館(7)，児童センター(15)）及び福祉第二課（高齢福祉係，障害福祉係，保護係，児童福祉係）を再編し，保健福祉センター管理課（総務係，地域健康係），高齢保健福祉課（高齢福祉係，成人保健係），保健福祉課（障害福祉係，児童福祉係，予防係，保健係）及び地域福祉課（保護係，施設係，児童館(7)，児童センター(16)）とする。（再掲） ○ 会計課の事務を総務部納税課に移管することに伴い，会計課を廃止する。 ○ 総務部まちづくり推進課広聴係を広聴相談係に名称変更する。 ○ 税務部納税課管理係及び会計課会計係を統合し，総務部納税課会計収納係とする。 ○ 衛生局保健所予防課予防第一係を保健福祉センター保健福祉課に移管し予防係とする（再掲） ○ 衛生局保健所予防課予防第二係を保健福祉センター高齢保健福祉課成人保健係及び保健福祉課保健係に分割する。（再掲） ○ 衛生局保健所総務課総務係及び福祉部福祉第一課総務係を再編し，保健福祉センター管理課総務係及び地域健康係とする。（再掲） ○ 福祉部福祉第一課施設係，児童館(7)及び児童センター(15)を保健福祉センター地域福祉課に移管する。（再掲） ○ 保健福祉センター地域福祉課に北中山児童センターを新設する。 ○ 福祉部福祉第二課高齢福祉係を保健福祉センター高齢保健福祉課に，障害福祉係及び児童福祉係を保健福祉課に，保護係を地域福祉課に移管する。（再掲） ○ 建設部建築宅地課建築指導係を建築指導係及び建築審査係に分割する。
平成10年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市整備局指導部建築審査課の事務の一部を建設部建築宅地課に移管する。 ○ 保健福祉センター地域福祉課児童館(7)及び児童センター(16)を健康福祉局健康福祉部児童保健福祉課に移管，地域福祉課保護係を保健福祉センター管理課に移管し地域福祉課施設係を廃止する。これに伴い地域福祉課を廃止する。
平成11年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部生活経済課商工観光係，農林係を経済係に再編する。 ○ 保健福祉センター高齢保健福祉課に介護保険係を新設する。 ○ 建設部管理課管理第一係，管理第二係を道路管理係に改める。
平成12年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部総務課（総務係，経理係，調査係），まちづくり推進課（振興係，企画係，広聴相談係）及び生活経済課（市民生活係，経済係）を再編し，総務課（総務係，企画経理係，選挙調査係）及びまちづくり推進課（地域振興係，地域活動係，広聴相談係）とする。
平成13年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部根白石支所，南光台支所及び黒松支所（いずれも第2種公所）を廃止し，総務部に根白石行政サービスセンター及び南光台行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を新設する。
平成13年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉センター管理課（総務係，地域健康係，保護係），高齢保健福祉課（高齢福祉係，介護保険係，成人保健係）及び保健福祉課（障害福祉係，児童福祉係，予防係，保健係）を再編し，管理課（総務係，企画係，保護係），家庭健康課（子ども家庭係，母子保健係，健康増進係）及び障害高齢課（高齢者支援係，障害者支援係，介護保険係）とする。
平成14年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設部建設課工事第一係を道路建設係，工事第二係を公園係に改める。
平成15年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部市民税課（諸税係，市民税係）及び固定資産税課（土地係，家屋係）を統合し，課税課（市民税係，土地係，家屋係）とする。 ○ 保健福祉センター保険年金課に収納係を新設する。
平成18年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部を区民部に名称変更する。 ○ 区民部に区民生活課（生活安全係，広聴相談係）を新設する。 ○ 総務部市民課を区民部戸籍住民課に名称変更する。 ○ 保健福祉センターに保護課（保護係）を新設する。 ○ 建設部管理課（総務係，道路管理係）及び建設課（道路建設係，道路維持係，公園係）を再編し，公園課（総務係，公園係）及び道路課（道路管理係，道路建設係，道路維持係）とする。 ○ 建設部建築宅地課（開発指導係，建築指導係，建築審査係）の名称を変更するとともに係を再編し，街並み形成課（宅地調整係，街並み係，建築指導係）とする。 ○ 総務部まちづくり推進課広聴相談係を区民部区民生活課に移管する。 ○ 総務部市民課管理係を廃止する。 ○ 保健福祉センター家庭健康課子ども家庭係を子供家庭係に名称変更する。 ○ 保健福祉センター管理課保護係を保護課に移管する。

平成19年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政局税務部特別滞納整理室（課相当）及び区民部納税課納税係を再編し、財政局税務部徴収企画課、法人徴収課及び個人徴収課とする。 ○ 区民部納税課会計収納係及び課税課（市民税係、土地係、家屋係）を再編し、税務課（会計収納係、市民税係）及び固定資産税課（土地係、家屋係）とする。 ○ 区民部総務課総務係及び企画経理係を統合し、総務係とする。
平成21年2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民部根白石行政サービスセンター及び南光台行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を廃止する。
平成21年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉センター保護課保護係を分割し、保護第一係及び保護第二係とする。
平成22年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設部街並み形成課宅地調整係を都市整備局住環境部開発調整課に移管し、宅地指導係及び審査係とする。
平成23年5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民部総務課総務係及び選挙調査係を区政推進係及び統計選挙係に名称変更する。 ○ 区民部に泉区中央市民センターを教育局より移管し、事業企画係を企画調整係に名称変更する。
平成24年10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政局税務部並びに各区区民部（青葉区宮城総合支所を含む。）税務課及び固定資産税課（太白区秋保総合支所税務住民課会計税務係を含む。）を再編し、財政局税務部（税制課、市民税企画課、資産税企画課、市民税課、資産課税課、北固定資産税課、南固定資産税課）及び納税部（納税管理課、滞納対策課、北徴収課、南徴収課）とする。 ○ 区民部税務課及び固定資産税課を再編し、税務会計課（税務会計係）とする。
平成27年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉センターの管理課（総務係・企画係）、家庭健康課（母子保健係・健康増進係）、障害高齢課（高齢者支援係・障害者支援係）、衛生課（食品衛生係・環境衛生係）を保健所支所の課及び係とする。
平成29年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民部にふるさと支援担当課長を配置する。 ○ 保健福祉センター衛生課環境衛生係を生活衛生係に名称変更する。

【宮城総合支所】

年 月	組 織 改 正 の 概 要
平成2年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税務課固定資産税係を土地係及び家屋係とする。 ○ 福祉課福祉第一係及び福祉第二係を統合し、福祉係とする。 ○ 経済課農政係及び畜産林務係を再編し、農政係及び農林土木係とする。
平成3年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設課地積調査係を廃止する。
平成6年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域振興課（振興係、市民生活係、広報広聴係）及び経済課（商工観光係、農政係、農林土木係）を再編し、まちづくり推進課（振興係、広聴係）及び生活経済課（市民生活係、経済観光係）とする。 ○ 税務課（市民税係、土地係、家屋係、収納係）を税務課（収納係、市民税係）及び固定資産税課（土地係、家屋係）に分割する。 ○ 総務課経理係を総務係に統合する。
平成8年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生局青葉保健所宮城支所（衛生係、予防係）及び青葉区宮城総合支所福祉課（福祉係、国民健康保険係、国民年金係、児童館(6)）を統合し、青葉区宮城総合支所保健福祉課（福祉係、国保年金係、保健係、児童館(7)）とする。 ○ 会計課の事務を税務課に移管することに伴い、会計課を廃止する。 ○ まちづくり推進課広聴係を広聴相談係に名称変更する。 ○ 税務課収納係及び会計課会計係を統合し、税務課会計収納係とする。 ○ 市民課の係制（市民係、戸籍係）を廃止する。 ○ 福祉課国民健康保険係及び国民年金係を統合し、保健福祉課国保年金係とする。（再掲） ○ 衛生局青葉保健所宮城支所衛生係及び予防係を統合し、保健福祉課保健係とする。（再掲） ○ 福祉課吉成児童館を保健福祉課南吉成児童館に名称変更し、同課に吉成児童館を新設する。 ○ 建設課建設係を工事第一係及び工事第二係に分割する。
平成10年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉課児童館(7)（第3種公所）を健康福祉局健康福祉部児童保健福祉課に移管する。
平成12年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくり推進課（振興係、広聴相談係）及び生活経済課（市民生活係、観光経済係）を再編し、まちづくり推進課（地域振興係、経済観光係、広聴相談係）とする。 ○ 建設管理課（管理係）の新設に伴い、建設課管理係を廃止する。
平成13年2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 吉成行政サービスセンター（第2種公所）を新設する。 ○ 総務課芋沢出張所、大倉出張所及び吉成出張所（いずれも第3種公所）を廃止し、総務課に芋沢行政サービスセンター及び大倉行政サービスセンター（いずれも第3種公所）を新設する。

平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民課を戸籍住民課に名称変更する。 ○ 建設管理課（管理係）及び建設課（工事第一係，工事第二係）を再編し，公園課（公園係）及び道路課（管理係，建設係）とする。 ○ まちづくり推進課広聴相談係を総務課に移管するとともに，地域振興係及び経済観光係を再編し，地域振興係及び生活安全係とする。
平成21年2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 吉成行政サービスセンター（第2種公所）を廃止する。 ○ 総務課芋沢行政サービスセンター及び大倉行政サービスセンター（いずれも第3種公所）を廃止する。
平成21年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務課広聴相談係とまちづくり推進課生活安全係を統合し，まちづくり推進課地域生活係とする。
平成23年5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉課に医療助成係を新設する。
平成24年10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政局税務部並びに各区区民部（青葉区宮城総合支所を含む。）税務課及び固定資産税課（太白区秋保総合支所税務住民課会計税務係を含む。）を再編し，財政局税務部（税制課，市民税企画課，資産税企画課，市民税課，資産課税課，北固定資産税課，南固定資産税課）及び納税部（納税管理課，滞納対策課，北徴収課，南徴収課）とする。 ○ 税務課及び固定資産税課を再編し，税務会計課（税務会計係）とする。
平成25年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税務会計課（税務会計係）及び戸籍住民課（係制なし）を統合し，税務住民課（税務会計係，戸籍住民係）とする。 ○ 保健福祉課（福祉係，保健係，国保年金係，医療助成係）を分割し，保健福祉課（福祉係，保健係）及び保険年金課（国保年金係，医療助成係）とする。
平成27年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉課（保健係）を保健所支所の課及び係とする。
平成29年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮城総合支所にふるさと支援担当課長を配置する。

【秋保総合支所】

年 月	組 織 改 正 の 概 要
平成6年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務課（総務係，振興係）及び経済課（商工観光係，農林係）を再編し，総務課（総務係，振興係，経済観光係）とする。
平成8年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生局太白保健所秋保支所（係制なし）及び太白区秋保総合支所福祉課（福祉係，国保年金係）を統合し，秋保総合支所保健福祉課（福祉係，保健係，児童館(1)）とする。 ○ 会計課の事務を市民課に移管することに伴い，会計課を廃止する。 ○ 市民課税務係を会計税務係に名称変更する。 ○ 福祉課福祉係及び国保年金係を統合し，保健福祉課福祉係とする。（再掲） ○ 保健福祉課に保健係及び湯元児童館を新設する。
平成10年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉課児童館(1)（第3種公所）を健康福祉局健康福祉部児童保健福祉課に移管する。
平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民課（会計税務係，市民係）の名称を変更し，税務住民課（会計税務係，戸籍住民係）とする。 ○ 総務課振興係及び経済観光係を統合し，地域振興係とする。
平成24年10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政局税務部並びに各区区民部（青葉区宮城総合支所を含む。）税務課及び固定資産税課（太白区秋保総合支所税務住民課会計税務係を含む。）を再編し，財政局税務部（税制課，市民税企画課，資産税企画課，市民税課，資産課税課，北固定資産税課，南固定資産税課）及び納税部（納税管理課，滞納対策課，北徴収課，南徴収課）とする。 ○ 税務住民課会計税務係の名称を変更し，税務会計係とする。
平成27年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉課（保健係）を保健所支所の課及び係とする。
平成29年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秋保総合支所にふるさと支援担当課長を配置する。

7. 平成29年度各区・総合支所歳出当初予算の概要

※青葉区・太白区の数値には、総合支所の予算を含まない。

(単位：千円)

予算科目(款・項・目)	青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	秋保総合支所	泉区
2 総務費	86,603	2,148	41,077	31,142	48,193	1,771	54,029
1 総務管理費	22,257	440	5,083	4,488	6,894	203	5,418
1 一般管理費	-	-	-	-	-	-	-
2 人事管理費	4,960	-	2,160	2,210	3,150	-	2,410
3 広報費	-	-	-	-	-	-	-
4 事務管理費	700	-	400	350	700	-	550
5 財政管理費	3,400	300	2,350	1,700	2,850	120	2,300
8 財産管理費	13,197	140	173	228	194	83	158
9 庁舎管理費	-	-	-	-	-	-	-
2 企画費	57	4	41	36	43	-	104
1 企画管理費	-	-	-	-	-	-	-
4 統計調査費	57	4	41	36	43	-	104
3 税務費	2,304	662	2,008	1,228	2,174	189	2,042
1 税務総務費	2,304	662	2,008	1,228	2,174	189	2,042
2 賦課徴収費	-	-	-	-	-	-	-
4 選挙費	61,985	1,042	33,945	25,390	39,082	1,379	46,465
1 選挙管理委員会費	116	-	116	116	116	-	116
2 選挙啓発費	54	-	60	47	45	-	92
3 知事選挙費	30,069	575	16,374	12,463	19,594	743	23,329
92 市長選挙費	31,746	467	17,395	12,764	19,327	636	22,928
3 市民費	803,339	499,172	472,160	784,657	681,083	42,630	580,519
1 市民費	789,266	495,168	461,910	779,338	670,656	41,223	568,804
1 市民総務費	11,545	210	11,465	5,263	24,252	60	4,383
2 区政推進費	201,977	71,934	181,645	457,266	228,949	40,206	240,681
3 市民生活費	41,055	15,221	31,007	16,968	24,238	957	22,467
6 地域施設費	534,539	407,803	237,623	299,679	393,205	-	301,273
7 スポーツ振興費	150	-	170	162	12	-	-
2 戸籍住民基本台帳費	14,073	4,004	10,250	5,319	10,427	1,407	11,715
1 戸籍住民基本台帳費	14,073	4,004	10,250	5,319	10,427	1,407	11,715
4 健康福祉費	10,419,626	24,585	7,266,543	5,165,278	8,754,061	9,056	5,447,476
1 健康福祉費	58,659	1,041	44,583	32,124	45,190	161	35,319
1 健康福祉総務費	35,403	391	24,142	15,918	24,422	39	19,109
2 社会福祉費	21,529	15	17,811	14,019	18,015	10	13,508
3 国民年金費	1,727	635	2,630	2,187	2,753	112	2,702
2 障害保健福祉費	675,345	924	460,616	309,653	649,304	288	504,785
1 障害者福祉費	526,002	897	363,917	238,245	519,140	261	400,587
2 障害者自立支援費	149,343	27	96,699	71,408	130,164	27	104,144
3 障害福祉施設費	-	-	-	-	-	-	54
3 高齢保健福祉費	280,774	4,782	87,888	84,223	170,700	805	63,574
1 高齢保健福祉総務費	136	13	126	109	127	5	114
2 高齢福祉費	278,580	4,769	87,762	83,649	168,992	800	55,945
3 高齢福祉施設費	2,058	-	-	465	1,581	-	7,515
4 児童保健福祉費	4,148,389	12,297	3,308,491	2,173,860	3,822,918	566	3,454,927
1 児童保健福祉総務費	2,789	2,018	2,690	2,144	2,741	95	2,253
2 児童福祉費	4,082,121	2,238	3,241,373	2,127,787	3,755,004	103	3,395,601
3 母子福祉費	43,824	89	43,530	31,030	43,530	15	37,624
4 母子保健費	19,655	7,952	20,898	12,899	21,643	353	19,449
5 生活保護費	5,240,045	-	3,352,098	2,366,946	4,054,273	-	1,376,668
1 生活保護総務費	4,025	-	2,546	2,679	2,889	-	2,272
2 扶助費	5,236,020	-	3,349,552	2,364,267	4,051,384	-	1,374,396

予算科目(款・項・目)	青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	秋保総合支所	泉区
6 災害救助費	1,250	150	350	187,400	550	50	350
1 災害救助費	1,250	150	350	187,400	550	50	350
7 保健衛生費	15,164	5,391	12,517	11,072	11,126	7,186	11,853
1 保健衛生総務費	564	132	485	464	554	162	514
2 保健所費	4,870	5,080	5,915	4,131	4,820	1,364	4,352
3 予防費	873	36	647	601	692	22	759
4 環境衛生費	8,857	143	5,470	5,876	5,060	118	6,228
7 診療所費	-	-	-	-	-	5,520	-
5 環境費	110	228	110	110	155	943	110
1 環境費	110	228	110	110	155	943	110
2 環境保全費	110	228	110	110	155	943	110
6 経済費	705	49,583	18,840	7,303	5,504	24,492	18,354
1 商工費	-	18,971	-	-	-	17,374	4,121
3 緊急雇用対策費	-	-	-	-	-	-	-
4 観光費	-	18,971	-	-	-	17,374	4,121
2 農林費	705	30,612	18,840	7,303	5,504	7,118	14,233
5 農地費	705	30,612	18,840	7,303	5,504	7,118	14,233
7 土木費	2,637,424	1,770,073	2,171,976	1,615,838	1,939,726	285,715	2,130,420
1 土木管理費	35,073	18,683	35,610	32,331	33,680	6,300	46,461
1 土木総務費	34,474	18,683	34,950	31,732	33,071	6,300	45,852
2 建築指導費	599	-	660	599	609	-	609
2 都市計画費	3,678	-	2,648	2,648	2,648	-	2,648
1 都市計画総務費	3,678	-	2,648	2,648	2,648	-	2,648
5 津波被災地支援事業費	-	-	-	-	-	-	-
3 住宅費	100	-	21,300	16,000	30,250	-	100
3 住環境整備費	100	-	21,300	16,000	30,250	-	100
4 道路橋りょう費	1,980,934	1,569,825	1,680,261	1,149,882	1,409,012	259,849	1,461,566
1 道路橋りょう総務費	9,916	1,897	4,711	5,540	8,096	392	2,504
2 道路維持費	1,150,604	245,053	693,659	579,284	815,752	181,776	647,506
3 道路新設改良費	721,533	1,256,860	655,122	493,959	372,378	57,030	415,589
5 橋りょう費	-	28,300	258,000	15,000	128,000	15,000	273,129
6 街灯費	98,881	37,715	68,769	56,099	84,786	5,651	122,838
7 都市計画街路事業費	-	-	-	-	-	-	-
5 緑政費	617,639	181,565	432,157	414,977	464,136	19,566	619,645
1 緑政総務費	30,432	4,035	20,048	16,038	16,855	-	18,753
2 公園管理費	327,814	78,286	181,169	125,529	174,207	4,993	254,841
3 公園整備費	58,866	37,478	41,740	162,364	73,250	13,200	66,259
5 街路樹管理費	200,527	61,766	189,200	111,046	199,824	1,373	279,792
8 消防費	288	214	276	213	252	63	251
1 消防費	288	214	276	213	252	63	251
4 防災対策費	288	214	276	213	252	63	251
9 教育費	44,013	-	5,505	12,516	10,431	-	6,387
7 社会教育費	2,722	-	2,746	2,390	2,955	-	2,583
2 地域社会教育事業費	2,722	-	2,746	2,390	2,955	-	2,583
8 市民センター費	41,291	-	2,759	10,126	7,476	-	3,804
1 市民センター施設費	41,291	-	2,759	10,126	7,476	-	3,804
11 災害復旧費	-	100	-	-	-	-	620
1 災害復旧費	-	100	-	-	-	-	620
2 農林施設災害復旧費	-	-	-	-	-	-	-
3 土木施設災害復旧費	-	100	-	-	-	-	620
5 庁舎等災害復旧費	-	-	-	-	-	-	-
計	13,992,108	2,346,103	9,976,487	7,617,057	11,439,405	364,670	8,238,166

8. 区役所の事務分掌

区役所（青葉・宮城野・若林・太白・泉）

区民部

総務課

区政推進係

区役所の事務事業の総合調整／本庁と区役所との連絡調整の総括／文書事務の管理／工事その他の請負契約及び物品の売買契約／庁舎の管理／自動車の管理／区の施策の企画調査／区の広報／他の行政機関との連絡調整／契約事務区委員会／区役所の予算及び決算／区役所内事務及び部内事務の連絡調整／課の庶務

統計選挙係

委託統計調査の実施／統計資料管理及び統計サービス／統計調査員確保対策

まちづくり推進課

地域課題の解決に資する事業の企画、調整及び推進／地域の関係団体・機関との連絡調整／地域情報の収集・整理

地域振興係

コミュニティ・センターの建設及び管理運営／地区集会所建設等補助／住居表示及び町字の変更の証明／住居表示実施済地区の維持管理／住居表示地区外の住所表示板の維持管理／自治組織及び自治活動の振興／ちびっ子広場の設置及び遊具の貸与（泉区役所を除く。）／戦災復興記念館及び市民会館に関すること（青葉区役所に限る。）／宮城野区文化センターに関すること（宮城野区役所に限る。）／若林区文化センターに関すること（若林区役所に限る。）／太白区文化センターに関すること（太白区役所に限る。）／泉文化創造センターに関すること（泉区役所に限る。）／課の庶務

地域活動係

区民憲章（泉区役所に限る。）／区民協働まちづくり事業／地域づくり活動／まちづくり活動助成／地域スポーツの振興／地域文化の振興／区民まつり／市民活動補償制度／観光施設の管理（泉区役所に限る。）／観光事業の指導（泉区役所に限る。）／泉ヶ岳利活用推進事業（泉区役所に限る。）／泉ヶ岳関係団体連絡協議会（泉区役所に限る。）

区民生活課

生活安全係

災害対策／総合防災訓練／山岳遭難防止対策（泉区役所に限る。）／鳥獣飼養登録，有害鳥獣捕獲の許可等「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく事務（太白区役所に限る。）／地域防犯活動の推進／空家等の適切な管理の促進（若林区役所を除く。）／交通安全対策／市民交通傷害保険／交通指導隊／区交通問題対策委員会（青葉区役所を除く。）／課の庶務（青葉区役所・宮城野区役所を除く。）

広聴相談係

市政への要望，陳情等の処理／市民相談（市政相談及び特別相談（法律，税務，登記等））／地域懇談会／市長と地域のつどい／動く区長室／鳥獣飼養登録，有害鳥獣捕獲の許可等「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく事務（太白区役所を除く。）／空家等の適切な管理の促進（若林区役所に限る。）／区交通問題対策委員会（青葉区役所に限る。）／課の庶務（青葉区役所・宮城野区役所に限る。）

戸籍住民課

管理係（青葉区役所に限る。）

住民基本台帳に係る各種統計／郵送申請による証明書の交付／宮城県戸籍住民基本台帳事務協議会及び仙台北法務局直轄管内戸籍事務協議会事務局／課の庶務

住民記録係

住民異動届並びにこれに伴う国民健康保険, 国民年金及び介護保険に係る受付／外国人住民に係る住居地届出の受付／国民健康保険証及び介護保険証等の交付／住民異動届に基づく住民票の記載, 修正及び消除／住民票の写し等の交付／広域交付住民票の交付／住民基本台帳カード事務／通知カード事務／個人番号カードの交付／戸籍の記録事項証明書, 戸籍謄抄本等の交付／住民基本台帳の閲覧／住民基本台帳法に基づく職権による記載, 修正及び消除／住民基本台帳法に基づく他市町村への各種通知／他市町村からの通知に基づく住民基本台帳の整備／住民異動届書の保存及び管理／住民基本台帳法に基づく実態調査の企画及び実施／住民基本台帳事務における DV 被害者等支援／転入学児童生徒に対する学校の指定／印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付／印鑑登録原票の作成及び管理／電子証明書の提供／し尿処理手数料納付書の再発行／電話, インターネット予約による住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付／せんだい市民カードの交付／住民票・印鑑登録証明書自動交付機の維持管理／住民基本台帳に係る各種統計（青葉区役所を除く。）／郵送申請による証明書の交付（青葉区役所を除く。）／証明発行センター（吉成証明発行センター, 大沢証明発行センター及び大倉証明発行センターを除く。）（庁舎の管理を除く。）に関すること／課の庶務（青葉区役所を除く。）

戸籍係

戸籍に係る届の審査受理並びに戸籍原簿の記載, 訂正及び消除／戸籍原簿の保存及び管理／改製原戸籍及び除籍の保存及び管理／戸籍法に基づく通知, 申請及び報告／相続税法に基づく税務署長への通知／戸籍の附票の作成及び管理／身分証明事務／特別永住事務／埋葬, 火葬及び改葬の許可／人口動態調査

仙台駅前サービスセンター *

（青葉区役所に限る。）

住民異動届並びにこれに伴う国民健康保険, 国民年金及び介護保険に係る受付／外国人住民に係る住居地届出の受付／国民健康保険証及び介護保険証等の交付／住民異動届に基づく住民票の記載, 修正及び消除／住民票の写し等の交付／広域交付住民票の交付／住民基本台帳カード事務／通知カードに係る記載事項の変更及び再交付／個人番号カードに係る記載事項の変更／身元証明書, 戸籍謄抄本等の交付／住民基本台帳法に基づく職権による記載, 修正及び消除／住民異動届書の保存及び管理／転入学児童生徒に対する学校の指定／印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付／印鑑登録原票の作成／電子証明書の提供／せんだい市民カードの交付／住民票・印鑑登録証明書自動交付機の維持管理／市税及び個人の県民税に係る証明

税務会計課

税務会計係

市税及び個人の県民税に係る証明／市税及び個人の県民税・手数料の収納／市税（市民税普通徴収，固定資産税・都市計画税，固定資産税（償却資産）及び軽自動車税に限る。）及び個人の県民税の納税相談及び分納誓約（徴収対策課，北徴収課及び南徴収課の所管に属するものを除く。）／個人市県民税の申告に係る相談／原動機付自転車等の標識の交付／自動車の臨時運行許可／固定資産課税台帳の閲覧／支出負担行為の確認／支出命令書等の審査／公金の支払い及び収納／支出証拠書類の整理／課の庶務

区中央市民センター ＊

企画調整係

学習情報提供及び学習相談事業／地域社会教育推進事業／区内市民センター事業の企画に関する支援／区内市民センターの管理／区内市民センターの連絡調整／区内市民センター事業に関する統計／センターの庶務

保健福祉センター

保健所支所

（※1の課及び係（総合支所保健福祉課を含む。））

福祉事務所

（※2の課及び係）

管理課※1※2

総務係※1※2

地域福祉の推進／小規模災害見舞金の支給／入学祝金等の法外援護事務／墓地，埋葬等に関する法律に基づく市長の埋葬又は火葬の義務に係る調整／民生委員児童委員／社会福祉・公衆衛生関係学生実習及び医師・歯科医師地域保健研修の調整／センター職員研修／保健センターの運営管理（保健所青葉支所を除く。）／センター内事務の連絡調整／課の庶務

企画係※1※2

区保健福祉に係る企画及び調整／地域保健活動の総括／社会福祉統計，人口動態統計及び保健統計／公衆衛生看護業務の総括／健康危機管理／結核，エイズ等感染症対策／医務／献血推進事業／公害に係る健康診断及び保健指導

家庭健康課※1※2

子供家庭係※2

子供家庭総合相談（母子保健係との共管事務）／児童，ひとり親家庭等の福祉／要保護児童対策／婦人保護／子どものための教育・保育給付の支給認定事務（青葉区役所を除く。）（認定給付課の所管に属するものを除く。）／保育施設等の利用に係る調整事務（青葉区役所を除く。）／保育料の決定，収納，督促，新規滞納者の納付相談及び分納誓約（認定給付課の所管に属するものを除く。），過誤納還付金の支払並びに口座振替（青葉区役所を除く。）／母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還／ひとり親家庭等日常生活支援／児童扶養手当／特別児童扶養手当／青少年等健全育成／課の庶務

保育係（青葉区役所に限る。）※2

子どものための教育・保育給付の支給認定事務（認定給付課の所管に属するものを除く。）／保育施設等の利用に係る調整事務／保育料の決定、収納、督促、新規滞納者の納付相談及び分納誓約（認定給付課の所管に属するものを除く。）、過誤納還付金の支払並びに口座振替

母子保健係※1

子供家庭総合相談（子供家庭係との共管事務）／母子保健及び母体保護／養育医療の給付決定／自立支援医療費（育成医療）の支給認定／予防接種／育児ヘルプ家庭訪問／小児慢性特定疾病対策／幼児健康診査／健康相談及び健康教育／訪問指導

健康増進係※1

健康増進・生活習慣病予防／市民健康診査、国民健康保険事業の特定健康診査・特定保健指導／歯科保健／栄養改善／食育推進／健康相談及び健康教育／健康手帳の交付／訪問指導／介護予防事業（他課の所管に属するものを除く。）

障害高齢課※1※2

高齢者支援係※1※2

高齢者の保健福祉／高齢者総合相談／地域包括支援センターの統括／地域ケア会議／ひとり暮らし高齢者支援事業／老人つどいの家（好日庵）への助成／老人クラブへの助成／敬老行事及び敬老祝金／敬老乗車証等交付／介護家族の支援／高齢者福祉施設への入所措置等の事務／在宅療養の支援／認知症高齢者の支援（医療事業及び精神保健福祉に係るものを除く。）／訪問指導／高齢者虐待に係る対応／老人憩の家／課の庶務

障害者支援係※1※2

身体・知的・精神障害者の保健福祉／障害者総合相談／障害児福祉手当、特別障害者手当等の認定並びに支給／心身障害者扶養共済制度／障害児（者）の地域生活支援／障害者交通費助成事業／介護給付費、訓練等給付費及び障害児通所給付費（放課後等デイサービスに限る。）に係る支給及び利用者負担上限月額の決定（他公所の所管に属するものを除く。）／補装具費の支給及び利用者負担上限月額決定／自立支援医療（更生医療）に係る支給及び利用者負担上限月額決定／自立支援医療（精神通院医療）の支給認定申請及び経由／地域生活支援事業の利用決定／仙台市障害支援区分判定等審査会の合議体／精神障害者に係る緊急対応／心の健康相談／難病対策（他課の所管に属するものを除く。）／身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請及び経由

介護保険係

被保険者の資格得喪／被保険者証の交付／要介護認定及び要支援認定／認定調査の依頼／主治医意見書の作成依頼／居宅サービス計画作成事業者の届出／保険料の賦課及び調定／保険料の減免及び徴収猶予／保険料の収納／保険料の滞納対策（介護保険課の所管に属するものを除く。）／保険料の不納欠損処分／保険料の過誤納金／特例居宅介護サービス費及び特例施設サービス費等の支給／福祉用具購入費及び住宅改修費の支給／高額介護サービス費の支給／高額医療合算介護サービス費の支給／利用者負担等の減免／介護報酬に係る適正化事務／不正・不当利得及び第三者行為／広報及び情報提供／苦情処理・審査請求事務／介護認定審査会の合議体

保護課（青葉区役所を除く。）※2

保護第一係※2

生活保護法による保護／医療扶助／介護扶助／保護金品の支給／生活保護統計／生活困窮者の自立支援（保護自立支援課の所管に属するものを除く。）／生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者／行旅病人及び行旅死亡人／路上生活者等自立支援ホーム／生活保護申請に関する相談／特定中国残留邦人等に対する支援給付／保護世帯等緊急援護資金の貸付／課の庶務

保護第二係※2

生活保護法による保護

保護第三係（泉区役所を除く。）※2

保護第二係と同じ

保護第四係（若林・泉区役所を除く。）※2

保護第二係と同じ

保護第五係（若林・泉区役所を除く。）※2

保護第二係と同じ

保護第一課（青葉区役所に限る。）※2

保護第一係※2

生活保護法による保護／課及び保護第二課の医療扶助／課及び保護第二課の介護扶助／課及び保護第二課の保護金品の支給／課及び保護第二課の生活保護統計／生活困窮者の自立支援（保護自立支援課の所管に属するものを除く。）／生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者／行旅病人及び行旅死亡人／路上生活者等自立支援ホーム／生活保護申請に関する相談／特定中国残留邦人等に対する支援給付／課及び保護第二課の保護世帯等緊急援護資金の貸付／課及び保護第二課の庶務

保護第二係※2

生活保護法による保護

保護第三係※2

保護第二係と同じ

保護第二課（青葉区役所に限る。）※2

保護第一係※2

生活保護法による保護／生活保護申請に関する相談

保護第二係※2

生活保護法による保護

保護第三係※2

保護第二係と同じ

保護第四係※2

保護第二係と同じ

保険年金課

国民健康保険係

被保険者の資格得喪／被保険者証の交付・管理／保険料の賦課及び調定／保険料の軽減及び減免／療養の給付及び療養費の支給／高額療養費の支給／高額介護合算療養費の支給／出産育児一時金及び葬祭費の支給／診療報酬に係る資格照合及び点検審査／不正・不当利得及び第三者行為／課の庶務

収納係

国民健康保険に係る次に掲げる事務（健康福祉局保険年金課の所管に属するものを除く。）【保険料の収納整理／保険料過誤納金の整理／保険料の徴収及び徴収猶予／保険料の滞納処分／保険料の執行停止処分及び不納欠損処分／保険料納付証明書の発行／短期被保険者証の交付・管理／資格証明書の交付・管理及び給付の一時差止め】／後期高齢者医療に係る次に掲げる事務（健康福祉局保険年金課の所管に属するものを除く。）【保険料の収納整理／保険料過誤納金の整理／保険料の徴収／保険料の徴収猶予の申請書の提出の受付／保険料の滞納処分／保険料の執行停止処分及び不納欠損処分／保険料納付証明書の発行／短期被保険者証の引渡し／資格証明書の引渡し】

国民年金係

被保険者の資格得喪／付加保険料に係る届出／保険料の免除申請／国民年金の裁定請求／国民年金の給付に係る諸届／老齢福祉年金の裁定請求／老齢福祉年金の給付に係る諸届／国民年金に関する相談／特別障害給付金の認定請求／特別障害給付金に係る諸届

医療助成係

後期高齢者医療に係る次に掲げる事務【資格得喪に係る届出の受付／被保険者証の交付申請の受付及び引渡し／保険料の額に係る通知書の引渡し／保険料の軽減及び減免に係る申請書の提出の受付／医療給付に係る各種申請書の提出の受付】／子ども、心身障害者及び母子・父子家庭医療費助成の受給資格の登録、受給者証の交付及び医療費の助成／児童手当受給者の認定及び支給／戦傷病者及び戦没者遺族の援護

衛生課※1

食品衛生係※1

食品営業の許可及び登録／食品営業の施設の監視指導、収去検査及び衛生教育／食品衛生に関する相談及び苦情の処理／食中毒の調査及び指導／課の庶務

生活衛生係※1

興行場、公衆浴場及び旅館の営業の許可及び施設の監視指導等／理容所、美容所及びクリーニング所の開設届の受理及び施設の監視指導等／化製場等の設置の許可及び施設の監視指導等／簡易給水施設等の届出の受理及び施設の監視指導等／温泉の利用許可及び施設の監視指導等／公害、生活環境等に関する苦情の処理／宅地用空地の除草指導／遊泳プールの届出受理及び指導／河川浄化住民運動の支援(泉区役所を除く。)／ねずみ及び衛生害虫の駆除の相談、指導／町内会等への環境衛生改善機器等整備補助の申請の受付

建設部

公園課

総務係

公園愛護協会の育成報償金の交付／土地収用法の規定による公告及び縦覧等／公共物の管理／公園緑地の境界の確認／開発行為(1.0ha未満)等に伴う公園に関する事前協議／公園施設の設置及び管理の許可(野草園、八木山動物公園、七北田公園(野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。)、海岸公園(野球場、庭球場、馬術場及びキャンプ場を除く。)、向山中央公園及び高砂中央公園に係るものを除く。)／公園の占用及び行為の許可(野草園、八木山動物公園、七北田公園(野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。)、海岸公園(野球場、庭球場、馬術場及びキャンプ場を除く。)、向山中央公園及び高砂中央公園に係るもの並びに指定管理者が行う業務を除く。)／有料公園施設の利用許可に係る使用料の徴収及び滞納整理(野草園、八木山動物公園及び野外音楽堂並びに指定管理者が行う業務を除く。)／有料公園施設(野外音楽堂に限る。)の利用許可及び当該許可に係る使用料の徴収(青葉区公園課、宮城野区公園課に限る。)／茶室の使用許可及び当該許可に係る使用料の徴収(青葉区公園課、太白区公園課に限る。)／公園における違法占用物件及び不法投棄物の指導／農業用財産の管理／部内事務の連絡調整／課及び道路課の庶務

公園係

公園(住区基幹公園等に限る。)の新設／公園施設の改良及び維持管理／公園緑地の改良及び維持管理／街路樹の植栽及び維持管理／公共施設の緑化／公園緑地の災害復旧／公園緑地のパトロール及び応急補修／公園における違法占用物件及び不法投棄物の撤去／農業水利施設、農道その他農業関係公共物の維持管理及び改良／農業用施設の災害復旧(小規模なものに限る。)／農業用施設のパトロール及び応急補修

道路課

道路管理係

道路境界の確認／市道路線の認定, 区域変更及び廃止に係る調査／道路用地の権原取得／開発行為 (1.0ha 未満) 等に伴う道路に関する事前協議／道路占用許可及び占用料の徴収／道路工事の承認／市街灯の設置 (道路照明灯を除く。) 及び維持管理 (青葉区役所を除く。) (道路保全課の所管に属するものを除く。) / 道路工事に伴う交通制限／道路幅員証明／路上事故の処理／道路の除雪, 凍結防止及び清掃／放置自転車等の撤去／私道及び街路灯の整備の補助並びに電気料の補助

施設管理係 (青葉区役所に限る。)

市街灯の設置 (道路照明灯を除く。) 及び維持管理 (道路保全課の所管に属するものを除く。) / 仙台駅東西地下自由通路等の維持管理／共同溝の維持管理／北山トンネルの維持管理／仙台駅西口駅前広場の維持管理／道路施設のエレベーター, エスカレーター及び電気室の維持管理／ロードヒーターの維持管理

道路建設係

道路 (国道, 県道及び街路事業に係る市道を除く。) の新設及び改築／生活道路, 指定通学路等の整備／橋梁 (国道, 県道及び街路事業に係る市道を除く。) の新設及び改築／道路及び橋梁の災害復旧工事／交通安全施設等の整備／道路照明灯の設置

道路維持係

道路及び橋梁の維持修繕／生活道路, 指定通学路等の維持修繕／道路の不法占用物件及び不法投棄物の撤去／道路のパトロール及び応急補修／道路の通行規制時の標識等の設置, 撤去

街並み形成課

街並み係

戸建木造住宅耐震診断, 耐震改修促進事業／木造共同住宅耐震診断促進事業／屋外広告物の許可／違反広告物対策／中高層建築物及び集合住宅の建築に係る相談及び指導／生垣助成の交付事業／ブロック塀等除却補助金交付事業／管理不全な空家等の安全対策／建設リサイクル法に基づく事務／落書きの防止対策／景観地区に係る計画の認定, 命令及び支援／景観まちづくり協議会の活動に対する支援／市街地の形成に係る調査, 相談及び支援／建築協定の認可／屋外広告物の許可及び建築許可等に係る手数料の徴収及び収納／課の庶務

建築指導係

仮設建築物の許可／仮使用の認定 (特定行政庁が行うものに限る。) / 建築物の敷地と道路の関係の建築許可／違反建築物等の調査・指導／建築相談／道路の位置の指定, 変更及び廃止／狭あい道路拡幅整備事業／長期優良住宅建築等計画の認定及び指導／建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付／優良住宅の認定／地区計画区域内における行為の届出の受理及び審査／建築行政に係る統計事務／建築基準法に基づく処分に係る台帳整備及び証明／指定確認検査機関に係る事務 (建築基準法に基づく報告書の確認等) / 住宅金融支援機構受託業務／バリアフリー法に基づく事務／低炭素建築物新築等計画の認定及び指導／ひとにやさしいまちづくり条例に基づく建築物に係る届出の審査, 検査及び指導／建築物省エネ法に係る適合性判定, 届出書の受理, 計画等の認定及び指導／都市計画に係る証明／都市計画施設等の区域内における建築物の規制／都市計画に係る用途証明／都市計画施設の位置確認／被災建築物応急危険度判定

宮城総合支所（青葉区役所のみ） ＊

総務課

総務係

文書事務の管理／庁舎及び自動車の管理／工事その他の請負契約及び物品の売買契約／統計調査／契約事務宮城委員会／総合支所内の予算及び決算／総合支所内事務の連絡調整／他の行政機関との連絡調整／課の庶務

まちづくり推進課

地域課題の解決に資する事業の企画、調整及び推進／地域の関係団体・機関との連絡調整／地域情報の収集・整理

地域振興係

コミュニティ・センターの建設及び管理運営／地区集会所建設等補助／区民協働まちづくり事業／地域づくり活動／地域文化の振興／自治組織及び自治活動の振興／広瀬文化センターに関すること／市民活動補償制度／青少年の健全育成／地域スポーツの振興／宮城地区まつり／観光宣伝／観光施設の維持管理／観光事業の指導／奥新川・新川ラインの維持管理／県立自然公園船形連峰（御所山）連絡協議会／定義交流センターに関すること

地域生活係

災害対策／総合防災訓練／山岳遭難防止対策／鳥獣飼養登録、有害鳥獣捕獲の許可等「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく事務／地域防犯活動の推進／空家等の適切な管理の促進／交通安全対策／市政への要望、陳情等の処理／市民相談（市政相談及び特別相談〈法律、税務等〉）／地域懇談会／動く区長室／市民交通傷害保険／交通指導隊／宮城町誌の頒布／住居表示及び町字の変更の証明／住居表示実施済地区の維持管理／住居表示地区外の住所表示板の維持管理

税務住民課

税務会計係

市税及び個人の県民税に係る証明／市税及び個人の県民税・手数料の収納／市税（市民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税に限る。）及び個人の県民税の納税相談及び分納誓約（徴収対策課、北徴収課及び南徴収課の所管に属するものを除く。）／個人市県民税の申告に係る相談／原動機付自転車等の標識の交付／自動車の臨時運行許可／固定資産課税台帳の閲覧／支出負担行為の確認／支出命令書等の審査／公金の支払い及び収納／支出証拠書類の整理／課の庶務

戸籍住民係

住民異動届に係る受付／外国人住民に係る住居地届出の受付／住民異動届に基づく住民票の記載、修正及び消除／住民票の写し等の交付／広域交付住民票の交付／住民基本台帳カード事務／通知カード事務／個人番号カードの交付／戸籍の記録事項証明書、戸籍謄抄本等の交付／住民基本台帳の閲覧／住民基本台帳法に基づく職権による記載、修正及び消除／住民基本台帳法に基づく他市町村への各種通知／他市町村からの通知に基づく住民基本台帳の整備／住民異動届書の保存及び管理／住民基本台帳法に基づく実態調査の企画及び実施／住民基本台帳事務におけるDV被害者等支援／転入学児童生徒に対する学校の指定／印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付／印鑑登録原票の作成及び管理／電子証明書の提供／し尿処理手数料納付書の再発行／電話、インターネット予約による住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付／せんだい市民カードの交付／住民票・印鑑登録証明書自動交付機の維持管理／住民基本台帳に係る各種統計／郵送申請による証明書の交付／戸籍に係る届の審査受理並びに戸籍原簿の記載、訂正及び消除／戸籍原簿の保存及び管理／改製原戸籍及び除籍の保存及び管理／戸籍法に基づく通知、申請及び報

告／相続税法に基づく税務署長への通知／戸籍の附票の作成及び管理／身分証明事務／特別永住事務／埋葬、火葬及び改葬の許可／人口動態調査／吉成証明発行センター、大沢証明発行センター及び大倉証明発行センター(庁舎の管理を除く。)

保健福祉課※1 (保健所青葉支所宮城保健福祉課)

福祉係

家庭児童、婦人、母子父子寡婦に係る相談／障害者(精神障害者を除く。)に係る相談及び障害者虐待対応／要保護児童対策／小規模災害見舞金の支給／老人つどいの家(好日庵)への助成／老人クラブへの助成／敬老乗車証交付／敬老行事及び敬老祝金／障害者交通費助成事業／児童扶養手当／特別児童扶養手当／生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者／子どものための教育・保育給付の支給認定受付／保育施設等の利用申込受付／障害者福祉サービス受付(障害児福祉手当、特別障害者手当、補装具費、自立支援医療(更生医療))／身体障害者手帳、療育手帳受付／民生委員児童委員／介護保険に係る次に掲げる事務【被保険者の資格得喪／被保険者証の交付／要介護認定及び要支援認定の申請／認定調査の依頼／主治医意見書の作成依頼／居宅サービス計画作成事業者の届出／保険料の賦課及び調定／保険料の減免及び徴収猶予の申請／保険料の収納／保険料の滞納対策(介護保険課の所管に属するものを除く。)／保険料の過誤納金／高額介護サービス費の申請／利用者負担等の減免の申請】／課及び保険年金課の庶務

保健係※1

保健統計／献血推進事業／公害、生活環境等に関する苦情の相談／宅地用空地の除草指導／ねずみ及び衛生害虫の駆除相談／町内会等への環境衛生改善機器等整備補助の申請の受付／エイズ、結核、感染症その他の疾病の予防／市民健康診査、国民健康保険事業の特定健康診査・特定保健指導／健康相談及び健康教育／健康手帳の交付／地域包括支援センターの支援／介護予防・日常生活支援総合事業／介護家族の支援／認知症高齢者の支援(医療事業に係るものを除く。)／高齢者に係る相談及び高齢者虐待対応／在宅療養の支援／母子保健及び母体保護／育児ヘルプ家庭訪問／幼児健康診査／精神障害者の保健福祉／自立支援医療(精神通院医療・育成医療)・養育医療・小児慢性特定疾患対策に係る申請受付／精神障害者に係る緊急対応／心の健康相談／予防接種／歯科保健／栄養改善／食育推進／訪問指導／難病対策／保健センターの運営管理

保険年金課

国民年金係

国民健康保険に係る次に掲げる事務(健康福祉局保険年金課の所管に属するものを除く。)**【**被保険者の資格得喪／被保険者証の交付・管理／保険料の賦課及び調定／保険料の軽減及び減免／療養の給付及び療養費の支給／高額療養費の支給／高額介護合算療養費の支給／出産育児一時金及び葬祭費の支給／保険料の収納整理／保険料過誤納金の整理／保険料の徴収及び徴収猶予／保険料の滞納処分／保険料の執行停止処分及び不能欠損処分／保険料納付証明書の発行／短期被保険者証の交付・管理／資格証明書の交付・管理及び給付の一時差し止め**】**／後期高齢者医療に係る次に掲げる事務(健康福祉局保険年金課の所管に属するものを除く。)**【**保険料の収納整理／保険料過誤納金の整理／保険料の徴収／保険料の徴収猶予の申請書の提出の受付／保険料の滞納処分**】**

保険料の執行停止処分及び不能欠損処分／保険料納付証明書の発行／短期被保険者証の引渡し／資格証明書の引渡し】／国民年金に係る次に掲げる事務【被保険者の資格得喪／付加保険料に係る届出／保険料の免除申請／国民年金の裁定請求／国民年金の給付に係る諸届／老齢福祉年金の裁定請求／老齢福祉年金の給付に係る諸届／国民年金に関する相談】／特別障害給付金に係る次に掲げる事務【特別障害給付金の認定請求／特別障害給付金に係る諸届】

医療助成係

後期高齢者医療に係る次に掲げる事務【資格得喪に係る届出の受付／被保険者証の交付申請の受付及び引渡し／保険料の額に係る通知書の引渡し／保険料の軽減及び減免に係る申請書の提出の受付／医療給付に係る各種申請書の提出の受付】／子ども、心身障害者及び母子・父子家庭医療費助成の受給資格の登録，受給者証の交付／児童手当受給者の認定／戦傷病者及び戦没者遺族の援護

公園課

公園係

道路及び公園緑地の境界の確認／公園愛護協力会の育成報償金の交付／公園施設の設置及び管理の許可／公園の占用及び行為の許可／開発行為（1.0ha未満）等に伴う公園に関する事前協議／公共物の管理／農業用財産の管理／落書きの防止対策／生垣助成の交付申請の受付／公園緑地及び公園施設の改良及び維持管理／公共施設の緑化／公園（住区基幹公園等に限る。）の新設／街路樹の植栽及び維持管理／公園緑地の災害復旧／公園緑地のパトロール及び応急補修／公園緑地における違法占用物件及び不法投棄物の撤去／農業水利施設，農道その他農業関係公共物の維持管理及び改良／農業用施設の災害復旧（小規模なものに限る。）／農業用施設のパトロール及び応急補修／課及び道路課の庶務

道路課

管理係

私道及び街路灯の整備の補助並びに電気料の補助／道路占用許可及び占用料の徴収／道路工事の承認／市街灯の設置（道路照明灯を除く。）及び維持管理（道路保全課の所管に属するものを除く。）／路上事故の処理／道路工事に伴う交通制限／市道路線の認定，廃止及び変更に係る調査／道路用地の権原取得／道路幅員証明／道路の除雪，凍結防止及び清掃／放置自転車等の撤去／開発行為（1.0ha未満）等に伴う道路に関する事前協議／防雪センター／道路及び橋梁の維持修繕／生活道路，指定通学路等の維持修繕／道路のパトロール及び応急補修／道路における不法占用物件及び不法投棄物の撤去／道路の通行規制時の標識等の設置，撤去

建設係

道路（国道，県道及び街路事業に係る市道を除く。）の新設及び改築／生活道路，指定通学路等の整備／橋梁（国道，県道及び街路事業に係る市道を除く。）の新設及び改築／道路及び橋梁の災害復旧工事／交通安全施設等の整備／道路照明灯の設置

秋保総合支所（太白区役所のみ） ＊

総務課

地域課題の解決に資する事業の企画、調整及び推進／地域の関係団体・機関との連絡調整／地域情報の収集・整理

総務係

文書事務の管理／庁舎及び自動車の管理／工事その他の請負契約及び物品の売買契約／統計調査／契約事務秋保委員会／上下水道料金の収納／総合支所内の予算及び決算／総合支所内の事務の連絡調整／他の行政機関との連絡調整／課の庶務

地域振興係

地域文化・スポーツの振興／地域施設の管理／区民協働まちづくり事業／地区集会所建設等補助／自治組織及び自治活動の振興／市政への要望、陳情等の処理／市民相談（市政相談）／地域懇談会／地域防犯活動の推進／空家等の適切な管理の促進／交通安全対策／市民交通傷害保険／交通指導隊／災害対策／山岳遭難防止対策／市民活動補償制度／観光宣伝／観光事業の指導／観光施設の維持管理／秋保工芸の里の維持管理／鳥獣飼養登録、有害鳥獣捕獲の許可等「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく事務／秋保二口キャンプ場、秋保ビジターセンター及び秋保大滝レストハウスに関すること

税務住民課

税務会計係

市税及び個人の県民税に係る証明／市税及び個人の県民税・手数料の収納／市税（市民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税に限る。）及び個人の県民税の納税相談及び分納誓約（徴収対策課、北徴収課及び南徴収課の所管に属するものを除く。）／個人市県民税の申告に係る相談／原動機付自転車等の標識の交付／固定資産課税台帳の閲覧／支出負担行為の確認／支出命令書等の審査／公金の支払い及び収納／支出証拠書類の整理／課の庶務

戸籍住民係

住民異動届に係る受付／外国人住民に係る住居地届出の受付／住民異動届に基づく住民票の記載、修正及び消除／住民票の写し等の交付／広域交付住民票の交付／住民基本台帳カード事務／通知カード事務／個人番号カードの交付／戸籍の記録事項証明書、戸籍謄抄本等の交付／住民基本台帳の閲覧／住民基本台帳法に基づく職権による記載、修正及び消除／住民基本台帳法に基づく他市町村への各種通知／他市町村からの通知に基づく住民基本台帳の整備／住民異動届出書の保存及び管理／住民基本台帳法に基づく実態調査の企画及び実施／住民基本台帳事務における DV 被害者等支援／転入学児童生徒に対する学校の指定／印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付／印鑑登録原票の作成及び管理／電子証明書の提供／し尿処理手数料納付書の再発行／電話、インターネット予約による住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付／せんだい市民カードの交付／住民票・印鑑登録証明書自動交付機の維持管理／住民基本台帳に係る各種統計／郵送申請による証明書の交付／戸籍に係る届の審査受理並びに戸籍原簿の記載、訂正及び消除／戸籍原簿の保存及び管理／改製原戸籍及び除籍の保存及び管理／戸籍法に基づく通知、申請及び報告／相続税法に基づく税務署長への通知／戸籍の附票の作成及び管理／身分証明事務／特別永住事務／埋葬、火葬及び改葬の許可／人口動態調査／住居表示及び町字の変更の証明

保健福祉課※1（保健所太白支所秋保保健福祉課）

福祉係

生活保護法，児童福祉法，母子及び父子並びに寡婦福祉法，老人福祉法，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法及び障害総合支援法に定める援護，育成又は更生の措置等に係る相談／小規模災害見舞金の支給／敬老乗車証交付／敬老行事及び敬老祝金／老人クラブへの助成／障害者交通費助成事業／児童扶養手当及び特別児童扶養手当／生計の途がなく，かつ，一定の住居を持たない者で，野外において生活している者／国民健康保険（健康福祉局保険年金課の所管に属するものを除く。）／後期高齢者医療（健康福祉局保険年金課の所管に属するものを除く。）／国民年金／特別障害給付金／子ども，心身障害者及び母子・父子家庭医療費助成の受給資格の登録，受給者証の交付及び医療費の助成（医療費助成金の支給を除く。）／児童手当受給者の認定／戦傷病者及び戦没者遺族の援護／介護保険／青少年の健全育成／課の庶務

保健係※1

保健統計／献血推進事業／生活環境等に関する苦情の相談／宅地用空地の除草指導／ねずみ及び衛生害虫の駆除相談／町内会等への環境衛生改善機器等整備補助の申請の受付／エイズ，結核，感染症その他の疾病の予防／市民健康診査，国民健康保険事業の特定健康診査・特定保健指導／健康相談及び健康教育／健康手帳の交付／地区組織育成支援／訪問指導／地域包括支援センターの支援／介護予防・日常生活支援総合事業／母子保健及び母体保護／幼児健康診査／精神保健福祉／心の健康相談／予防接種／歯科保健／栄養改善／食育推進／難病対策／在宅療養の支援／秋保診療所の運営管理

建設課

管理係

道路占用許可及び占用料の徴収／道路工事の承認／市街灯及び道路照明灯の維持修繕／路上事故の処理／道路工事に伴う交通制限／市道路線の認定，廃止及び変更に係る調査／道路用地の権原取得／道路及び公園緑地の境界の確認／道路幅員証明／道路の除雪，凍結防止及び清掃／私道及び街路灯の整備の補助並びに電気料の補助／落書きの防止対策／公園緑地及び公園施設の維持管理／公園施設の設置及び管理の許可／公園の占用及び行為の許可（指定管理者が行う業務を除く。）／有料公園施設の利用許可に係る使用料の徴収及び滞納整理（指定管理者が行う業務を除く。）／公共物の管理／街路樹の維持管理／道路及び公園のパトロール及び応急補修／道路及び公園緑地における不法占用物件及び不法投棄物の撤去／農業用財産の管理／課の庶務

建設係

道路（国道，県道及び街路事業に係る市道を除く。）の新設及び改築／橋梁（国道・県道及び街路事業に係る市道を除く。）の新設及び改築／道路及び橋梁の維持修繕／公園（住区基幹公園等に限る。）の新設／交通安全施設の整備／道路，橋梁及び公園緑地の災害復旧工事／生活道路，指定通学路等の整備及び維持修繕／道路照明灯の新設及び市街灯の設置／公園緑地及び公園施設の改良／街路樹の植栽／農業水利施設，農道その他農業関係公共物の維持管理及び改良（軽易なものに限る。）／農業用施設の災害復旧（小規模なものに限る。）／農業用施設のパトロール及び応急補修

9. 区 役 所 職 員 数

(平成29年4月1日現在)

所 属	計	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉	所 属	計	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉
区役所	1,319	339	262	229	264	225	保健福祉センター	738	195	152	123	154	114
区長	5	1	1	1	1	1	所長	5	1	1	1	1	1
副区長	7	1	2	1	1	2	次長	5	1	1	1	1	1
区民部	351	89	63	63	69	67	参事	1	-	-	-	1	-
部長	5	1	1	1	1	1	主幹	1	-	1	-	-	-
担当課長	5	1	1	1	1	1	管理課	48	12	10	8	9	9
総務課	65	13	13	13	14	12	課長	5	1	1	1	1	1
課長	5	1	1	1	1	1	総務係	15	3	3	3	3	3
区政推進係	34	6	7	7	8	6	企画係	28	8	6	4	5	5
統計選挙係	26	6	5	5	5	5	家庭健康課	149	33	31	27	30	28
まちづくり推進課	50	9	9	12	9	11	課長	5	1	1	1	1	1
課長	5	1	1	1	1	1	主幹	2	1	1	-	-	-
主幹	1	-	-	1	-	-	子供家庭係	32	4	7	6	8	7
地域振興係	26	5	5	6	4	6	保育係	4	4	-	-	-	-
地域活動係	18	3	3	4	4	4	母子保健係	58	12	12	11	12	11
区民生活課	34	8	6	6	7	7	健康増進係	48	11	10	9	9	9
課長	5	1	1	1	1	1	障害高齢課	161	41	33	26	34	27
生活安全係	16	4	3	3	3	3	課長	5	1	1	1	1	1
広聴相談係	13	3	2	2	3	3	高齢者支援係	43	10	9	8	8	8
戸籍住民課	119	39	20	17	22	21	障害者支援係	63	16	15	9	14	9
課長	5	1	1	1	1	1	介護保険係	50	14	8	8	11	9
管理係	6	6	-	-	-	-	保護課	183	26	32	40	26	43
住民記録係	70	19	12	10	15	14	課長	6	1	1	1	1	1
戸籍係	34	9	7	6	6	6	保護第一係	42	8	6	7	7	9
仙台駅前サービスセンター	4	4	-	-	-	-	保護第二係	54	9	9	8	9	10
税務会計課	38	9	7	7	8	7	保護第三係	42	8	8	9	9	8
課長	5	1	1	1	1	1	保護第四係	24	-	8	8	-	8
税務会計係	33	8	6	6	7	6	保護第五係	8	-	-	7	-	8
区中央市民センター	35	9	6	6	7	7	保護第六係	0	-	-	-	-	-
センター長	5	1	1	1	1	1	保険年金課	127	32	25	23	25	22
企画調整係	30	8	5	5	6	6	課長	5	1	1	1	1	1
							国民健康保険係	43	12	7	8	8	8
							収納係	26	6	6	5	5	4
							国民年金係	18	5	4	3	3	3
							医療助成係	35	8	7	6	8	6
							衛生課	58	17	10	11	10	10
							課長	5	1	1	1	1	1
							食品衛生係	31	10	5	6	5	5
							生活衛生係	22	6	4	4	4	4
							建設部	218	53	44	41	39	41
							部長	3	1	-	1	1	-
							公園課	62	12	13	12	12	13
							課長	5	1	1	1	1	1
							総務係	24	5	3	5	5	6
							公園係	33	6	9	6	6	6
							道路課	106	28	22	20	18	18
							課長	5	1	1	1	1	1
							道路管理係	32	9	6	7	5	5
							施設管理係	3	3	-	-	-	-
							道路建設係	24	5	5	5	4	5
							道路維持係	42	10	10	7	8	7
							街並み形成課	47	12	9	8	8	10
							課長	5	1	1	1	1	1
							街並み係	22	7	4	3	4	4
							建築指導係	20	4	4	4	3	5

※1青葉区役所・太白区役所の数値には、総合支所の人数を含まない。
 ※2青葉区役所保護課の左欄は保護第一課、右欄は保護第二課の人数。

青葉区宮城総合支所	
総合支所	77
支所長	1
担当課長	1
総務課	6
課長	1
総務係	5
まちづくり推進課	10
課長	1
地域振興係	5
地域生活係	4
税務住民課	10
課長	1
税務会計係	3
戸籍住民係	6
保健福祉課	19
課長	1
主幹	-
福祉係	6
保健係	12
保険年金課	11
課長	1
国保年金係	7
医療助成係	3
公園課	7
課長	1
公園係	6
道路課	12
課長	1
管理係	6
建設係	5

太白区秋保総合支所	
総合支所	35
支所長	1
担当課長	1
主幹	
総務課	10
課長	1
総務係	3
地域振興係	6
税務住民課	6
課長	1
税務会計係	3
戸籍住民係	2
保健福祉課	9
課長	1
福祉係	4
保健係	4
建設課	8
課長	1
管理係	3
建設係	4

【職員数合計】						
所 属	青葉	宮城野	若林	太白	泉	計
区 役 所	339	262	229	264	225	1,319
総 合 支 所	77			35		112
計	416	262	229	299	225	1,431

10. 証明発行センター一覧

(平成29年4月1日現在)

	所在地	開設時期	H28年度 諸証明 発行件数 *1	職員数 *2	パソコン 端末機 設置数	戸籍証 明用77 ツク設置 置台数	備 考
仙台駅前サービスセンター	青葉区中央1-3-1 アエル5階	H22.2.22	81,669	7+⑦	7	2	
吉成証明発行センター	青葉区吉成3-5-28	H21.2.2	33,486	2+②	2	2	
大沢証明発行センター	青葉区芋沢字要害65	H21.2.2	1,795	1+①	-	2	
大倉証明発行センター	青葉区大倉字下倉4-1	H21.2.2	106	2	-	2	
高砂証明発行センター	宮城野区福田町2-5-16	H21.2.2	41,402	2+③	2	2	
岩切証明発行センター	宮城野区岩切字三所南88-2	H21.2.2	14,204	2+②	2	2	
六郷証明発行センター	若林区今泉1-3-19	H21.2.2	11,303	1+②	2	1	
七郷証明発行センター	若林区荒井字堀添65-5	H21.2.2	18,923	2+①	2	1	
中田証明発行センター	太白区中田4-1-5	H21.2.2	27,597	2+②	2	2	
生出証明発行センター	太白区茂庭字新熊野64	H21.2.2	6,587	1+②	2	2	
根白石証明発行センター	泉区根白石字杉下前24	H21.2.2	9,797	2+①	3	2	
南光台証明発行センター	泉区南光台7-1-30	H21.2.2	22,724	2+②	3	2	

- * 証明発行センター：平成21年2月2日開設
- * 仙台駅前サービスセンター：平成22年2月22日開設
- * 南光台証明発行センター：平成27年5月18日移転
- * 1：諸証明発行件数は、戸籍・除籍謄抄本等、住民票の写し、年金証明、印鑑登録証明書、戸籍の附票、身元証明書及び税証明の発行（交付）件数
仙台駅前サービスセンターは自動交付機取扱分を含む
- * 2：職員数には再任用を含む。○内の数字は嘱託又は臨職の数

11. 区役所等庁舎の概況

(平成29年4月1日現在)

名称	所在地	建物構造・規模	敷地面積 (㎡)	建物延床 面積 (㎡)	竣工年月日	備考
青葉区役所	青葉区上杉一丁目5番1号	鉄骨鉄筋コンクリート造B2F～9F	2,785.31	16,099.74	昭和59年3月31日	
〃 宮城総合支所	〃 下愛子字観音堂5番地	鉄筋コンクリート造3F	17,992.82	3,872.82	昭和54年5月15日	
〃 吉成証明発行センター	〃 吉成三丁目5番28号	木造平屋建	856.00	145.61	昭和54年3月	
〃 大沢証明発行センター	〃 芋沢字要害65番地	鉄筋コンクリート造1F	※6,327.21	25.68	平成2年5月24日	平成23年3月14日大沢市民センター内に移設
〃 大倉証明発行センター	〃 大倉字下倉4番地の1	軽量鉄骨プレハブ造平屋建	112.56	33.05	昭和54年2月	借地
〃 仙台駅前サービスセンター	〃 中央1丁目3番1号	—	—	351.45	—	平成22年2月22日開設
宮城野区役所	宮城野区五輪二丁目12番35号	鉄骨造B1F～6F	7,183.01	12,750.75	昭和63年12月22日	
〃 高砂証明発行センター	〃 福田町二丁目5番16号	鉄筋コンクリート造2F	2,140.00	645.46	昭和51年4月30日	
〃 岩切証明発行センター	〃 岩切字三所南88番地の2	鉄筋コンクリート造3F	※3,499.80	59.67	昭和56年12月15日	平成22年3月1日岩切市民センター内に移設
若林区役所	若林区保春院前丁3番地の1	鉄骨鉄筋コンクリート造B1F～6F	16,577.43	11,114.25	昭和63年11月11日	
〃 六郷証明発行センター	〃 今泉一丁目3番19号	鉄筋コンクリート造3F	※4,354.80	33.75	昭和56年12月23日	平成22年12月6日六郷市民センター内に移設
〃 七郷証明発行センター	〃 荒井字堀添65番地の5	鉄筋コンクリート造3F	※5,674.00	23.50	昭和58年3月7日	平成22年2月15日七郷市民センター内に移設
太白区役所	太白区長町南三丁目1番15号	鉄骨鉄筋コンクリート造B1F～5F	5,110.00	13,200.35	昭和63年12月6日	
〃 秋保総合支所	〃 秋保町長袋字大原45番地の1	鉄筋コンクリート造2F	8,957.79	2,668.78	平成2年1月31日	
〃 中田証明発行センター	〃 中田四丁目1番5号	鉄筋コンクリート造2F	※2,808.37	80.25	昭和56年3月20日	平成21年2月2日中田市民センター内に移設
〃 生出証明発行センター	〃 茂庭字新熊野64番地	軽量鉄骨造平屋建	※3,635.87	57.96	平成22年3月12日	生出市民センター敷地内
泉区役所	泉区泉中央二丁目1番地の1	鉄骨鉄筋コンクリート造B1F～5F	30,348.95	16,880.16	昭和52年9月26日	
〃 根白石証明発行センター	〃 根白石字杉下前24番地	鉄筋コンクリート造2F	※5,839.66	59.13	昭和63年4月19日	根白石市民センターと併設
〃 南光台証明発行センター	〃 南光台七丁目1番30号	鉄筋コンクリート造2F	※2,829.02	93.20	平成27年1月28日	南光台市民センターと併設 (平成27年5月18日移転)

○ 全区役所に保健所支所, 福祉事務所を併設

○ ※は市民センター全体の敷地面積

12. 区民協働まちづくり事業

この事業は、平成元年4月の区制移行に伴い、各区における特色ある地域づくりを目的に「区民ふるさと創生事業」として始まった。平成元年度に区民あげてのふるさとまつりを開催して以降、区民まつりを充実させるとともに、区毎に特色あるまちづくりを推進する事業を展開してきた。

平成7年度には、「魅力あるまちづくり推進事業」に改編し、地域住民ニーズに基づいて、積極的な市民参加と職員の創造性の発揮により、区の個性を創出する魅力あるまちづくりを推進してきた。

平成14年度に、市民との協働による地域におけるまちづくりを推進するため、区の企画及び各種市民団体に対する助成等のソフト事業を行う「市民協働企画事業」に改編した。また区民の生活環境の整備（ハード面の整備事業）を行う「地域生活環境整備事業」と併せて「区民と創るまち推進事業」として再構築した。

平成15年度には、市民が企画提案するという公募方式と市民による評価制度を取り入れた「まちづくり活動助成事業」を創設した。

平成17年度から予算の執行権限を区に移譲した。（予算要求は平成18年度当初予算から実施）

平成18年度には、「地域生活環境整備事業」で実施していた事業の大半が予算権限移譲により区長権限となったことから、これらの事業を除き、「企画事業」と「まちづくり活動助成事業」に再編した。また、市民による評価委員会で区民と創るまち推進事業の事後評価を行うこととした。

平成23年度には、「区民と創るまち推進事業」と、コミュニティビジョン策定に伴い実施した「コミュニティ活性化モデル事業」（平成20～22年度）を統合し、「区民協働まちづくり事業」に再編した。これにより、市民と行政との協働による地域特性に応じたきめ細かな地域づくりの推進を目指している。

(平成28年度実績)

	事業名	事業の内容	決算額
青 葉 区	1 ほたるの里づくり	区内に生息するホタルの飼育保護等のために、水環境の保全、各種調査、イベント等を自主独立的に実施している青葉区ほたるの里づくり協議会の活動を支援した。	千円 1,000
	2 定禅寺ストリート 「杜の都のアート展」	定禅寺通りのケヤキ並木の中央緑道を会場に、市民手作りのアート作品の発表と交流の場を自主独立的に運営している杜の都のアート展実行委員会の活動を支援した。平成28年度は助成金の支給をせずに行うことができた。	千円 0
	3 回文の里づくり (宮城地区)	「幕末の廻文師仙代庵」が作並を詠んだ回文碑が旧作並街道にあった縁を活かし、「第19回日本ことば遊び回文コンテスト・交流大会」などを行った。	千円 830
	4 西公園キャンドル ライト・ファンタジー	冬の西公園の賑わいと魅力を創出するため、手作りろうそくのキャンドルパフォーマンスやゴスペル等のコンサートを自主独立的に実施している実行委員会の活動を支援した。	千円 630
	5 仙台伝統ものづくり塾	仙台のものづくりをテーマに、歴史の中に息づく生活文化としてのものづくりの奥深さと魅力を実感し、地域で語り継ぐことを目的とする。平成28年度は、畳の歴史を学び、ミニ畳の製作体験を行った。	千円 91
	6 仙台の昔を伝える紙芝居 作り・上演	仙台の歴史や文化を、紙芝居を通してわかりやすく後世に伝えるため、各所で紙芝居上演を行い、また上演者の育成を図るために紙芝居上演講習会等を実施した。	千円 400
	7 青葉区民まつり	区民のまちづくり活動の力（行動する市民力）を高めることを目的に、区内の多くの市民団体や企業の協賛を得ながら、「区民の代表からなる実行委員会」を組織し、区を挙げて区民手づくりの祭りを実施した。	千円 4,000
	8 個性ある地域づくり計画 策定事業	地域住民が自分たちの住んでいる地域の個性の創出に関する調査活動とまちづくり計画の策定・実行を通して、後世に残る新たな価値を追求し、誇りと愛着の持てる活力ある地域づくりを図ることを目的としている。平成28年度は、荒巻地区において「荒巻地区個性ある地域づくり計画」が完成した。	千円 1,000
	9 青葉区平成風土記作成 事業	青葉区内の地理の現状や遡れる範囲の歴史的知識を地域住民の手で「平成風土記」としてまとめ、今後の地域づくりに資することを目的としている。平成28年度は、桜ヶ丘地区において「桜ヶ丘地区平成風土記」が完成した。	千円 211
	10 宮城地区市民文化祭 (宮城地区)	宮城地区の芸術文化の伝承及び創造の進展を図ることを目的に、広瀬文化センター等を会場として、地区内の文化活動団体の作品展示やステージ発表の文化祭を開催した。	千円 450
	11 宮城地区まつり (宮城地区)	豊かな自然や観光資源、伝統文化等、宮城地区の魅力を発信するとともに、市民相互の融和と連帯感を高め、ふるさと意識を高めることを目的として、地区まつりを開催した。	千円 1,550
	12 絆づくり田んぼアート (宮城地区)	錦ヶ丘団地入口の田んぼを広大なキャンパスに見立て、7種類の稲で「政宗と愛姫2016」と題した田んぼアートを描き、田植えや稲刈り体験会などに多くの市民が参加し、魅力ある地域づくりと賑わい創出を行った。	千円 500
	13 まちづくり活動助成事業 (公募助成事業)	地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等のために市民が自発的に取り組むまちづくり事業に対して助成を行った。	千円 2,675

14	いきいき青葉区推進協議会運営補助	自主的・自発的な特色のある地域づくり活動を推進するため、区民との協働によるまちづくりを推進している区のまちづくり協議会に対し、運営費の補助を行った。	千円 1,350
15	いきいき宮城地区推進協議会運営補助 (宮城地区)	自主的・自発的な特色のある地域づくり活動を推進するため、地区住民との協働によるまちづくりを推進しているまちづくり協議会に対し、運営費の補助を行った。	千円 100
	計	※ 評価委員会等諸経費を含む	千円 15,035

宮 城 野 区	1	すずむしの里づくり事業	実験放虫や市民への無料配布会を行うとともに、コミュニティまつりにおけるPR活動のほか、小学校への出前講座を行った。	千円 400
	2	みやぎの・まつり	区民ふるさと意識の高揚と区内の各種団体の交流を目的として、市民団体等によるステージ発表や、工夫を凝らした区民の手作りによる各コーナーを企画実施した。	千円 5,632
	3	地域はっぴい子育て支援事業	育児不安や地域で孤立した育児の解消につながるよう、乳幼児と保護者を対象としたイベントを開催した。また、母親支援のための手帳を作成、配布し活用講座を開催した。	千円 382
	4	宮城野通・榴岡公園ふれあい魅力UP事業	榴岡公園で開催されるイベントに合わせてライトアップ等の演出を行い、新たな賑わいと魅力に満ちた公共空間を創出した。	千円 1,480
	5	ご近所ふれあいステップアップ事業	地域の安全安心に関わる課題の解決を図るため、登校時の児童・生徒見守り活動を実施、また「安全安心街づくりのつどい」を開催した。	千円 92
	6	地域防災力向上事業	防災、減災に関する知識の習得を目的に、町内会等を対象とした「宮城野区防災セミナー」を開催した。	千円 54
	7	おらほの公園草刈隊支援事業	魅力ある公園を維持するため「おらほの公園草刈隊」の活動を支援するため、草刈機の貸出のほか、維持管理している公園を周知するための看板設置を行った。	千円 1,633
	8	みやぎの地域力向上支援事業	地元学の成果を活用しながら、地域の歴史や生活文化・観光などの情報発信に取り組む様々な団体の活動と交流を促進するため、検討を重ねるとともにイベント（6回）を開催した。	千円 897
	9	まちづくり活動助成事業 (公募助成事業)	地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等のために市民が自発的に取り組むまちづくり事業に対して助成を行った。	千円 1,223
	10	みやぎの区民協議会運営補助	自主的・自発的な特色のある地域づくり活動を推進するため、区民との協働によるまちづくりを推進している区のまちづくり協議会に対し、運営費の補助を行った。	千円 1,000
	計	※ 評価委員会等諸経費を含む	千円 12,986	

若 林 区	1 若林区安全安心街づくり 活動推進モデル地区事業	平成28年度は、前年度に引き続き「荒町地区連合町内会」をモデル地域として指定し、地域団体と警察、区役所等行政機関が連携して防犯啓発活動、交通安全教室の実施や防災訓練への参加等、総合的な安全安心街づくりに取り組んだ。	千円 382
	2 若林区子育て支援推進 ネットワーク事業	地域で安心して楽しく子育てを行っていくために、子育て支援活動を行っている関係者等と協働し、親子ふれあいひろば、ウェルカムto若林（転入者向け交流会）、育児サロン、情報発信を実施、子育て支援のネットワークづくりを行った。	千円 928
	3 若林区健康づくり区民 会議	区民による「若林区健康づくり区民会議」が策定した健康づくり行動計画に基づき、健康づくりの普及のため、健康づくりフェスティバルや、寸劇の上演などを実施した。また、既存のキャラクター「わかちゃん」の着ぐるみを活用し、生活習慣病予防の啓発を働き盛り世代や子どもに行った。	千円 446
	4 若林区の映像保存・活用 事業	震災からの復興や地下鉄東西線の開業で変化する区内の様子を市民センターのボランティアが撮影し、市政だよりの若林区のページや区役所等でのパネル展示で紹介した。	千円 68
	5 学校と連携した まちづくり市民会議	若林区内の小中学校・高等学校・市民センター・区役所・地域ボランティア等が地域課題を共有し、各組織、団体が区役所と連携することでできる地域づくりについて考え、取り組む機会とした。	千円 26
	6 新たな暮らしスタート 応援講座	復興公営住宅への入居者や防災集団移転など、被災者が再建した住まいの暮らしを始めるに際し、市民センターが学びや集いの場としての機能を活かして、暮らしに役立つ知識の学習や新旧住民の交流の機会となる講座を開催した。	千円 148
	7 地域資源活用事業	「ふたつの郷」など有償刊行物の配布を行った。また、市民スタッフ「六・七郷堀サポーターズ」では、堀散策イベント「堀DAYさんぽ」や、初の試みとなる講座「今日は、堀DAY参観日」を開催したほか、前年度に制作し好評だった堀散策マップ「堀DAYマップ」の増刷を行った。	千円 703
	8 若林区民ふるさとまつり	区民のふるさと意識の醸成を図り、新しいコミュニケーションの輪を広げていく場として、市民参加を得ながら様々なイベントを開催した。	千円 4,620
	9 地域メディアの活用による ＜新しい地縁＞ 創造プロジェクト	区民有志スタッフとコミュニティFM「ラジオ3」との協働で、地域に根ざした情報番組「ラジオはいらいん若林」を制作・放送した。	千円 851
	10 若林区合唱のつどい	区内の学校や一般サークルによる合唱の発表を行うとともに、会場全体で歌うコーナーや南小泉中学校吹奏楽部の参加、一般から参加者を募った区民合唱団「宙（そら）」等の企画を取り入れ、合唱を通じた区民の交流の場とした。	千円 405
	11 わかばやし区春らんまん 事業補助	会場を、前年度までの薬師堂から若林区役所に移し、地域の歴史や文化に親しむとともに地域のコミュニケーションの推進を図った。	千円 300
	12 広瀬川灯ろう流し「光と 水とコンサートの夕べ」 事業補助	広瀬川灯ろう流し実行委員会が広瀬川灯ろう流しに合わせて行う「光と水とコンサートの夕べ」の開催を支援した。	千円 1,418
	13 まちづくり活動助成事業 (公募助成事業)	地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等のために市民が自発的に取り組むまちづくり事業に対して助成を行った。	千円 1,850

若林区	14 若林区まちづくり協議会 運営補助	自主的・自発的な特色のある地域づくり活動を推進するため、区民との協働によるまちづくりを推進している区のまちづくり協議会に対し、運営費の補助を行った。	千円 1,139
	15 六郷東部現地再建まちづくり	東日本大震災で津波被害を受けた六郷東部地区の現地再建まちづくり支援のため、前年度に地域住民が策定した「六郷東部まちづくり計画」を地域全体へ周知する活動を行うとともに、東六郷小学校（平成28年度末で六郷小学校と統合）の跡地利活用策について地域住民との協働により検討を行った。 また、同地区では高齢化が進んでおり介護力の低下が予想されるため、元気高齢者の増加と地域の支え合い促進を目的として、前年度に引き続き「生涯はつらつ運動教室」を実施した。	千円 8,307
	計	※ 評価委員会等諸経費を含む	千円 22,828

太白区	1 太白区民まつり	文化活動や社会福祉活動などの多様な市民活動の発表や、商店会や農業者、他自治体の住民等の出店などによる、太白区における市民の総合的な交流の場を創出した。（10月16日開催）	千円 4,000
	2 ディスカバーたいはく	冊子「ディスカバーたいはく」で紹介されている太白区内の自然、史跡、名所等に訪れる機会を設け、区民はもとより広く市民に太白区の魅力を再発見する機会を提供した。（年2回開催） また、冊子やマップの販売と、区内の名所・史跡への案内板の設置により、太白区の魅力を発信するとともに、広く市民に周知して地域に対する理解を深めた。	千円 425
	3 たいはくっこくらぶ	太白区内の小学5年生及び6年生を対象に、参加児童同士の交流を図りながら、同区内の自然や歴史、文化等をはじめとしたさまざまな体験学習を行うことを通じて、児童の地域理解の促進と健全育成を図った。（年5回開催）	千円 694
	4 若者まちづくりフォーラム	東北工業大学と共同でまちづくりをテーマとした講座の開催に向けた準備を進めたほか、大学等の研究室及びその学生の地域で取り組まれているまちづくり活動への参画を支援するなど、主に大学生を対象に、まちづくりへの関心の高揚を図るほか、まちづくりの担い手となる人材の育成を図るとともに、地域のまちづくり活動を推進した。	千円 201
	5 太白区まち物語	地域住民自らが、地域の成り立ちや歩み、地域資源（人・物・場所）、生活史の変遷、現況、課題を訪ね・調べ・まとめ、手づくりの地域誌としての「まち物語」を製作することにより、地域を未来に語りつぐとともに地域愛を育み、地域のまちづくりを推進した。（八木山・八木山南地区と八本松・郡山地区で実施）	千円 831
	6 第27回広瀬川灯ろう流し “光と水とコンサートの 夕べ” 事業補助	広瀬川の清流を背景に、コンサートや花火・縁日を設け、楽しい夏のひと時を過ごしながら、川にまつわる自然や歴史・文化に触れる「広瀬川灯ろう流し」事業の開催を支援した。（8月20日開催）	千円 1,418
	7 まつりだ秋保2016 (秋保)	自然豊かな秋保地区を多くの市民にPRし、市民交流と地域活性化を図ることを目的に、民俗芸能「秋保の田植踊」の披露や地元野菜の直売等、地域特性を活かしたまつりを開催した。	千円 1,305

太白区	8 雪んこまつり2017 (秋保)	秋保地区の冬の楽しさを体験できる場を提供し、子供たちの交流と地域活性化を図ることを目的に、そりすべりや雪中宝さがし等、子供たちをはじめとする多くの市民が参加できる雪まつりを開催した。	千円 814
	9 秋保地区スポーツレクリエーション大会 (秋保)	秋保地区の冬期間における地域住民の交流と世代間交流を図るために、ニュースポーツをとり入れたレクリエーション大会を開催した。	千円 226
	10 元気もり森もり隊	住宅地に隣接する都市緑地において、「仙台市森林アドバイザーの会」の協力を得て、小学生や町内会との協働による散策や環境整備等の緑地内での活動を実施し、今後の緑地のあり方を検討した。	千円 450
	11 太白区管内食育推進連携事業	食育推進標語「Morning Vegetable～朝食に野菜を～」(略してモーベジ!)を通して、若い世代や子育て世代の朝食および野菜摂取への関心が高まるよう、管内の関連施設と連携しながら事業を実施した。	千円 206
	12 地域と共に育む子どもの健康づくり事業	区内の児童館と連携し、健康学習教材を活用しながら子供の健康的な食生活・歯と口の健康づくり・防煙を進め、健康的な生活習慣が身につくよう支援した。	千円 181
	13 太白区養育支援強化事業	地域の子育てを支援するために、区内子育て関係者・関係機関の方々と地域の子育てについての課題を共有しネットワークを推進した。	千円 98
	14 認知症を支える地域づくり事業	地域包括支援センターと共催し、認知症をテーマとした地域での支えあいの大切さを理解するための講座や寸劇を愛宕橋・八木山・西多賀の3地域で実施した。	千円 83
	15 秋保ミュージアム環境整備支援事業 (秋保)	秋保全体を中山間地ミュージアムと捉え、豊かな自然や風景、歴史や文化、観光や創作等の資源を発掘・整理し新たな視点で結び付けて、情報発信する取組みを通じて、人材の育成や資源の整備、地域のまちづくり団体の情報共有を図るための「秋保地区地域活動のつどい」を開催した。	千円 2,111
	16 まちづくり活動助成事業 (公募助成事業)	地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等のために市民が自発的に取り組むまちづくり事業に対して助成を行った。	千円 1,846
	17 太白区まちづくり推進協議会運営補助	自主的・自発的な特色のある地域づくり活動を推進するため、区民との協働によるまちづくりを推進している区のまちづくり推進協議会に対し、運営費の補助を行った。	千円 1,190
計	※ 評価委員会等諸経費を含む	千円 17,677	

泉区	1 大学連携地域づくり事業	<p>1 泉・大学地域ネットワーク事業</p> <p>区内及び近隣の大学、泉区まちづくり推進協議会及び泉区で組織する推進組織として地域活動への支援を行った。</p> <p>2 いずみ絆プロジェクト支援事業</p> <p>地元の大学生等が行う地域課題解決や地域活性化・特色ある地域づくり活動に要する経費の助成を行った。</p>	千円 1,096
----	---------------	--	-------------

泉 区	2 泉中央地区活性化推進事業	泉中央地区の活性化のため、地区内の賑わい創出活動を支援することを目的に、地域団体、事業者、学識経験者、行政等関係者が協議を行う場として設置された「泉中央活性化フォーラム」の主催による、市民参加のイベント「いず・ちゅう祭」を泉中央駅ペDESTリアンデッキで開催した。地元プロスポーツ団体と連携し、泉中央地区活性化に取り組んだ。	千円 1,002
	3 地域子育て交流会	育児サークル、子育てサロン、食育推進団体等の子育て支援関係団体を対象とした交流会を実施した。また、団体の代表者による実行委員会で、広く区民を対象とした親子まつりを企画し、実施した。	千円 133
	4 七北田川クリーン運動	泉区のシンボルである七北田川の清掃活動と鮎の放流活動を行うことにより、ふるさとへの愛着心と環境保護についての意識の高揚を図った。	千円 290
	5 いずみ朝市	地元の生産者等が、農産物や加工品など地場産品を直接消費者に提供することにより、生産者と消費者の交流及び地域の振興を図った。	千円 100
	6 区民意識普及啓発	住みよい心豊かな潤いのあるまちづくりを進めるため、区民憲章の普及・啓発、泉区写真コンクールの開催、泉区民デーの開催等を実施した。 (全国市民憲章運動連絡協議会負担金 40千円を含む)	千円 420
	7 泉ヶ岳悠・遊フェスティバル	泉ヶ岳の自然とその魅力に触れる機会を提供し、ふるさとの山の自然の素晴らしさを再認識してもらうとともに、区民の交流を促進することを目的に、泉ヶ岳悠・遊フェスティバルを開催した。	千円 1,440
	8 青少年健全育成推進	少年の主張泉区大会、地球のステージの公演、標語コンクールを行い、青少年の健全育成に取り組んだ。	千円 410
	9 泉区民文化祭	芸術文化活動の成果を発表する機会を設け、区民一人ひとりの文化向上に対する熱意を推進し、文化の香り高い泉区として発展することを目的に開催した。	千円 620
	10 いずみのふるさと学	地域に対する理解と愛着を深めてもらうことを目的に、泉区の名所史跡をたどる探訪会等を開催した。(年2回開催)	千円 180
	11 泉区民ふるさとまつり	区民のふるさと意識の醸成を図り、世代や地域を超えた新しいコミュニケーションの輪を広げていく場として、市民参加のイベントを開催した。	千円 6,300
	12 泉中央美化推進	区民の環境美化・緑化への意識の醸成を図るため、「ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区」に指定されている泉中央地区で清掃や緑化活動を行った。	千円 330
	13 将監沼ふれあい事業	将監沼を多くの区民が訪れる憩いと交流の場として活用し、地域の活性化につなげるため、地域住民と協働で将監沼周辺の下刈り、間伐、清掃等の環境整備や自然保護活動を行った。	千円 300
	14 泉ヶ岳利活用推進	里山再生を目的とした芳の平での下刈り作業やミズバショウ保全管理計画策定に向けたモニタリング調査等の自然保護活動のほか、市民公募による自然観察会登山の実施や、リーフレット「泉ヶ岳の花」を配布し、泉ヶ岳の魅力創出・発信に努めた。	千円 800
	15 ニュースポーツフェスティバル	手軽に楽しめるニュースポーツを通じて、地域社会の世代を超えたコミュニティづくり、明るい街づくりを目標に、健康づくり推進のためのイベントを行った。	千円 370

泉 区	16 まちづくり活動助成事業 (公募助成事業)	地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等のために 市民が自発的に取り組むまちづくり事業に対して助成を行 った。	千円 1,103
	17 泉区まちづくり 推進協議会運営補助	自主的・自発的な特色のある地域づくり活動を推進する ため、区民との協働によるまちづくりを推進している区 のまちづくり推進協議会に対し、運営費の補助を行った。	千円 1,355
	計	※ 評価委員会等諸経費を含む	千円 18,350

13. 被災者交流支援事業

本事業は、復興公営住宅や仮設住宅等入居者など被災者のコミュニティ形成を図ることを目的として、町内会や民生委員、地区社会福祉協議会、各種サークル等とのネットワークを持つ各区役所が中心となり、それぞれの地域特性に応じた被災者交流活動を支援するものである。

事業の実施に際しては、各区・総合支所が、復興公営住宅等入居者同士や周辺住民との交流の機会づくりにつながる事業を直接企画・実施する「被災者交流支援」と、町内会をはじめとした地域団体等が行う被災者交流活動に対して公募により助成を行う「被災者交流活動助成」の2事業により構成している。

(平成28年度実績)

	事業名	事業の内容	決算額
青 葉 区	1 青葉区内復興公営住宅入居者支援事業（梅田町， 霊屋下，霊屋下第二，通 町，小田原，角五郎）	青葉区の復興公営住宅において、地域の諸団体と協力しサ ロンやイベントを開催し、入居者及び地域住民との交流を図 った。	千円 463
	2 被災者交流活動助成	復興公営住宅入居者や復興公営住宅周辺町内会等が行うコミ ュニティ形成に資する活動に対し、公募により助成を行った。	千円 98
	計		千円 561

宮 城 野 区	1 きずな交流事業	市民センター等と連携し、区内の復興公営住宅や、防災集 団移転地区の方々を対象に、住民同士及び地域との交流事業 を実施した。	千円 17
	2 被災者交流支援事業	市民センター、のびすく宮城野、原町地区、宮城野地区主任 児童委員、アミューズおひさまと連携し、被災等により原町地 区に転入してきた乳幼児親子向けのイベントを行い、孤立防 止、育児ストレスの軽減を図った。	千円 100
	3 被災者交流活動助成	復興公営住宅入居者や復興公営住宅周辺町内会等が行うコミ ュニティ形成に資する活動に対し、公募により助成を行った。	千円 1,400
	計		千円 1,517

若 林 区	1 被災者交流支援	復興公営住宅入居者が地域とつながりを持ち顔の見える関係をつくるために、講座・ミニコンサートなど各種交流行事を行った。区及び地域関係機関により構成する復興公営住宅地域づくりワーキングが企画・運営を行った。	千円 454
	2 被災者交流活動助成	復興公営住宅入居者や復興公営住宅周辺町内会等が行うコミュニティ形成に資する活動に対し、公募により助成を行った。	千円 819
	計		千円 1,273

太 白 区	1 被災者交流活動助成	復興公営住宅入居者や復興公営住宅周辺町内会等が行うコミュニティ形成に資する活動に対し、公募により助成を行った。	千円 86
	計	※ 復興公営住宅コミュニティ形成支援に係る消耗品購入費を含む。	千円 88

泉 区	1 泉で一息充電プラン	復興公営住宅入居者や被災による民間賃貸入居者等を対象に、自分の気持ちを語り傾聴しあうグループケアを行い、孤立防止を図った。	千円 73
	2 被災者交流支援事業	泉区の復興公営住宅において、地域の諸団体と協力しサロンやイベントを通じた交流を図りながら、自治会活動の支援を行った。	千円 34
	3 復興公営住宅交流支援事業	泉区の復興公営住宅において、地域の諸団体と協力しサロンやイベントを通じた交流を図り、孤立しない地域づくりの支援を行った。	千円 100
	計		千円 207

14. 諸 統 計

各 区 の 世 帯 ・ 本 籍 ・ 人 口

平成29年4月1日現在（単位：世帯，人）

区 名	種 別	住 民 基 本 台 世 帯 数	住 民 基 本 台 帳 人 口			戸 籍	
			男	女	計	本 籍 数	本 籍 人 口
青 葉 区		148,262	138,908	151,438	290,346	107,725	259,033
	戸 籍 住 民 課	118,254	103,224	113,721	216,945		
	宮 城 総 合 支 所	30,008	35,684	37,717	73,401		
宮 城 野 区		90,998	92,453	96,364	188,817	60,644	170,014
若 林 区		64,287	65,540	68,253	133,793	48,926	118,559
太 白 区		102,728	109,483	116,586	226,069	75,422	189,501
	戸 籍 住 民 課	100,818	107,509	114,368	221,877		
	秋 保 総 合 支 所	1,910	1,974	2,218	4,192		
泉 区		93,393	104,126	110,566	214,692	63,426	167,323
合 計		499,668	510,510	543,207	1,053,717	356,143	904,430

住 民 異 動 届 出 処 理 件 数

(平成28年度)

区 別	種 別	転 入	転 出	転 居	区 間 異 動	世 帯 変 更	そ の 他	計
青 葉 区		12,526	11,276	7,177	4,498	1,553	87	37,117
	戸 籍 住 民 課	10,078	8,649	5,580	3,283	1,137	74	28,801
	宮 城 総 合 支 所	1,555	1,570	580	794	61	6	4,566
	仙 台 駅 前 S C	893	1,057	1,017	421	355	7	3,750
宮 城 野 区		7,364	6,468	3,732	2,930	1,213	71	21,778
若 林 区		4,539	4,135	2,725	2,625	796	70	14,890
太 白 区		6,416	6,136	3,995	2,514	1,278	59	20,398
	戸 籍 住 民 課	6,325	6,071	3,957	2,487	1,258	59	20,157
	秋 保 総 合 支 所	91	65	38	27	20	0	241
泉 区		5,409	5,429	2,815	2,478	1,067	41	17,239
合 計		36,254	33,444	20,444	15,045	5,907	328	111,422

※ 仙台駅前SC：仙台駅前サービスセンター

※ その他の件数は、転出・転居・区間異動の各取消処理の件数

戸 籍 届 出 件 数

(平成28年度)

種 別 区 名	出 生	死 亡	婚 姻	離 婚	転 籍	養 子 縁 組	養 子 離 縁	そ の 他	計	新 戸 籍	全 部 除 除	再 製
	青 葉 区	3,312	3,533	3,511	816	1,623	281	75	1,547	14,698	2,407	1,916
戸籍住民課	2,514	3,288	3,002	681	1,228	217	57	1,242	12,229	1,908	1,702	0
宮 城 総合支所	798	245	509	135	395	64	18	305	2,469	499	214	0
宮 城 野 区	2,359	2,127	2,236	553	1,257	216	48	953	9,749	1,641	1,216	0
若 林 区	1,595	1,544	1,638	399	895	150	43	721	6,985	1,198	891	2
太 白 区	2,618	2,263	2,444	645	1,423	220	52	1,128	10,794	1,880	1,355	1
戸籍住民課	2,594	2,252	2,439	644	1,416	220	52	1,128	10,745	1,875	1,351	1
秋 保 総合支所	24	11	5	1	7	0	0	0	49	5	4	0
泉 区	2,275	1,822	2,192	548	1,268	188	62	970	9,325	1,747	921	0
合 計	12,159	11,289	12,021	2,961	6,466	1,055	283	5,316	51,551	8,873	6,299	3

※ 各届の件数は、送付分を含む

選 挙 人 名 簿 登 録 者 数 等

平成29年6月1日登録（単位：人、投票区）

行政区		青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計
選 挙 人 名 簿 登 録 者 数	男	115,657	76,591	54,886	90,772	86,527	424,433
	女	129,248	81,010	57,746	98,853	93,681	460,538
	計	244,905	157,601	112,632	189,625	180,208	884,971
投 票 区 数		56	28	16	35	36	171
県 議 会 議 員 定 数		7	4	3	5	5	24
市 議 会 議 員 定 数		15	10	7	12	11	55

諸 証 明 等 交 付 ・ 取 扱 件 数

平成28年度 (単位：件)

区 名	種 別	戸 籍 謄抄本等	除 籍 謄抄本等	住 民 票		年金証明	印 鑑		戸籍の 附 票	身元証明	その他	合 計
				写 し	閱 覧		登 録 証 明	鑑 明				
青 葉 区		59,110	34,280	228,193	2,872	1,526	12,218	115,068	19,656	4,418	2,547	479,888
	戸 籍 住 民 課	40,944	27,917	145,241	2,568	1,076	8,284	69,944	16,151	3,341	2,149	317,615
	仙台駅前サービスセンター	7,267	1,989	42,128	-	71	1,808	17,666	818	405	-	72,152
	宮 城 総 合 支 所	7,249	3,318	28,069	304	187	2,126	17,499	2,375	439	398	61,964
	吉成証明発行センター	3,456	983	12,029	-	183	-	9,403	308	220	-	26,582
	大沢証明発行センター	179	69	688	-	9	-	516	4	12	-	1,477
	大倉証明発行センター	15	4	38	-	0	-	40	0	1	-	98
宮 城 野 区		26,471	18,300	117,868	2,651	471	7,709	56,322	7,944	1,774	1,367	240,877
	戸 籍 住 民 課	21,980	16,765	97,681	2,651	356	7,709	41,422	7,606	1,429	1,367	198,966
	高砂証明発行センター	3,038	1,027	15,029	-	75	-	10,968	227	265	-	30,629
	岩切証明発行センター	1,453	508	5,158	-	40	-	3,932	111	80	-	11,282
若 林 区		20,913	14,817	87,027	975	450	5,082	43,256	8,645	1,336	1,174	183,675
	戸 籍 住 民 課	18,642	13,797	75,514	975	365	5,082	34,211	8,342	1,185	1,174	159,287
	六郷証明発行センター	1,042	515	4,089	-	48	-	3,413	112	42	-	9,261
	七郷証明発行センター	1,229	505	7,424	-	37	-	5,632	191	109	-	15,127
太 白 区		33,522	17,406	125,321	1,088	930	8,020	62,798	9,697	1,982	2,177	262,941
	戸 籍 住 民 課	29,465	15,796	111,167	1,088	809	7,914	52,981	9,151	1,766	2,174	232,311
	中田証明発行センター	2,809	907	10,251	-	98	-	6,779	398	141	-	21,383
	生出証明発行センター	662	206	2,414	-	13	-	1,902	29	40	-	5,266
	秋 保 総 合 支 所	586	497	1,489	0	10	106	1,136	119	35	3	3,981
泉 区		31,030	11,812	116,017	2,658	1,041	7,460	67,896	7,169	1,884	1,289	248,256
	戸 籍 住 民 課	27,723	10,805	103,880	2,658	836	7,460	59,061	6,953	1,653	1,289	222,318
	根白石証明発行センター	1,057	297	3,536	-	29	-	2,978	48	49	-	7,994
	南光台証明発行センター	2,250	710	8,601	-	176	-	5,857	168	182	-	17,944
	合 計	171,046	96,615	674,426	10,244	4,418	40,489	345,340	53,111	11,394	8,554	1,415,637

※ 戸籍謄抄本等・住民票の写し・印鑑証明の欄には、自動交付機からの交付の件数を含む

※ 区戸籍住民課の戸籍謄抄本等・戸籍の附票の欄には、該当区本籍人の、住民票の写し・印鑑証明書の欄には該当区住所人のコンビニでの交付(平成28年3月22日開始)の件数を含む

※ 区戸籍住民課・総合支所・仙台駅前サービスセンターの住民票の写しの欄には、広域交付住民票の件数を含む

※ その他の欄は、戸籍・除籍記載事項証明、その他届出に基づく証明、受理証明の交付件数の合計

外国人国籍及び地域別人員

(平成29年4月1日現在)

区名 国名	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	計
オーストラリア	25	12	6	9	16	68
ブラジル	21	6	3	7	18	55
バングラデシュ	72	15	4	37	0	128
カナダ	29	18	12	10	23	92
中国	1,972	651	328	471	263	3,685
台湾	100	26	16	16	41	199
ドイツ	40	4	3	2	6	55
インド	76	7	13	23	6	125
インドネシア	188	19	7	33	6	253
イラン	13	2	2	1	3	21
韓国及び朝鮮	815	347	215	525	293	2,195
マレーシア	73	2	2	17	1	95
ネパール	454	116	384	106	55	1,115
フィリピン	162	123	34	85	65	469
スリランカ	38	24	7	13	6	88
ロシア	48	3	0	14	15	80
タイ	99	13	8	10	19	149
英国	38	9	7	14	18	86
米国	172	44	23	107	148	494
ベトナム	611	191	229	133	110	1,274
その他	558	65	47	102	73	845
無国籍	3	1	2	1	4	11
合計	5,607	1,698	1,352	1,736	1,189	11,582

印鑑登録事務

(平成28年度)

種別 区名	登録件数	廃止・亡失等件数	登録者数 (平成29年4月1日現在)
青葉区	12,218	3,562	202,179
戸籍住民課	8,284	2,355	168,089
宮城総合支所	2,126	869	34,090
仙台駅前サービスセンター	1,808	338	—
宮城野区	7,709	2,124	113,878
若林区	5,082	1,629	71,729
太白区	8,020	2,538	129,965
戸籍住民課	7,914	2,474	127,501
秋保総合支所	106	64	2,464
泉区	7,460	2,495	120,214
合計	40,489	12,348	637,965

※ 廃止・亡失等件数は、登録廃止、印鑑亡失、登録証亡失及び印鑑・登録証亡失申請による抹消の件数

※ 印鑑登録者数は、原票保管区分による

住 民 組 織 及 び 加 入 状 況

平成28年6月1日現在

種 別 区 名	種 別				
	町内会・自治会	町内会自治会 連 合 組 織 数	町内会等加入 世 帯 数	平均加入世帯数 (1団体当り)	加入率 (%)
青 葉 区	508	38	118,604	233	74.5
宮城総合支所(再掲)	78	11	22,285	286	82.5
宮 城 野 区	215	13	72,502	337	79.4
若 林 区	177	9	51,029	288	81.1
太 白 区	272	23	79,864	294	80.3
秋保総合支所(再掲)	19	3	1,236	65	69.1
泉 区	209	31	79,072	378	87.1
全 市	1,381	114	401,071	290	79.6

市 民 セ ン タ ー 及 び コ ミ ュ ニ テ ィ ・ セ ン タ ー の 現 況

平成29年5月1日現在

種 別 区 名	種 別		
	市民センター	コミュニティ・センター	合 計
青 葉 区	17	15	32
宮城総合支所(再掲)	5	3	8
宮 城 野 区	10	14	24
若 林 区	6	9	15
太 白 区	14	17	31
秋保総合支所(再掲)	3	-	3
泉 区	13	17	30
全 市	60	72	132

平成 28 年度 地区集会所建設補助状況

(単位：件，千円)

区分	青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
新築	1	8,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,000
増築	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
改築	0	0	0	0	2	1,529	2	8,465	0	0	4	9,994
修繕	7	5,567	6	6,686	0	0	3	5,705	4	6,540	20	24,498
区分購入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	13,567	6	6,686	2	1,529	5	14,170	4	6,540	25	42,492

※区長裁量予算による執行分を除く。

市民センター利用状況

区分 年次	青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区		合計	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数								
平成23年度	31,889	597,314	14,164	282,251	12,033	239,683	24,025	482,146	24,843	399,055	106,954	2,000,449
平成24年度	46,398	890,103	25,771	554,233	19,441	435,918	30,152	638,375	32,416	535,481	154,178	3,054,110
平成25年度	46,811	935,569	27,511	613,112	19,429	442,434	30,582	665,852	32,904	539,007	157,237	3,195,974
平成26年度	47,746	950,990	28,216	659,255	19,761	450,262	27,444	583,366	32,949	544,671	156,116	3,188,544
平成27年度	46,862	940,628	27,899	674,785	19,536	440,993	30,483	659,119	35,323	589,222	160,103	3,304,747
平成28年度	47,333	920,694	30,180	700,681	19,357	423,809	31,191	655,815	34,059	528,932	162,120	3,229,931

コミュニティ・センター利用状況

区分 年次	青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区		合計	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数								
平成23年度	20,823	287,979	22,039	294,673	13,558	201,116	26,443	353,949	23,319	309,112	106,182	1,446,829
平成24年度	20,406	286,218	23,108	303,081	14,010	199,340	26,783	379,690	25,122	319,780	109,429	1,488,109
平成25年度	18,189	238,150	21,195	278,044	14,141	195,676	24,132	332,807	25,363	330,215	103,020	1,374,892
平成26年度	20,180	259,813	22,715	292,878	14,200	199,089	26,728	369,646	25,626	334,677	109,449	1,456,103
平成27年度	22,471	298,036	22,430	285,516	14,038	198,294	25,169	339,274	24,876	309,787	108,984	1,430,907
平成28年度	16,849	211,648	21,754	272,419	13,147	192,073	26,451	337,970	25,702	332,242	103,903	1,346,352

※宮総除く

市民利用施設利用状況

区分 年次	市民会館		戦災復興記念館		泉文化創造センター	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
平成23年度	5,380	196,147	3,299	95,261	2,298	103,952
平成24年度	5,649	259,209	4,702	135,792	5,641	295,304
平成25年度	5,661	250,803	4,571	137,046	5,693	293,047
平成26年度	6,040	245,594	3,688	103,147	5,717	286,191
平成27年度	4,503	184,775	5,076	145,672	5,744	285,525
平成28年度	5,425	212,751	4,965	133,743	5,812	255,453

区分 年次	広瀬文化センター		若林区文化センター		太白区文化センター		宮城野区文化センター	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
平成23年度	1,117	40,380	2,042	60,262	3,325	53,663		
平成24年度	1,297	53,517	3,826	94,209	4,407	139,104	1,243	42,811
平成25年度	1,371	54,713	3,847	82,502	4,292	142,416	3,404	73,239
平成26年度	872	13,126	4,045	94,388	4,341	132,071	4,130	88,067
平成27年度	1,368	46,035	4,112	86,468	4,431	147,140	4,244	82,489
平成28年度	1,347	52,040	4,071	84,280	4,501	146,869	4,226	91,695

平成28年度 「市民の声」の受付件数

個別 広聴	区分	合計	広聴統計課	区民生活課(市民相談室)					備考	
				区合計	青葉区	宮城野区	若林区	太白区		泉区
	市長への手紙	1,330	1,330	-	-	-	-	-		
	インターネット広聴等	1,053	1,053	-	-	-	-	-	内、インターネット(Eメール)によるもの1,006件、新聞投書によるもの47件	
	要望・陳情書	1,073	4	1,069	232	205	216	321	95	
	小計	3,456	2,387	1,069	232	205	216	321	95	
相 談	市政相談	875	648	227	88	12	72	39	16	来庁相談 191件 電話相談 602件 その他 82件
	一般相談	4,132	93	4,039	920	344	430	1,068	1,277	来庁相談 1,518件 電話相談 2,597件 その他 17件
	小計	5,007	741	4,266	1,008	356	502	1,107	1,293	来庁相談 1,724件 電話相談 3,181件 その他 102件
	法律相談	1,341	-	1,341	413	202	208	246	272	(仙台弁護士会)
	税務相談	259	-	259	75	25	42	51	66	(東北税理士会宮城県支部連合会)
	登記・行政手続相談	238	-	238	41	40	35	62	60	(宮城県司法書士会・土地家屋調査士会・行政書士会)
	宅地・建物相談	46	-	46	46	-	-	-	-	(宮城県宅地建物取引業協会)
	人権相談	52	-	52	8	11	7	13	13	(仙台市人権擁護委員協議会)
	行政相談	25	-	25	2	5	1	2	15	(東北管区行政評価局)
	交通事故相談	272	※231	41	-	4	9	15	13	(自転車交通安全課) ※交通事故相談所(本庁1階)で受けた件数
	小計	2,233	231	2,002	585	287	302	389	439	
	合計	10,696	3,359	7,337	1,825	848	1,020	1,817	1,827	

平成28年度 地域懇談会の開催状況

区名	開催年月日	開催団体	開催場所	参加者	議題等
青葉区 (14)	28.10.24	北仙台地区連合町内会	北仙台コミュニティ・センター	23	8
	28.10.27	折立学区町内会連合会	折立市民センター	42	6
	28.10.28	北六地区連合町内会	福沢市民センター	34	11
	28.11.8	中江地区町内会連合会	福沢市民センター	22	7
	28.11.11	荒巻地区町内会連合会	荒巻コミュニティ・センター	53	10
	28.11.15	中山学区連合町内会	中山市民センター	32	17
	28.11.17	八幡地区町内連合会	八幡コミュニティ・センター	48	11
	28.11.18	川平学区連合町内会	川平コミュニティ・センター	17	36
	28.11.24	国見地区連合町内会	国見コミュニティ・センター	27	14
	28.11.25	桜ヶ丘学区連合町内会	桜ヶ丘コミュニティ・センター	29	26
	28.11.28	上杉地区連合町内会	上杉コミュニティ・センター	46	15
	29.1.19	小松島学区町内会連合会	小松島コミュニティ・センター	78	8
	29.1.24	貝ヶ森地区連合町内会	貝ヶ森市民センター	24	15
	29.1.25	台原北部連合町内会	三本松市民センター	18	5
宮城野区 (1)	28.10.25	高砂地区町内会連合会	仙台サンプラザ	47	71
若林区 (5)	28.9.8	若林地区町内連合会	若林市民センター	25	23
	28.11.9	南小泉地区町内連合会	若林区文化センター	26	15
	28.11.22	南材地区町内会連合会	南材コミュニティ・センター	21	12
	28.11.29	大和地区連合町内会	大和コミュニティ・センター	33	3
	28.12.2	連坊地区町内会連合会	連坊コミュニティ・センター	26	3
太白区 (11)	28.6.3	生出学区連合町内会	茂庭荘	15	7
	28.8.26	長町地区町内会連合会	長町コミュニティ・センター	40	1
	28.8.31	秋保地区町内会長会	秋保総合支所	19	4
	28.9.1	富沢地区町内会連合会	富沢市民センター	13	9
	28.10.24	向山地区連合町内会	長徳寺	21	16
	28.11.4	中田地区4町内会連合会	東四郎丸コミュニティ・センター	100	21
	28.11.14	郡山地区連合町内会	郡山コミュニティ・センター	35	24
	28.11.17	八木山連合町内会	八木山市民センター	17	12
	28.11.22	芦の口学区町内会連絡協議会	芦の口コミュニティ・センター	29	7
	29.1.24	八本松連合町内会	八本松市民センター	21	7
	29.1.25	人来田学区連合町内会	人来田コミュニティ・センター	27	20
泉区 (3)	28.11.30	泉松陵連合町内会	松陵市民センター	13	10
	28.12.6	南光台地区連合町内会	南光台市民センター	27	10
	28.12.22	寺岡連合町内会	寺岡市民センター	20	21
合計			34回	1,068人	485件

区ごととの契約実績の推移

(単位：件、百万円)

年次	行政区			青葉区			宮城総合支所			宮城野区			若林区			太白区			秋保総合支所			泉区			計	
	物品	工事	計	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
平成19年度	物品			66	39	13	6	40	58	41	36	28	7	7	69	25	290	199								
	工事			134	1,319	70	482	129	1,305	86	829	1,179	45	227	126	1,227	714	6,568								
	計			200	1,358	83	488	169	1,363	127	865	1,207	52	234	195	1,252	1,004	6,767								
平成20年度	物品			52	33	21	5	44	70	31	23	44	13	10	52	26	260	211								
	工事			151	1,637	72	542	120	1,135	103	936	1,216	36	204	141	1,362	777	7,032								
	計			203	1,670	93	547	164	1,205	134	959	1,260	49	214	193	1,388	1,037	7,243								
平成21年度	物品			54	43	22	9	48	22	44	39	46	10	3	73	33	282	195								
	工事			108	1,060	69	677	128	1,208	84	827	1,142	41	165	114	1,102	683	6,181								
	計			162	1,103	91	686	176	1,230	128	866	1,188	51	168	187	1,135	965	6,376								
平成22年度	物品			57	42	25	66	58	66	22	10	75	9	3	40	51	247	313								
	工事			141	1,381	89	689	107	998	95	814	1,096	42	251	128	1,280	731	6,509								
	計			198	1,423	114	755	165	1,064	117	824	1,171	51	254	168	1,331	978	6,822								
平成23年度	物品			40	39	19	12	57	80	45	23	74	8	24	50	44	256	296								
	工事			130	1,514	101	644	234	2,304	109	1,632	960	28	122	118	1,350	816	8,526								
	計			170	1,553	120	656	291	2,384	154	1,655	1,034	36	146	168	1,394	1,072	8,822								
平成24年度	物品			39	37	16	17	79	79	34	11	75	5	1	44	16	268	236								
	工事			102	1,172	65	471	84	1,108	67	811	743	34	228	105	1,151	530	5,684								
	計			141	1,209	81	488	163	1,187	101	822	818	39	229	149	1,167	798	5,920								
平成25年度	物品			61	158	16	31	43	57	35	10	85	12	27	26	4	246	372								
	工事			92	947	52	355	78	1,060	69	1,092	915	33	185	106	1,126	518	5,680								
	計			153	1,105	68	386	121	1,117	104	1,102	1,000	45	212	132	1,130	764	6,052								
平成26年度	物品			59	171	31	12	37	19	41	15	49	7	1	52	19	282	286								
	工事			93	817	58	525	80	891	60	717	1,055	32	210	88	825	505	5,040								
	計			152	988	89	537	117	910	101	732	1,104	39	211	140	844	787	5,326								
平成27年度	物品			56	127	20	10	55	39	49	22	34	13	4	37	9	272	245								
	工事			109	1,093	84	828	86	943	70	826	1,009	48	345	110	1,189	604	6,233								
	計			165	1,220	104	838	141	982	119	848	1,043	61	349	147	1,198	876	6,478								
平成28年度	物品			52	184	21	34	54	112	66	33	38	16	27	55	17	305	445								
	工事			102	1,570	83	883	95	1,125	70	1,046	1,306	36	319	118	1,500	609	7,749								
	計			154	1,754	104	917	149	1,237	136	1,079	1,344	52	346	173	1,517	914	8,194								

※ 各区及び総合支所の契約担当課で契約した件数であり、契約課契約分及び各課契約分は除く。なお、「物品」には、印刷、賃貸借及び業務委託（工事関係を除く。）等の契約を含み、売り払い契約は除く。「工事」には、工事関係の業務委託契約（設計・測量等）を含む。

土 地 利 用 状 況 (地目別評価総地積)

平成29年1月1日現在 (単位: m²)

行政区 区 分		全 市	青 葉 区 (宮城総合支所)	宮城野区	若林区	太 白 区 (秋保総合支所)	泉 区
		田 (介在田含む)	51,041,089	7,997,347 (7,927,390)	8,265,424	15,397,052	6,767,949 (2,380,434)
畑 (介在畑含む)		14,784,412	4,133,967 (3,912,988)	1,211,621	2,204,236	5,129,457 (1,420,238)	2,105,131
宅 地	住宅用地 小規模住宅用地	53,771,975	14,824,815 (4,624,181)	8,067,433	6,271,923	11,864,233 (315,585)	12,743,571
	住宅用地 一般住宅用地	16,555,046	4,638,372 (2,897,474)	2,011,950	1,750,124	3,866,473 (684,259)	4,288,127
	商業地等	31,661,703	5,818,266 (3,126,671)	10,606,343	4,829,105	4,416,853 (626,532)	5,991,136
	計	101,988,724	25,281,453 (10,648,326)	20,685,726	12,851,152	20,147,559 (1,626,375)	23,022,834
鉱 泉 地		734	402 (402)	3	33	266 (250)	30
池 沼		116,270	12,632 (12,632)	47,579	31,460	22,987 (20,376)	1,612
山 林		122,324,580	50,955,674 (47,222,793)	442,140	60,793	42,026,579 (25,656,217)	28,839,394
牧 場		58,393	- (-)	-	-	58,393 (-)	-
原 野		1,141,851	294,819 (272,761)	1,677	38,485	470,983 (143,788)	335,887
雑 種 地	ゴルフ場の 用 地	4,626,232	1,105,714 (1,054,844)	-	-	1,354,858 (742,651)	2,165,660
	遊園地等の 用 地	248,379	- (-)	-	-	102,971 (60,287)	145,408
	鉄軌道用地	1,568,578	632,927 (439,185)	643,203	123,937	168,511 (36,454)	-
	その他の 雑 種 地	19,263,367	8,182,675 (6,972,815)	1,899,592	1,164,810	3,811,393 (1,622,265)	4,204,897
	計	25,706,556	9,921,316 (8,466,844)	2,542,795	1,288,747	5,437,733 (2,461,657)	6,515,965
総 計		317,162,610	98,597,610 (78,464,136)	33,196,965	31,871,958	80,061,906 (33,709,335)	73,434,170

*介在田, 介在畑: 農地法に基づく宅地等への転用許可を受けた田及び畑, または宅地等に転用することが確実な田及び畑

福 祉 事 務 所 別 保 護 状 況

平成29年4月1日現在（単位：世帯、人、%）

福祉地区		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
区分	世帯	158,529	91,438	63,583	99,387	90,695	503,632
	人員	308,740	195,085	135,564	226,161	214,713	1,080,263
被保護人員	世帯	4,180	2,909	1,850	3,179	1,113	13,231
	人員	5,406	3,970	2,447	4,476	1,563	17,862
保護率(%)		17.51	20.35	18.05	19.79	7.28	16.53
生活扶助	世帯	3,707	2,620	1,682	2,872	1,009	11,890
	人員	4,842	3,588	2,237	4,083	1,430	16,180
住宅扶助	世帯	3,582	2,614	1,687	2,812	983	11,678
	人員	4,601	3,514	2,243	3,986	1,385	15,729
教育扶助	世帯	227	181	97	269	109	883
	人員	318	252	140	397	162	1,269
介護扶助人員		568	552	374	666	204	2,364
医療扶助人員		4,608	3,281	2,098	3,849	1,324	15,160
出産扶助人員		0	0	0	0	0	0
生業扶助人員		160	117	70	153	70	570
葬祭扶助人員		10	11	5	16	2	44

※ 世帯及び人口は、推計人口に基づく。

国 民 健 康 保 険 加 入 状 況

平成29年3月31日現在（単位：世帯、人）

行政区		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
世帯数		41,538	23,710	17,598	28,760	26,415	138,021
被保険者数		61,068	36,763	27,544	45,581	43,087	214,043

国 民 年 金 加 入 状 況

平成29年3月31日現在（単位：人）

行政区		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
第1号被保険者数		41,020	22,063	16,873	25,896	23,112	128,964
第1号任意		576	228	171	290	387	1,652
第3号被保険者数		21,705	15,681	10,489	18,457	18,323	84,655
合計		63,301	37,972	27,533	44,643	41,822	215,271

後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 状 況

平成29年3月31日現在（単位：人）

行政区		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
被保険者数		31,617	17,640	13,659	25,663	22,654	111,233

保 育 施 設 等 利 用 児 童 数

平成29年5月1日現在（単位：箇所、人）

行政区	施設区分	施設数	定員	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
青葉区	公立保育所	10	934	385	179	393	957
	私立保育所	32	2,996	1,415	621	1,147	3,183
	認定こども園	6	390	102	79	205	386
	小規模保育事業A・B	27	455	367	2	0	369
	保育ママ	18	96	72	1	0	73
	事業所内保育事業	7	50	45	0	0	45
宮城野区	公立保育所	7	750	305	140	275	720
	私立保育所	32	2,706	1,264	543	1,006	2,813
	認定こども園	2	141	69	33	61	163
	小規模保育事業A・B	14	231	198	0	0	198
	保育ママ	7	42	39	1	0	40
	事業所内保育事業	1	12	8	0	0	8
若林区	公立保育所	5	515	204	93	199	496
	私立保育所	23	1,721	780	359	650	1,789
	認定こども園	1	88	18	19	34	71
	小規模保育事業A・B	9	168	164	0	0	164
	保育ママ	6	40	38	0	0	38
太白区	公立保育所	10	929	361	179	369	909
	私立保育所	31	2,780	1,287	579	1,067	2,933
	認定こども園	4	268	101	54	106	261
	小規模保育事業A・B	9	166	162	1	0	163
	保育ママ	10	53	44	0	0	44
	事業所内保育事業	1	11	9	0	0	9
泉区	公立保育所	8	710	278	144	279	701
	私立保育所	19	1,679	775	348	645	1,768
	認定こども園	2	186	78	20	42	140
	小規模保育事業A・B	11	194	169	0	0	169
	保育ママ	16	83	71	0	0	71
	事業所内保育事業	3	19	20	0	0	20
総計		331	18,413	8,828	3,395	6,478	18,701

(1) 認定こども園は2・3号認定についてのみ計上

(2) 事業所内保育事業は地域枠についてのみ計上

市立学校数、児童・生徒数一覧

平成29年5月1日現在（単位：校、人）

区分		行政区					合計
		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	
幼稚園	園数	0	0	0	1	0	1
	園児数	0	0	0	32	0	32
小学校	学校数	32(2)	20	13	29(1)	29	123(3)
	児童数	13,376	9,582	6,704	11,728	11,117	52,507
中学校	学校数	17(1)	10	6	14	17	64(1)
	生徒数	6,472	4,749	2,551	5,806	5,630	25,208
高等学校	学校数	1	2	0	0	1	4
	生徒数	823	1,018	0	0	951	2,792
中等教育学校	学校数	1	0	0	0	0	1
	生徒数	810	0	0	0	0	810
特別支援学校	学校数	0	1	0	0	0	1
	生徒数	0	153	0	0	0	153

(1) 国立・私立の学校は含まない。

(2) 児童・生徒数は、各行政区内に所在する学校に通学する児童・生徒。

(3) () 内は分校を再掲。

仙台市都市公園の現況

平成29年4月1日現在 (単位:ha)

種別	青葉区						宮城野区		若林区		太白区						泉区		合計			
	除く宮城総合支所			宮城総合支所管内			青葉区計						除く秋保総合支所		秋保総合支所管内		太白区計					
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
1 街区	186	28.9322	157	23.2072	343	52.1394	209	27.9625	196	16.1691	397	31.8056	2	0.6297	399	32.4353	306	52.7552	1,453	181.4615		
2 近隣	8	14.7492	5	8.2060	13	22.9552	11	19.4366	5	10.1713	7	11.5392			7	11.5392	19	42.0087	55	106.1110		
3 地区	1	6.9586			1	6.9586	1	12.0679			3	18.1474	1	9.2642	4	27.4116	4	28.8435	10	75.2816		
4 河川	6	8.2783			6	8.2783	4	6.6917	3	10.2816	5	11.0930	1	0.2099	6	11.3029	1	1.7031	20	38.2576		
5 総合	2	51.2479			2	51.2479	2	21.3729							0	0	0	22.0361	5	94.6569		
6 特殊	4	1.1956			4	1.1956									0	0	0		4	1.1956		
7 風致	3	62.7193			3	62.7193	3	39.1626			2	49.5403			2	49.5403	2	58.0022	10	209.4244		
8 動物					0	0					1	12.1462			1	12.1462			1	12.1462		
9 歴史	1	6.5381			1	6.5381									0	0	0	14.1856	4	21.1033		
10 広域					0	0	※3	16.2031	1	78.6483					0	0			1	94.8464		
11 都市緑地	23	147.6033	50	197.8563	73	345.4596	19	9.9716	3	0.2245	25	71.2018	4	0.4494	29	71.6512	76	254.3457	200	681.6526		
12 緑道			1	0.3072	1	0.3072			1	0.6409					0	0	4	3.7001	6	4.6482		
13 広場					0	0	1	0.1008			1	1.0958			1	1.0958			2	1.1966		
小計	234	328.2225	214	229.9563	448	558.1788	250	152.9697	209	116.1307	441	206.5693	8	10.5532	449	217.1225	415	477.5802	1,771	1,521.9819		
県営運動公園							1	15.4156											1	15.4156		
合計	234	328.2225	214	229.9563	448	558.1788	251	168.3853	209	116.1307	441	206.5693	8	10.5532	449	217.1225	415	477.5802	1,772	1,537.3975		
人口						290,346		188,817		133,793						226,069		214,692		1,053,717		
1人当たりの公園面積(m ²)						19.22		8.10		8.68						9.60		22.24		14.44		
								8.92												14.59		

※1 人口は住民基本台帳の数値(H29.4.1現在)

※2 本表は公告した都市公園面積であり、東日本大震災により被害を受けた都市公園も含まれる。

※3 宮城野区と若林区にまたがる公園であり、箇所数は若林区の欄にのみ記載。

道 路 現 況 (橋りょうを含む)

平成29年4月1日現在

区 分		青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	全 市
国 道	路線数	4	2	1	3	2	5
	延長(m)	49,497	15,624	5,110	25,955	23,454	119,640
県 道	路線数	12	12	6	10	7	35
	延長(m)	58,944	47,896	35,552	50,107	48,982	241,481
市 道	路線数	2,889	2,240	1,625	2,579	3,775	13,108
	延長(m)	809,583	577,952	474,632	684,075	894,044	3,440,286
合 計	路線数	2,905	2,254	1,632	2,592	3,784	13,148
	延長(m)	918,024	641,472	515,294	760,137	966,480	3,801,405

※ 路線数は、区にまたがって存在する路線があるため合計数は一致しない。

下 水 道 普 及 状 況

平成29年4月1日現在

区 分	行政区域 人 口	処 理 区 域		水 洗 便 所 設 置 済		処理区域 人 口	水洗便所 設置済人口	水洗便所 設置済人口	水洗便所 設置済戸数
		人 口	戸 数	人 口	戸 数	行政区域 人 口	行政区域 人 口	処理区域 人 口	処理区域 戸 数
青 葉 区	290,346	287,563	146,661	286,406	146,092	99.0%	98.6%	99.6%	99.6%
宮 城 野 区	188,817	188,582	90,827	187,877	90,488	99.9%	99.5%	99.6%	99.6%
若 林 区	133,793	133,683	64,233	133,034	63,901	99.9%	99.4%	99.5%	99.5%
太 白 区	226,069	225,419	102,423	224,055	101,715	99.7%	99.1%	99.4%	99.3%
泉 区	214,692	213,146	92,701	212,619	92,431	99.3%	99.0%	99.8%	99.7%
仙台市全体	1,053,717	1,048,393	496,845	1,043,991	494,627	99.5%	99.1%	99.6%	99.6%

※1. 行政区域人口：住民基本台帳人口＋外国人登録人口

※2. 下水道普及状況は、公共下水道・農業集落排水施設・地域下水道・公管理浄化槽を合わせたもの

II 資料編

1. 仙台市区の設置等に関する条例

昭和63年9月27日
仙台市条例第118号

改正 昭和63年11月条例第123号，平成元年3月条例第54号，6月条例第60号，11月条例第73号，12月条例第84号，2年2月条例第3号，4月条例第34号，6月条例第43号，7月条例第44号，3年4月条例第32号，6月条例第49号，9月条例第56号，4年1月条例第2号，6月条例第48号，7月条例第57号，5年1月条例第1号，7月条例第48号，8月条例第49号，6年3月条例第1号，6月条例第50号，7月条例第51号，12月条例第77号，7年6月条例第39号，9月条例第40号，11月条例第49号，8年6月条例第36号，12月条例第51号，9年7月条例第32号，10月条例第41号，10年3月条例第11号，7月条例第39号，11月条例第43号，11年7月条例第43号，12年6月条例第59号，6月条例第62号，8月条例第70号，13年6月条例第40号，14年5月条例第41号，7月条例第47号，15年3月条例第2号，7月条例第46号，16年7月条例第44号，17年7月条例第47号，12月条例第66号，18年2月条例第1号，7月条例第60号，19年1月条例第1号，7月条例第49号，20年1月条例第1号，6月条例第21号，21年7月条例第36号，23年12月条例第60号，24年2月条例第1号，6月条例第41号，25年5月条例第27号，26年10月条例第54号，10月条例第55号，12月条例第69号，27年9月条例第65号，28年3月条例第11号，6月条例第45号，8月条例第52号，10月条例第59号

(趣 旨)

第1条 この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項の規定に基づき設置する区並びに区の事務所及びその出張所に関し必要な事項を定めるものとする。

(区の設置)

第2条 本市の区域を分けて次の区を設ける。

青葉区 宮城野区 若林区 太白区 泉区

2 前項の区の区域は，別表第1のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 前条第1項の区に設置する区の事務所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
青葉区役所	仙台市青葉区上杉一丁目5番1号	青葉区の区域
宮城野区役所	仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号	宮城野区の区域
若林区役所	仙台市若林区保春院前丁3番地の1	若林区の区域
太白区役所	仙台市太白区长町南三丁目1番15号	太白区の区域
泉区役所	仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1	泉区の区域

2 前項の区の事務所が分掌する事務は，次のとおりとする。

- (1) 区の事務及び事業の推進に係る総合調整に関する事項
- (2) 区民生活及び区の地域づくりに関する事項
- (3) 区の社会福祉及び社会保障に関する事項
- (4) 区の保健衛生に関する事項
- (5) 区の緑地及び公園に関する事項
- (6) 区の道路に関する事項
- (7) 区の建築に関する事項

(区の事務所の出張所)

第4条 青葉区及び太白区の事務所に出張所を設置し，その名称及び位置は，次のとおりとする。

名 称	位 置
青葉区役所宮城総合支所	仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地
太白区役所秋保総合支所	仙台市太白区秋保町長袋字大原45番地の1

2 前項の出張所の所管区域は，別表第2のとおりとする。

附 則

(旅行期日)

1 この条例は，昭和64年4月1日から施行する。

(仙台市支所及び出張所設置条例の廃止)

2 仙台市支所及び出張所設置条例（昭和24年仙台市条例第8号）は，廃止する。

附 則（昭和63年11月改正）

この条例中第1条の規定は昭和64年4月1日から、第2条及び第3条の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月改正）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（中 略）

附 則（平成28年10月改正）

この条例は、平成28年10月15日から施行する。

別表第1（第2条関係）

平成元年3月—中略—平成28年10月改正

名 称	区	域
青 葉 区	青葉町，青葉山，赤坂一丁目，赤坂二丁目，赤坂三丁目，あけぼの町，旭ヶ丘一丁目，旭ヶ丘二丁目，旭ヶ丘三丁目，旭ヶ丘四丁目，愛子中央一丁目，愛子中央二丁目，愛子中央三丁目，愛子中央四丁目，愛子中央五丁目，愛子中央六丁目，愛子東一丁目，愛子東二丁目，愛子東三丁目，愛子東四丁目，愛子東五丁目，愛子東六丁目，荒巻神明町，荒巻中央，荒巻本沢一丁目，荒巻本沢二丁目，荒巻本沢三丁目，一番町一丁目，一番町二丁目，一番町三丁目，一番町四丁目，五橋一丁目，五橋二丁目，梅田町，大手町，大町一丁目，大町二丁目，霊屋下，小田原四丁目，小田原五丁目，小田原六丁目，小田原七丁目，小田原八丁目，落合一丁目，落合二丁目，落合三丁目，落合四丁目，落合五丁目，落合六丁目，折立一丁目，折立二丁目，折立三丁目，折立四丁目，折立五丁目，折立六丁目，貝ヶ森一丁目，貝ヶ森二丁目，貝ヶ森三丁目，貝ヶ森四丁目，貝ヶ森五丁目，貝ヶ森六丁目，花京院一丁目，花京院二丁目，柏木一丁目，柏木二丁目，柏木三丁目，春日町，片平一丁目，片平二丁目，花壇，上杉一丁目，上杉二丁目，上杉三丁目，上杉四丁目，上杉五丁目，上杉六丁目，川内，川内追廻，川内亀岡北裏丁，川内亀岡町，川内川前丁，川内三十人町，川内新横丁，川内大工町，川内中ノ瀬町，川内明神横丁，川内元支倉，川内山屋敷，川内澱橋通，川平一丁目，川平二丁目，川平三丁目，川平四丁目，川平五丁目，菊田町，北根黒松，北根一丁目，北根二丁目，北根三丁目，北根四丁目，北目町，北山一丁目，北山二丁目，北山三丁目，木町，木町通一丁目，木町通二丁目，国見一丁目，国見二丁目，国見三丁目，国見四丁目，国見五丁目，国見六丁目，国見ヶ丘一丁目，国見ヶ丘二丁目，国見ヶ丘三丁目，国見ヶ丘四丁目，国見ヶ丘五丁目，国見ヶ丘六丁目，国見ヶ丘七丁目，栗生一丁目，栗生二丁目，栗生三丁目，栗生四丁目，栗生五丁目，栗生六丁目，栗生七丁目，国分町一丁目，国分町二丁目，国分町三丁目，小松島新堤，小松島一丁目，小松島二丁目，小松島三丁目，小松島四丁目，米ヶ袋一丁目，米ヶ袋二丁目，米ヶ袋三丁目，鷺ヶ森一丁目，鷺ヶ森二丁目，桜ヶ岡公園，桜ヶ丘一丁目，桜ヶ丘二丁目，桜ヶ丘三丁目，桜ヶ丘四丁目，桜ヶ丘五丁目，桜ヶ丘六丁目，桜ヶ丘七丁目，桜ヶ丘八丁目，桜ヶ丘九丁目，三条町，子平町，昭和町，西花苑一丁目，西花苑二丁目，星陵町，台原森林公園，台原一丁目，台原二丁目，台原三丁目，台原四丁目，台原五丁目，台原六丁目，台原七丁目，高野原一丁目，高野原二丁目，高野原三丁目，高野原四丁目，高松一丁目，高松二丁目，高松三丁目，滝道，立町，中央一丁目，中央二丁目，中央三丁目，中央四丁目，千代田町，土樋一丁目（十一番を除く。），堤通雨宮町，堤町一丁目，堤町二丁目，堤町三丁目，角五郎一丁目，角五郎二丁目，東照宮一丁目，東照宮二丁目，通町一丁目，通町二丁目，中江一丁目，中江二丁目，中山一丁目，中山二丁目，中山三丁目，中山四丁目，中山五丁目，中山六丁目，中山七丁目，中山八丁目，中山九丁目，中山台西，中山台一丁目，中山台二丁目，中山台三丁目，中山台四丁目，中山吉成一丁目，中山吉成二丁目，中山吉成三丁目，新坂町，西勝山，錦ヶ丘一丁目，錦ヶ丘二丁目，錦ヶ丘三丁目，錦ヶ丘四丁目，錦ヶ丘五丁目，錦ヶ丘六丁目，錦ヶ丘七丁目，錦ヶ丘八丁目，錦ヶ丘九丁目，錦町一丁目，錦町二丁目，ニッカ，支倉町，八幡一丁目，八幡二丁目，八幡三丁目，八幡四丁目，八幡五丁目，八幡六丁目，八幡七丁目，葉山町，東勝山一丁目，東勝山二丁目，東勝山三丁目，広瀬町，福沢町，藤松，双葉ヶ丘一丁目，双葉ヶ丘二丁目，二日町，本町一丁目，本町二丁目，本町三丁目，水の森一丁目，水の森二丁目，水の森三丁目，水の森四丁目，南吉成一丁目，南吉成二丁目，南吉成三丁目，南吉成四丁目，南吉成五丁目，南吉成六丁目，南吉成七丁目，みやぎ台一丁目，みやぎ台二丁目，みやぎ台三丁目，みやぎ台四丁目，みやぎ台五丁目，宮町一丁目，宮町二丁目，宮町三丁目，宮町四丁目，	

名 称	区	域
青 葉 区	宮町五丁目, 向田, 山手町, 吉成一丁目, 吉成二丁目, 吉成三丁目, 吉成台一丁目, 吉成台二丁目, 臨濟院, 荒巻, 芋沢, 大倉, 上愛子, 熊ヶ根, 郷六, 作並, 下愛子, 新川, 茂庭(字小畑山, 字杉ノ沢, 字滝沢, 字立沢北, 字立沢南, 字綱木, 字綱木裏山, 字綱木西, 字綱木東, 字綱木前山, 字寺下, 字鳥屋, 字蕃山, 字真里, 字松倉, 字松山, 字湯ノ沢)	
宮 城 野 区	安養寺一丁目, 安養寺二丁目, 安養寺三丁目, 銀杏町, 出花一丁目, 出花二丁目, 出花三丁目, 岩切一丁目, 岩切二丁目, 岩切三丁目, 岩切分台一丁目, 岩切分台二丁目, 岩切分台三丁目, 扇町一丁目, 扇町二丁目, 扇町三丁目, 扇町四丁目, 扇町五丁目, 扇町六丁目, 扇町七丁目, 大梶, 岡田西町, 小田原牛小屋丁, 小田原金剛院丁, 小田原清水沼通, 小田原大行院丁, 小田原広丁, 小田原山本丁, 小田原弓ノ町, 小田原一丁目, 小田原二丁目, 小田原三丁目, 花京院通, 蟹沢, 蒲生一丁目, 蒲生二丁目, 車町, 小鶴一丁目, 小鶴二丁目, 小鶴三丁目, 五輪一丁目, 五輪二丁目, 幸町一丁目, 幸町二丁目, 幸町三丁目, 幸町四丁目, 幸町五丁目, 栄一丁目, 栄二丁目, 栄三丁目, 栄四丁目, 栄五丁目, 清水沼一丁目, 清水沼二丁目, 清水沼三丁目, 自由ヶ丘, 白鳥一丁目, 白鳥二丁目, 新田一丁目, 新田二丁目, 新田三丁目, 新田四丁目, 新田五丁目, 新田東一丁目, 新田東二丁目, 新田東三丁目, 新田東四丁目, 新田東五丁目, 仙石, 仙台港北一丁目, 仙台港北二丁目, 高砂一丁目, 高砂二丁目, 高瀬町, 田子一丁目, 田子二丁目, 田子三丁目, 田子西一丁目, 田子西二丁目, 田子西三丁目, 館町一丁目, 館町二丁目, 榴ヶ岡, 榴岡一丁目, 榴岡二丁目, 榴岡三丁目, 榴岡四丁目, 榴岡五丁目, 燕沢一丁目, 燕沢二丁目, 燕沢三丁目, 燕沢東一丁目, 燕沢東二丁目, 燕沢東三丁目, 鶴ヶ谷一丁目, 鶴ヶ谷二丁目, 鶴ヶ谷三丁目, 鶴ヶ谷四丁目, 鶴ヶ谷五丁目, 鶴ヶ谷六丁目, 鶴ヶ谷七丁目, 鶴ヶ谷八丁目, 鶴ヶ谷北一丁目, 鶴ヶ谷北二丁目, 鶴ヶ谷東一丁目, 鶴ヶ谷東二丁目, 鶴ヶ谷東三丁目, 鶴ヶ谷東四丁目, 鶴巻一丁目, 鶴巻二丁目, 鉄砲町, 鉄砲町中, 鉄砲町西, 鉄砲町東, 名掛丁, 中野一丁目, 中野二丁目, 中野三丁目, 中野四丁目, 中野五丁目, 苦竹一丁目, 苦竹二丁目, 苦竹三丁目, 苦竹四丁目, 西宮城野, 二十人町, 二十人町通, 二の森, 萩野町一丁目, 萩野町二丁目, 萩野町三丁目, 萩野町四丁目, 原町一丁目, 原町二丁目, 原町三丁目, 原町四丁目, 原町五丁目, 原町六丁目, 東六番丁, 東仙台一丁目, 東仙台二丁目, 東仙台三丁目, 東仙台四丁目, 東仙台五丁目, 東仙台六丁目, 東仙台七丁目, 東宮城野, 日の出町一丁目, 日の出町二丁目, 日の出町三丁目, 福住町, 福田町一丁目, 福田町二丁目, 福田町三丁目, 福田町四丁目, 福田町南一丁目, 福田町南二丁目, 福室一丁目, 福室二丁目, 福室三丁目, 福室四丁目, 福室五丁目, 福室六丁目, 福室七丁目, 平成一丁目, 平成二丁目, 柘江, 松岡町, 港一丁目, 港二丁目, 港三丁目, 港四丁目, 港五丁目, 南目館, 宮城野一丁目, 宮城野二丁目, 宮城野三丁目, 宮千代一丁目, 宮千代二丁目, 宮千代三丁目, 元寺小路, 岩切, 岡田, 蒲生, 小鶴, 田子, 燕沢, 鶴ヶ谷, 中野, 原町苦竹, 原町南目, 福室	
若 林 区	荒井三丁目, 荒井南, 荒浜新一丁目, 荒浜新二丁目, 荒町, 石垣町, 石名坂, 五橋三丁目, 一本杉町, 今泉一丁目, 今泉二丁目, 裏柴田町, 沖野一丁目, 沖野二丁目, 沖野三丁目, 沖野四丁目, 沖野五丁目, 沖野六丁目, 沖野七丁目, 表柴田町, 卸町一丁目, 卸町二丁目, 卸町三丁目, 卸町四丁目, 卸町五丁目, 卸町東一丁目, 卸町東二丁目, 卸町東三丁目, 卸町東四丁目, 卸町東五丁目, かすみ町, 霞目一丁目, 霞目二丁目, 蒲町, 上飯田一丁目, 上飯田二丁目, 上飯田三丁目, 上飯田四丁目, 河原町一丁目, 河原町二丁目, 木ノ下一丁目, 木ノ下二丁目, 木ノ下三丁目, 木ノ下四丁目, 木ノ下五丁目, 榎木通, 穀町, 五十人町, 三百人町, 清水小路, 白萩町, 志波町, 新寺一丁目, 新寺二丁目, 新寺三丁目, 新寺四丁目, 新寺五丁目, 新弓ノ町, 畳屋丁, 土樋, 土樋一丁目(十一番), 鶴代町, 堰場, 遠見塚東, 遠見塚一丁目, 遠見塚二丁目, 遠見塚三丁目, 中倉一丁目, 中倉二丁目, 中倉三丁目, 成田町, 二軒茶屋, 西新丁, 八軒小路, 東新丁, 東七番丁, 東八番丁, 東九番丁, 舟丁, 古城一丁目, 古城二丁目, 古城三丁目, 文化町, 保春院前丁, 南石切町, 南鍛冶町, 南小泉一丁目, 南小泉二丁目, 南小泉三丁目, 南小泉四丁目, 南材木町, 南染師町, 元茶荒畑, 大和町一丁目, 大和町二丁目, 大和町三丁目, 大和町四丁目, 大和町五丁目, 弓ノ町, 連坊小路, 連坊一丁目, 連坊二丁目, 六郷, 六十人町, 六丁の目北町, 六丁の目中町, 六丁の目西町, 六丁の目東町, 六丁の目南町, 六丁の目元町, 若林一丁目, 若林二丁目, 若林三丁目, 若林四丁目, 若林五丁目, 若林六丁目, 若林七丁目, 荒井, 荒浜, 飯田, 伊在, 井土, 今泉, 沖野, 霞目, 蒲町, 上飯田, 三本塚, 下飯田, 四郎丸(字山野内), 種次, 長喜城, 日辺, 藤塚, 二木, 南小泉, 六丁目	

名 称	区	域
太 白 区	<p>青山一丁目, 青山二丁目, 秋保町湯向, 芦の口, あすと長町一丁目, あすと長町二丁目, あすと長町三丁目, あすと長町四丁目, 泉崎一丁目, 泉崎二丁目, 大罫町, 大野田一丁目, 大野田二丁目, 大野田三丁目, 大野田四丁目, 大野田五丁目, 大谷地, 鉤取一丁目, 鉤取二丁目, 鉤取三丁目, 鉤取四丁目, 鉤取本町一丁目, 鉤取本町二丁目, 鹿野本町, 鹿野一丁目, 鹿野二丁目, 鹿野三丁目, 上野山一丁目, 上野山二丁目, 上野山三丁目, 恵和町, 越路, 郡山一丁目, 郡山二丁目, 郡山三丁目, 郡山四丁目, 郡山五丁目, 郡山六丁目, 郡山七丁目, 郡山八丁目, 金剛沢一丁目, 金剛沢二丁目, 金剛沢三丁目, 桜木町, 佐保山, 砂押町, 砂押南町, 諏訪町, 太子堂, 太白一丁目, 太白二丁目, 太白三丁目, 土手内一丁目, 土手内二丁目, 土手内三丁目, 富沢一丁目, 富沢二丁目, 富沢三丁目, 富沢四丁目, 富沢南一丁目, 富沢南二丁目, 中田一丁目, 中田二丁目, 中田三丁目, 中田四丁目, 中田五丁目, 中田六丁目, 中田七丁目, 長町一丁目, 長町二丁目, 長町三丁目, 長町四丁目, 長町五丁目, 長町六丁目, 長町七丁目, 長町八丁目, 長町南一丁目, 長町南二丁目, 長町南三丁目, 長町南四丁目, 長嶺, 西多賀一丁目, 西多賀二丁目, 西多賀三丁目, 西多賀四丁目, 西多賀五丁目, 西中田一丁目, 西中田二丁目, 西中田三丁目, 西中田四丁目, 西中田五丁目, 西中田六丁目, 西中田七丁目, 西の平一丁目, 西の平二丁目, 日本平, 根岸町, 萩ヶ丘, 羽黒台, 旗立一丁目, 旗立二丁目, 旗立三丁目, 八本松一丁目, 八本松二丁目, 東大野田, 東郡山一丁目, 東郡山二丁目, 東中田一丁目, 東中田二丁目, 東中田三丁目, 東中田四丁目, 東中田五丁目, 東中田六丁目, 人來田一丁目, 人來田二丁目, 人來田三丁目, ひより台, 袋原一丁目, 袋原二丁目, 袋原三丁目, 袋原四丁目, 袋原五丁目, 袋原六丁目, ニツ沢, 松が丘, 三神峯一丁目, 三神峯二丁目, 御堂平, 緑ヶ丘一丁目, 緑ヶ丘二丁目, 緑ヶ丘三丁目, 緑ヶ丘四丁目, 南大野田, 向山一丁目, 向山二丁目, 向山三丁目, 向山四丁目, 茂ヶ崎一丁目, 茂ヶ崎二丁目, 茂ヶ崎三丁目, 茂ヶ崎四丁目, 茂庭台一丁目, 茂庭台二丁目, 茂庭台三丁目, 茂庭台四丁目, 茂庭台五丁目, 門前町, 八木山香澄町, 八木山松波町, 八木山緑町, 八木山弥生町, 八木山東一丁目, 八木山東二丁目, 八木山本町一丁目, 八木山本町二丁目, 八木山南一丁目, 八木山南二丁目, 八木山南三丁目, 八木山南四丁目, 八木山南五丁目, 八木山南六丁目, 柳生一丁目, 柳生二丁目, 柳生三丁目, 柳生四丁目, 柳生五丁目, 柳生六丁目, 柳生七丁目, 山田上ノ台町, 山田北前町, 山田自由ヶ丘, 山田新町, 山田本町, 若葉町, 秋保町境野, 秋保町長袋, 秋保町馬場, 秋保町湯元, 大野田, 鉤取, 郡山, 二郎丸(字山野内を除く。), 坪沼, 富沢, 富田, 中田町, 長町, 袋原, 茂庭(字小畑山, 字杉ノ沢, 字滝沢, 字立沢北, 字立沢南, 字綱木, 字綱木裏山, 字綱木西, 字綱木東, 字綱木前山, 字寺下, 字鳥屋, 字蕃山, 字真里, 字松倉, 字松山, 字湯ノ沢を除く。), 柳生, 山田</p>	
泉 区	<p>明石南一丁目, 明石南二丁目, 明石南三丁目, 明石南四丁目, 明石南五丁目, 明石南六丁目, 明通一丁目, 明通二丁目, 明通三丁目, 明通四丁目, 旭丘堤一丁目, 旭丘堤二丁目, 泉ヶ丘一丁目, 泉ヶ丘二丁目, 泉ヶ丘三丁目, 泉ヶ丘四丁目, 泉ヶ丘五丁目, 泉中央一丁目, 泉中央二丁目, 泉中央三丁目, 泉中央四丁目, 泉中央南, 永和台, 大沢一丁目, 大沢二丁目, 大沢三丁目, 桂一丁目, 桂二丁目, 桂三丁目, 桂四丁目, 上谷刈一丁目, 上谷刈二丁目, 上谷刈三丁目, 上谷刈四丁目, 上谷刈五丁目, 上谷刈六丁目, 加茂一丁目, 加茂二丁目, 加茂三丁目, 加茂四丁目, 加茂五丁目, 北高森, 北中山一丁目, 北中山二丁目, 北中山三丁目, 北中山四丁目, 黒松一丁目, 黒松二丁目, 黒松三丁目, 向陽台一丁目, 向陽台二丁目, 向陽台三丁目, 向陽台四丁目, 向陽台五丁目, 将監一丁目, 将監二丁目, 将監三丁目, 将監四丁目, 将監五丁目, 将監六丁目, 将監七丁目, 将監八丁目, 将監九丁目, 将監十丁目, 将監十一丁目, 将監十二丁目, 将監十三丁目, 将監殿一丁目, 将監殿二丁目, 将監殿三丁目, 将監殿四丁目, 将監殿五丁目, 松陵一丁目, 松陵二丁目, 松陵三丁目, 松陵四丁目, 松陵五丁目, 住吉台西一丁目, 住吉台西二丁目, 住吉台西三丁目, 住吉台西四丁目, 住吉台東一丁目, 住吉台東二丁目, 住吉台東三丁目, 住吉台東四丁目, 住吉台東五丁目, 高玉町, 高森一丁目, 高森二丁目, 高森三丁目, 高森四丁目, 高森五丁目, 高森六丁目, 高森七丁目, 高森八丁目, 長命ヶ丘東, 長命ヶ丘一丁目, 長命ヶ丘二丁目, 長命ヶ丘三丁目, 長命ヶ丘四丁目, 長命ヶ丘五丁目, 長命ヶ丘六丁目, 鶴が丘一丁目, 鶴が丘二丁目, 鶴が丘三丁目, 鶴が丘四丁目, 寺岡一丁目, 寺岡二丁目, 寺岡三丁目, 寺岡四丁目, 寺岡五丁目, 寺岡六丁目, 天神沢一丁目, 天神沢二丁目, 南光台一丁目, 南光台二丁目, 南光台三丁目, 南光台四丁目, 南光台五丁目, 南光台六丁目, 南光台七丁目, 南光台東一丁目, 南光台東二丁目, 南光台東三丁目, 南光台南一丁目, 南光台南二丁目, 南光台南三丁目, 虹の丘一丁目, 虹の丘二丁目, 虹の丘三丁目, 虹の丘四丁目, 東黒松, 歩坂町, 本田町, みずほ台, 南中山一丁目, 南中山二丁目, 南中山三丁目, 南中山四丁目,</p>	

名 称	区	域
泉 区	南中山五丁目，南中山六丁目，紫山一丁目，紫山二丁目，紫山三丁目，紫山四丁目，紫山五丁目，八乙女一丁目，八乙女二丁目，八乙女三丁目，八乙女四丁目，八乙女中央一丁目，八乙女中央二丁目，八乙女中央三丁目，八乙女中央四丁目，八乙女中央五丁目，館一丁目，館二丁目，館三丁目，館四丁目，館五丁目，館六丁目，館七丁目，山の寺一丁目，山の寺二丁目，山の寺三丁目，友愛町，市名坂，小角，上谷刈，実沢，七北田，西田中，根白石，野村，福岡，古内，朴沢，松森	

別表第2（第4条関係）

平成元年6月—中略—平成23年12月改正

名 称	所	管	区	域
青葉区役所 宮城総合支所	赤坂一丁目，赤坂二丁目，赤坂三丁目，愛子中央一丁目，愛子中央二丁目，愛子中央三丁目，愛子中央四丁目，愛子中央五丁目，愛子中央六丁目，愛子東一丁目，愛子東二丁目，愛子東三丁目，愛子東四丁目，愛子東五丁目，愛子東六丁目，落合一丁目，落合二丁目，落合三丁目，落合四丁目，落合五丁目，落合六丁目，国見ヶ丘一丁目，国見ヶ丘二丁目，国見ヶ丘三丁目，国見ヶ丘四丁目，国見ヶ丘五丁目，国見ヶ丘六丁目，国見ヶ丘七丁目，栗生一丁目，栗生二丁目，栗生三丁目，栗生四丁目，栗生五丁目，栗生六丁目，栗生七丁目，高野原一丁目，高野原二丁目，高野原三丁目，高野原四丁目，中山台西，中山台一丁目，中山台二丁目，中山台三丁目，中山台四丁目，中山吉成一丁目，中山吉成二丁目，中山吉成三丁目，錦ヶ丘一丁目，錦ヶ丘二丁目，錦ヶ丘三丁目，錦ヶ丘四丁目，錦ヶ丘五丁目，錦ヶ丘六丁目，錦ヶ丘七丁目，錦ヶ丘八丁目，錦ヶ丘九丁目，ニッカ，南吉成一丁目，南吉成二丁目，南吉成三丁目，南吉成四丁目，南吉成五丁目，南吉成六丁目，南吉成七丁目，みやぎ台一丁目，みやぎ台二丁目，みやぎ台三丁目，みやぎ台四丁目，みやぎ台五丁目，向田，吉成一丁目，吉成二丁目，吉成三丁目，吉成台一丁目，吉成台二丁目，臨濟院，芋沢，大倉，上愛子，熊ヶ根，郷六，作並，下愛子，新川			
太白区役所 秋保総合支所	秋保町湯向，秋保町境野，秋保町長袋，秋保町馬場，秋保町湯元			

２．仙台区長事務委任規則

平成元年 3 月 30 日

仙台区規則第 82 号

改正 平成 2 年 3 月規則第 27 号, 5 月規則第 54 号, 11 月規則第 76 号, 3 年 3 月規則第 11 号, 9 月規則第 76 号, 規則第 81 号, 4 年 3 月規則第 46 号, 5 年 5 月規則第 44 号, 7 月規則第 54 号, 6 年 4 月規則第 33 号, 7 年 3 月規則第 38 号, 9 月規則第 78 号, 9 年 3 月規則第 31 号, 10 年 3 月規則第 38 号, 11 年 3 月規則第 45 号, 9 月規則第 86 号, 12 年 3 月規則第 61 号, 13 年 3 月規則第 48 号, 14 年 3 月規則第 44 号, 4 月規則第 58 号, 5 月規則第 66 号, 11 月規則第 86 号, 15 年 6 月規則第 77 号, 16 年 3 月規則第 53 号, 17 年 3 月規則第 55 号, 5 月規則第 77 号, 18 年 3 月規則第 57 号, 19 年 3 月規則第 60 号, 21 年 10 月規則第 62 号, 22 年 3 月規則第 31 号, 23 年 3 月規則第 16 号, 12 月規則第 71 号, 12 月規則第 78 号, 24 年 3 月規則第 40 号, 9 月規則第 86 号, 25 年 9 月規則第 64 号, 11 月規則第 74 号, 26 年 3 月規則第 30 号, 10 月規則第 99 号, 27 年 2 月規則第 9 号, 3 月規則第 15 号, 5 月規則第 79 号, 28 年 3 月規則第 72 号, 29 年 3 月規則第 39 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を区長に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第 2 条 次に掲げる事務は、区長に委任する。

- 1 区長の所管事務に係る諸証明（市税及び個人の県民税に係る証明を除く。）及び公簿（固定資産課税台帳を除く。）の閲覧に関する事（次号から第 68 号までに掲げるものを除く。）
- 2 国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第 5 条第 1 項第 5 号の規定により本市に譲与された土地の目的外使用の許可、境界確定、実地調査、立入り及び開発行為に係る協議に関する事
- 3 自動車の臨時運行許可に関する事
- 4 印鑑登録に関する事
- 5 身分証明に関する事
- 6 埋葬及び火葬の許可に関する事
- 7 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 9 条第 1 項の規定による埋葬及び火葬に関する事
- 8 せんだい市民カードの交付に関する事
- 9 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく助言及び指導並びに同条第 2 項の規定に基づく勧告に関する事
- 10 子ども及び母子・父子家庭に対する医療費の助成に関する事
- 11 心身障害者に対する医療費の助成に関する事（高額介護合算療養費の代理受領による過払い金の徴収に関する事を除く。）
- 12 国民健康保険被保険者の資格に関する事
- 13 国民健康保険に係る保険給付（保険医療機関等、特定承認保険医療機関、指定訪問看護事業者又は柔道整復師に対する療養に要した費用の支払を除く。）に関する事
- 14 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の賦課（保険料率及び減免基準の決定を除く。）、徴収、督促及び滞納処分に関する事（保険料その他の徴収金のうちその徴収に困難を伴うものに係る延滞金の減免並びに徴収金の徴収、督促及び滞納処分に係るものを除く。）
- 15 仙台区国民健康保険条例（昭和 38 年仙台区条例第 2 号）に基づく過料の決定に関する事
- 16 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の徴収、督促及び滞納処分に関する事（保険料のうちその徴収に困難を伴うものに係る徴収金に係るものを除く。）
- 17 仙台区後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年仙台区条例第 2 号）に基づく過料の決定に関する事
- 18 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）及び老齢福祉年金支給規則（昭和 34 年厚生省令第 17 号）に基づく事務に関する事
- 19 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成 17 年政令第 56 号）及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する

- 法律施行規則(平成17年厚生労働省令第49号)に基づく事務に関すること
- 20 介護保険被保険者の資格に関すること
 - 21 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関すること（認定に係る調査の委託の契約に関する事務及び主治の医師の意見書作成に係る費用の支払を除く。）
 - 22 介護保険に係る保険給付費の支払（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業者又は介護保険施設への被保険者に代わる費用の支払（居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費の支払を除く。）を除く。）に関すること
 - 23 介護保険に係る保険料その他の徴収金（介護保険法に基づく事業者又は介護保険施設に被保険者に代わって支払う保険給付費（居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費を除く。）に係るものを除く。）の賦課（保険料率及び減免基準の決定を除く。）、徴収、督促及び滞納処分に関すること（特別徴収義務者との連絡調整並びに保険料その他の徴収金のうちその徴収に困難を伴うものに係る延滞金の減免並びに徴収金の徴収、督促及び滞納処分に係るものを除く。）
 - 24 仙台市介護保険条例（平成12年仙台市条例第4号）に基づく過料の決定に関すること
 - 25 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定による建築物の建築の許可に関すること
 - 26 都市計画法第58条の2第1項及び第2項の規定による届出の受理並びに当該届出に係る行為の審査に関すること
 - 27 街路灯の設置及びその電気料についての補助に関すること
 - 28 私道の整備に対する補助に関すること
 - 29 道路の境界の確認に関すること
 - 30 道路法（昭和27年法律第180号）第22条第1項の規定による工事原因者に対する工事施行命令に関すること
 - 31 道路法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事の承認に関すること
 - 32 道路法第32条第1項及び第3項（同法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可並びに仙台市道路管理に関する条例（平成12年仙台市条例第20号）に基づく道路の管理に関すること
 - 33 道路法及び仙台市道路占用料条例（昭和35年仙台市条例第25号）に基づく占用料の徴収に関すること
 - 34 道路法第32条第5項の規定による警察署長との協議に関すること
 - 35 道路法第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による国との協議に関すること
 - 36 道路法第40条第2項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による原状の回復又は原状の回復が不適当な場合についての必要な指示に関すること
 - 37 道路法第44条の2第1項から第5項まで（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違法放置物件に対する措置に関すること
 - 38 道路法第44条の2第7項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第58条第1項、第59条第3項、第60条ただし書及び第62条後段の規定による負担金の徴収に関すること
 - 39 道路法第46条第1項第1号の規定による通行の禁止又は制限に関すること
 - 40 道路法第71条第1項及び第2項の規定による監督処分に関すること
 - 41 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）に基づく共同溝の占用の許可に関すること
 - 42 共同溝の整備等に関する特別措置法第17条の規定による認可に関すること
 - 43 共同溝の整備等に関する特別措置法第18条第1項の規定による届出の受理に関すること
 - 44 共同溝の整備等に関する特別措置法第19条の規定による必要な措置の命令に関すること
 - 45 共同溝の整備等に関する特別措置法第21条の規定による管理負担金の徴収に関すること
 - 46 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づく電線共同溝の占用の許可に関すること
 - 47 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第14条第2項の規定による届出の受理に関すること
 - 48 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第15条第1項の規定による承認に関すること
 - 49 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第16条第2項の規定による必要な措置の命令に関すること
 - 50 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第19条の規定による管理負担金の徴収に関すること

- 51 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第20条第2項の規定による原状回復について必要な指示に関する事
- 52 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第21条の規定による国との協議に関する事
- 53 道路交通法（昭和35年法律第105号）第79条の規定による警察署長との協議に関する事
- 54 一般交通の用に供する行政財産で市道に準じて本市が管理するものの目的外使用許可、使用料の徴収その他の管理に関する事
- 55 仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第4号）に基づく事務（同条例第8条、第9条、第10条第2項、第12条、第15条、第16条の2第2項、第17条第2項、第18条から第20条まで、第22条第2項、第26条、第27条、第30条、第31条の3、第31条の4第2項、第34条、第35条及び第36条第2項の規定によるものに限る。）に関する事
- 56 仙台市都市公園条例（昭和40年仙台市条例第32号）に基づく有料公園施設（七北田公園に属するもの（野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。）、野草園及び八木山動物公園を除く。）の利用許可及び利用許可に係る使用料の徴収に関する事
- 57 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び仙台市都市公園条例に基づく公園（野草園、八木山動物公園、七北田公園（野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。）、海岸公園（野球場、庭球場、馬術場及びキャンプ場を除く。）、向山中央公園及び高砂中央公園を除く。）における行為の許可、公園施設の設置等の許可及び公園の占用許可並びにそれらの許可に係る使用料の徴収並びに監督処分に関する事（同条例に基づき指定管理者が行う業務を除く。）
- 58 公園緑地の境界の確認に関する事
- 59 仙台市茶室条例（平成3年仙台市条例第51号）に基づく茶室の使用許可及び当該許可に係る使用料の徴収に関する事
- 60 農業施設に係る境界の確認に関する事
- 61 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の6第1項第1号の規定による認定に関する事
- 62 建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可に関する事
- 63 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良住宅の認定に関する事
- 64 狭あいな道路の拡幅整備事業に関する事
- 65 仙台市市民センター条例（平成2年仙台市条例第8号）第2条の表に掲げる市民センターの施設の使用料の徴収、減免及び返還（使用料の減免及び返還の基準の決定を除く。）に関する事
- 66 景観法（平成16年法律第110号）に基づく事務（同法第63条から第66条まで、第71条及び第80条の規定によるものに限る。）に関する事
- 67 杜の都の風土を育む景観条例（平成7年仙台市条例第5号）に基づく事務（同条例第15条の2、第16条及び第25条の規定によるものに限る。）に関する事
- 68 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項から第4項までの規定による災害時において道路管理者が行う措置に関する事

（協 議）

第3条 区長は、前条に規定する事務のうち特に重要若しくは異例と認めるもの又は2以上の区に関連するものを執行しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

（指 示）

第4条 市長は、第2条の規定により区長に委任した事務の執行について必要があると認めるときは、区長に対して指示を与えることができる。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

（中 略）

附 則（平成29年3月改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3. 仙台市青葉区長権限事務決裁要領

(平成8年4月1日青葉区長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、別に定めがあるものを除くほか、青葉区長（以下「区長」という。）の権限に属する事務の処理に関し、必要な事項を定めることにより、決裁処理の権限及び責任の明確化並びに事務処理の能率化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局 仙台市事務分掌条例（昭和34年仙台市条例第20号第1条に掲げる局をいう。
- (2) 区役所 仙台市事務決裁規程（平成元年仙台市訓令第7号。以下「規程」という。）第2条第2号に規定する区役所をいう。
- (3) 部 規程第2条第7号に規定する部をいう。
- (4) 課 規程第2条第8号に規定する課をいう。
- (5) 係 規程第2条第9号に規定する係をいう。
- (6) 局長委任契約 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第1条の2第1項第1号の規定により同号に定める各局等の長に委任された契約をいう。
- (7) 区契約担当課契約 仙台市契約規則第1条の2第1項第2号に規定する契約をいう。
- (8) 決裁 事案の処理に関し意思決定をすることをいう。
- (9) 専決 特定の事案の処理に関し区長に代わって常時決裁をすることをいう。
- (10) 代決 区長又は専決権者が出張、休暇等により不在である場合において、その者に代わって決裁をすることをいう。

(専決手続への関与)

第3条 専決権者は、専決をする際に掲げる事案については、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 疑義のある事案
- (2) 紛議が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる事案
- (3) 異例に属すると認められる事案
- (4) 特に重要と認められる事案

2 専決権者は、専決をした後においても当該事案が重要と認めるときは、速やかに上司にその概要を報告しなければならない。

(代決の制限及び代決手続への関与)

第4条 代決は、特に急施を要する事案又はあらかじめ区長若しくは専決権者から代決の指示を受けた事案に限りすることができるものとする。

2 前条の規定は、代決の手続について準用する。

(合議)

第5条 次に掲げる事案の決裁については、関係する局長、区長、本庁の次長若しくは副区長又は部、課若しくは係の長（担当局長、担当部長及び担当課長を含む。以下この条において「関係局長等」という。）に合議をしなければならない。

- (1) 仙台市予算規則（昭和39年仙台市規則第14号）第26条、仙台市会計規則（昭和39年仙台市規則第18号）第57条第2項その他の規則又は訓令（条例、規則又は訓令の実施細目に相当するものを含む。）の規定により合議をしなければならないものとなっている事案
- (2) 前号に掲げるもののほか、総務局長が別に定める事案

- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までの規定による随意契約の決裁については、総務課長（宮城総合支所にあつては宮城総合支所総務課長）に合議をし、その理由及び根拠条項の確認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定による合議を経て決裁をした事案の内容を変更し、又は取り消すためにする決裁については、その旨を同一の関係局長等に再合議しなければならない。

（専決事項の一部委譲）

第6条 第7条の2、第8条及び第10条の規定により専決をする者は、特に必要と認める場合、1年を超えない範囲内において、その専決をすべき事項のうち軽易かつ定例的なものに関し下位の職にある者に専決をさせることができる。

- 2 前項の場合においては、下位の職にある者に専決をさせる者は、あらかじめ総務局総務部行財政改革課長と協議の上区長の承認を受けなければならない。

（担当課長が主管する事案に係る特例）

第6条の2 担当課長が置かれたときは、第9条の規定により専決をする者がこれらの規定により専決をする事項のうち担当課長が主管する事案に係るものについては、これらの規定にかかわらず、当該事案を主管する担当課長が専決をするものとする。

（区長決裁事項）

第7条 次に掲げる事項は、区長の決裁を受けなければならない。

- （1）重要な申請、届出、報告、照会、回答、証明、通知、意見の具申、進達等に関すること
- （2）1件8,000万円以上1億円未満の局長委任契約（請負契約及び食糧費として支出するものを除く。）及び区契約担当課契約（請負契約を除く。）の締結、変更（変更後の金額が1億円未満のものに限る。）及び解除に関すること
- （3）1件8,000万円以上1億円未満の局長委任契約又は区契約担当課契約である請負契約の締結及び解除に関すること
- （4）1件100万円以上1億円未満の局長委任契約で食糧費として支出するものの締結、変更（変更後の金額が1億円未満のものに限る。）及び解除に関すること
- （5）1件300万円以上の補助金、負担金、交付金等の交付に関すること
- （6）不納欠損処分に関すること（保健福祉センター所長及び宮城総合支所長の専決に係るものを除く。）
- （7）債権の免除（地方自治法施行令第171条の7第1項及び第2項の規定によるものに限る。）及び放棄（仙台市債権管理条例（平成28年仙台市条例第54号）第6条第1項の規定によるものに限る。）に関すること
- （8）前各号に掲げるもののほか、区長の権限に属する事務のうち特に異例又は重要と認められること

（副区長専決事項）

第7条の2 副区長（副区長を複数置く区にあつては、あらかじめ区長が指名する副区長）の専決事項は、次のとおりとする。

- （1）1件5,000万円以上8,000万円未満の局長委任契約（請負契約及び食糧費として支出するものを除く。）及び区契約担当課契約（請負契約を除く。）の締結、変更及び解除に関すること
- （2）1件5,000万円以上8,000万円未満の局長委任契約又は区契約担当課契約である請負契約の締結及び解除に関すること
- （3）1件30万円以上100万円未満の局長委任契約で食糧費として支出するものの締結、変更及び解除に関すること
- （4）1件100万円以上300万円未満の補助金、負担金、交付金等の交付に関すること
- （5）前各号に掲げるものに準ずること

（区役所の部長の専決事項）

第8条 区役所の部長（保健福祉センター所長を含む。以下同じ。）の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 共通専決事項

- ア 申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 証明, 通知, 意見の具申, 進達等に関する事
- イ 1件1,000万円以上5,000万円未満の局長委任契約(食糧費として支出するものを除く。)の締結, 変更(変更後の金額が5,000万円未満のものに限る。)及び解除に関する事(次条第1号ウ及び第11条第1号アの規定による専決に係るものを除く。)
- ウ 1件5,000万円以上1億円未満の局長委任契約である請負契約の変更(変更後の金額が1億円未満のものに限る。)に関する事(次条第1号ウ及び第11条第1号アの規定による専決に係るものを除く。)
- エ 1件5万円以上30万円未満の局長委任契約で食糧費として支出するものの締結, 変更(変更後の金額が30万円未満のものに限る。)及び解除に関する事
- オ 1件30万円以上100万円未満の補助金, 負担金, 交付金等の交付に関する事
- カ 強制徴収債権の滞納処分(公売に係る決定及び執行停止に関するものに限る。)及び公売に係る公告の公示に関する事
- キ アからカまでに掲げるものに準ずる事

(2) 区民部長専決事項

- ア 1件1,000万円以上5,000万円未満の区契約担当課契約の締結, 変更(変更後の金額が5,000万円未満のものに限る。)及び解除に関する事(次条第2号イの規定による専決に係るものを除く。)
- イ 1件5,000万円以上1億円未満の区契約担当課契約である請負契約の変更(変更後の金額が1億円未満のものに限る。)に関する事(次条第2号イの規定による専決に係るものを除く。)
- ウ 過料の決定に関する事
- エ 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第2項の規定に基づく勧告に関する事

(3) 保健福祉センター所長専決事項

- ア 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第9条第1号の規定に基づく事務処理に関する事
- イ 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)に基づく死体の交付に関する事
- ウ 国民健康保険被保険者証の無効の告示に関する事
- エ 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の不納欠損処分に関する事
- オ 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の不納欠損処分に関する事
- カ 仙台市国民健康保険条例(昭和38年仙台市条例第2号)に基づく過料の決定に関する事
- キ 仙台市後期高齢者医療に関する条例(平成20年仙台市条例第2号)に基づく過料に関する事
- ク 国民健康保険の被保険者資格証明書の交付及び保険給付の一時差止めに関する事
- ケ 介護保険被保険者証の無効の告示に関する事
- コ 介護保険料の不納欠損処分に関する事
- サ 仙台市介護保険条例(平成12年仙台市条例第4号)に基づく過料の決定に関する事

(4) 建設部長専決事項

- ア 土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく事務処理に関する事
- イ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づく公告及び縦覧に関する事
- ウ 道路の境界の確認に関する事
- エ 公園緑地の境界の確認に関する事

- オ 道路法(昭和27年法律第180号)第22条第1項の規定による工事原因者に対する工事施工命令に関すること。
- カ 道路法第35条(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による国との協議に関すること
- キ 道路法第40条第2項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による原状の回復又は原状の回復が不適当な場合についての必要な指示に関すること
- ク 道路法第44条の2第1項から第5項まで(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置物件に対する措置に関すること
- ケ 道路法第44条の2第7項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。), 第58条第1項, 第59条第3項, 第60条ただし書及び第62条後段の規定による負担金の徴収に関すること
- コ 道路法第46条第1項第1号の規定による通行の禁止又は制限に関すること
- サ 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)に基づく共同溝の占用の許可に関すること
- シ 共同溝の整備等に関する特別措置法第17条の規定による認可に関すること
- ス 共同溝の整備等に関する特別措置法第18条第1項の規定による届出の受理に関すること
- セ 共同溝の整備等に関する特別措置法第19条の規定による必要な措置の命令に関すること
- ソ 共同溝の整備等に関する特別措置法第21条の規定による管理負担金の徴収に関すること
- タ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づく電線共同溝の占用の許可に関すること
- チ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第14条第2項の規定による届出の受理に関すること
- ツ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第15条第1項の規定による承認に関すること
- テ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第16条第2項の規定による必要な措置の命令に関すること
- ト 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第19条の規定による管理負担金の徴収に関すること
- ナ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第20条第2項の規定による原状回復について必要な指示に関すること
- ニ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第21条の規定による国との協議に関すること
- ヌ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第79条の規定による警察署長との協議に関すること
- ネ 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号の規定により本市に譲与された土地の境界確定に関すること
- ノ 農業施設に係る境界の確認に関すること
- ハ 景観法(平成16年法律第110号)の規定に基づく事務処理(第63条, 第66条(同条第5項の規定によるものを除く。)及び第71条の規定によるものに限る。)に関すること
- ヒ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の6第1項から第4項までの規定による災害時において道路管理者が行う措置に関すること

(区役所の課長の専決事項)

第9条 区役所の課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 共通専決事項(担当課長にあっては、その主管する事案に係るものに限る。)

- ア 軽易な申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 証明, 通知, 意見の具申, 進達等に関すること
- イ 1件1,000万円未満の局長委任契約(食糧費として支出するものを除く。)の締結, 変更(変更後の金額が1,000万円未満のものに限る。)及び解除に関すること
- ウ 1件1,000万円以上1億円未満の局長委任契約である請負契約の変更(変更後の契約金額と当初の契約金額(前条第

1号イ及びウの規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額。以下このウにおいて同じ。）との差額が当初の契約金額の3割に相当する額未満の場合又は延長した日数（これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数）の累計が40日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

- エ 1件5万円未満の局長委任契約で食糧費として支出するものの締結、変更（変更後の金額が5万円未満のものに限る。）及び解除に関する事
- オ 1件30万円未満の補助金、負担金、交付金等の交付に関する事
- カ 債権の督促及び減免に関する事
- キ 納入通知書、督促状その他これらに類する書類の公示送達に関する事
- ク 強制徴収債権の滞納処分その他保全及び取立てに関し必要な措置（他の者の専決に係るものを除く。）、徴収猶予並びに換価の猶予に関する事
- ケ 非強制徴収債権の保全及び取立てに関し必要な措置、徴収停止並びに履行期限の延長に関する事
- コ アからケまでに掲げるものに準ずる事

(2) 総務課長専決事項

- ア 1件1,000万円未満の区契約担当課契約の締結、変更（変更後の金額が1,000万円未満のものに限る。）及び解除に関する事
- イ 1件1,000万円以上1億円未満の区契約担当課契約である請負契約の変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（前条第2号ア及びイの規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額。以下このイにおいて同じ。）との差額が当初の契約金額の3割に相当する額未満の場合又は延長した日数（これらの規定を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数）の累計が40日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）
- ウ 地価公示法（昭和44年法律第49号）に基づく標準地に係る書面等の閲覧に関する事

(3) 区民生活課長専決事項

- ア 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項の規定に基づく助言及び指導に関する事

(4) 戸籍住民課長専決事項

- ア 戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく事務処理に関する事
- イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく事務処理に関する事
- ウ 通知カードに関する事
- エ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく事務処理（区長の権限に属するものに限る。）に関する事
- オ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に基づく事務処理に関する事
- カ 仙台市印鑑条例（昭和52年仙台市条例第1号）に基づく事務処理に関する事
- キ 埋葬及び火葬の許可に関する事
- ク 人口動態調査令（昭和21年勅令第447号）に基づく事務処理に関する事
- ケ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第4条の規定による児童生徒等の住所変更に関する届出の通知に関する事

- コ 身分証明に関すること
 - サ 死産の届出に関すること
 - シ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第3項の規定による通知及び同法第29条第1項の規定による通報に関すること
 - ス せんだい市民カードの交付に関すること
- (5) 税務会計課長専決事項
- ア 自動車の臨時運行許可に関すること
- (6) 障害高齢課長専決事項
- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務処理に関すること（保健福祉センター所長の専決に係るものを除く。）
- (7) 保険年金課長専決事項
- ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく事務処理に関すること（保健福祉センター所長の専決に係るものを除く。）
 - イ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく事務処理に関すること
 - ウ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく事務処理に関すること
 - エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく事務処理に関すること
 - オ 子ども及び母子・父子家庭に対する医療費の助成に関すること
 - カ 心身障害者に対する医療費の助成に関すること（高額介護合算療養費の代理受領による過払い金の徴収に関するものを除く。）
- (8) 建設部公園課長専決事項
- ア 国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定により本市に譲与された土地の目的外使用の許可，実地調査，立入り及び開発行為に係る協議に関すること
 - イ 仙台市都市公園条例（昭和40年仙台市条例第32号）に基づく有料公園施設の利用許可（野外音楽堂に係るものに限る。）及び利用許可に係る使用料の徴収（水泳プール，野外音楽堂，馬術場及びキャンプ場に係るものに限る。）に関すること
 - ウ 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び仙台市都市公園条例に基づく公園における行為の許可，公園施設の設置等の許可及び公園の占用許可並びにそれらの許可に係る使用料の徴収並びに監督処分に関すること（野草園及び八木山動物公園に係るもの並びに同条例に規定する指定管理者が行う業務を除く。）
 - エ 仙台市茶室条例（平成3年仙台市条例第51号）に基づく茶室の使用許可及び当該許可に係る使用料の徴収に関すること
- (9) 建設部道路課長専決事項
- ア 道路法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事の承認に関すること
 - イ 道路法第32条第1項及び第3項（同法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可並びに仙台市道路管理に関する条例（平成12年仙台市条例第20号）に基づく道路の管理に関すること
 - ウ 道路法及び仙台市道路占用料条例（昭和35年仙台市条例第25号）に基づく占用料の徴収に関すること
 - エ 道路法第32条第5項の規定による警察署長との協議に関すること
 - オ 一般交通の用に供する行政財産で市道に準じて本市が管理するものの目的外使用許可，使用料の徴収その他の管理に関すること

(10) 街並み形成課長専決事項

- ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の6第1項第1号の規定による認定に関すること
- イ 建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可に関すること
- ウ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良住宅の認定に関すること
- エ 狭あいな道路の拡幅整備事業に係る拡幅整備済証の交付に関すること
- オ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項の規定による建築物の建築の許可に関すること
- カ 都市計画法第58条の2第1項及び第2項の規定による届出に係る行為の審査に関すること
- キ 仙台市屋外広告物条例(平成元年仙台市条例第4号)に基づく事務処理(同条例第8条,第9条,第10条第2項,第12条,第15条,第16条の2第2項,第17条第2項,第18条から第20条まで,第22条第2項,第26条,第27条,第30条,第31条の3,第31条の4第2項,第34条,第35条及び第36条第2項の規定によるものに限る。)に関すること
- ク 景観法第80条の規定による書類の閲覧に関すること
- ケ 杜の都の風土を育む景観条例(平成7年仙台市条例第5号)に基づく事務処理(第15条の2,第16条及び第25条の規定によるものに限る。)に関すること

(宮城総合支所長の専決事項)

第10条 宮城総合支所長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 第8条第1号に掲げる事項
- (2) 1件1,000万円以上5,000万円未満の区契約担当課契約の締結,変更(変更後の金額が5,000万円未満のものに限る。)及び解除に関すること(次条第2号イの規定による専決に係るものを除く。)
- (3) 1件5,000万円以上1億円未満の区契約担当課契約である請負契約の変更(変更後の金額が1億円未満のものに限る。)に関すること(次条第2号イの規定による専決に係るものを除く。)
- (4) 死体解剖保存法に基づく死体の交付に関すること
- (5) 国民健康保険被保険者証の無効の告示に関すること
- (6) 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の不納欠損処分に関すること
- (7) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金不納欠損処分に関すること
- (8) 仙台市国民健康保険条例に基づく過料の決定に関すること
- (9) 仙台市後期高齢者医療に関する条例に基づく過料に関すること
- (10) 国民健康保険の被保険者資格証明書の交付及び保険給付の一時差止めに関すること
- (11) 介護保険料の不納欠損処分に関すること
- (12) 仙台市介護保険条例に基づく過料の決定に関すること
- (13) 道路の境界の確認に関すること
- (14) 公園緑地の境界の確認に関すること
- (15) 道路法第22条第1項の規定による工事原因者に対する工事施工命令に関すること
- (16) 道路法第35条(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による国との協議に関すること
- (17) 道路法第40条第2項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による原状の回復又は原状の回復が不適当な場合についての必要な指示に関すること
- (18) 道路法第44条の2第1項から第5項まで(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置物件に

対する措置に関すること

- (19) 道路法第44条の2第7項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第58条第1項、第59条第3項、第60条ただし書及び第62条後段の規定による負担金の徴収に関すること
- (20) 道路法第46条第1項第1号の規定による通行の禁止又は制限に関すること
- (21) 道路交通法第79条の規定による警察署長との協議に関すること
- (22) 国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定により本市に譲与された土地の境界確定に関すること
- (23) 農業施設に係る境界の確認に関すること
- (24) 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定に基づく勧告に関すること
- (25) 災害対策基本法第76条の6第1項から第4項までの規定による災害時において道路管理者が行う措置に関すること
（青葉区中央市民センター長の専決事項）

第10条の2 青葉区中央市民センター長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 第9条第1号に掲げる事項
- (2) 仙台市市民センター条例（平成2年仙台市条例第8号）第2条の表に掲げる市民センターの施設の使用料の徴収、減免及び返還（使用料の減免及び返還の基準の決定を除く。）に関すること
（宮城総合支所の課長の専決事項）

第11条 宮城総合支所の課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 共通専決事項
 - ア 第9条第1号に掲げる事項
- (2) 総務課長専決事項
 - ア 1件1,000万円未満の区契約担当課契約の締結、変更（変更後の金額が1,000万円未満のものに限る。）及び解除に関すること
 - イ 1件1,000万円以上1億円未満の区契約担当課契約である請負契約の変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（第10条第2号及び第3号の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額。以下このイにおいて同じ。）との差額が当初の契約金額の3割に相当する額未満の場合又は延長した日数（これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数）の累計が40日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関すること（重要なものを除く。）
- (3) まちづくり推進課長専決事項
 - ア 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項の規定に基づく助言及び指導に関すること
- (4) 税務住民課長専決事項
 - ア 自動車の臨時運行許可に関すること
 - イ 戸籍法に基づく事務処理に関すること
 - ウ 住民基本台帳法に基づく事務処理に関すること
 - エ 通知カードに関すること
 - オ 出入国管理及び難民認定法に基づく事務処理（区長の権限に属するものに限る。）に関すること
 - カ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく事務処理に関すること
 - キ 仙台市印鑑条例に基づく事務処理に関すること

- ク 埋葬及び火葬の許可に関する事
- ケ 人口動態調査令に基づく事務処理に関する事
- コ 学校教育法施行令第4条の規定による児童生徒等の住所変更に関する届出の通知に関する事
- サ 身分証明に関する事
- シ 死産の届出に関する事
- ス 公職選挙法第11条第3項の規定による通知及び同法第29条第1項の規定による通報に関する事
- セ せんだい市民カードの交付に関する事

(5) 保健福祉課長専決事項

- ア 介護保険法に基づく事務処理に関する事（宮城総合支所長の専決に係るものを除く。）

(6) 保険年金課長専決事項

- ア 国民健康保険法に基づく事務処理に関する事（宮城総合支所長の専決に係るものを除く。）
- イ 国民年金法に基づく事務処理に関する事
- ウ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく事務処理に関する事
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事務処理に関する事
- オ 子ども及び母子・父子家庭に対する医療費の助成に関する事
- カ 心身障害者に対する医療費の助成に関する事（高額介護合算療養費の代理受領による過払い金の徴収に関するものを除く。）

(7) 公園課長専決事項

- ア 国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定により本市に譲与された土地の目的外使用の許可、実地調査、立入り及び開発行為に係る協議に関する事
- イ 都市公園法及び仙台市都市公園条例に基づく公園における行為の許可、公園施設の設置等の許可及び公園の占用許可並びにそれらの許可に係る使用料の徴収並びに監督処分に関する事（野草園、八木山動物公園及び七北田公園に係るもの並びに同条例第16条の3に規定する指定管理者が行う業務を除く。）

(8) 道路課長専決事項

- ア 道路法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事の承認に関する事
- イ 道路法第32条第1項及び第3項（同法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可並びに仙台市道路管理に関する条例に基づく道路の管理に関する事
- ウ 道路法及び仙台市道路占用料条例に基づく占用料の徴収に関する事
- エ 道路法第32条第5項の規定による警察署長との協議に関する事
- オ 一般交通の用に供する行政財産で市道に準じて本市が管理するものの目的外使用許可、使用料の徴収その他の管理に関する事

第12条 削除

(代決)

第13条 次の表の左欄に掲げる者が不在の場合は、その者が決裁又は専決をすべき事項に関しそれぞれ当該事案を主管する同表の右欄に掲げる者が代決をする。

区長	副区長
副区長	区役所の部長又は宮城総合支所長
区役所の部長	区役所の課長（センター次長を置く保健福祉センターにおいては、センター次長）
宮城総合支所長	宮城総合支所の課長（支所次長を置く場合にあっては、支所次長）
区役所の課長	係長（係長を置かない場合にあっては、主査）
青葉区中央市民センター長	係長（係長を置かない場合にあっては、主査）
宮城総合支所の課長	係長（係長を置かない場合にあっては、主査）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、あらかじめ指定することにより、その者が決裁又は専決をすべき事項の全部又は一部に関し当該各号に定める者に代決をさせることができる。

- (1) 区長 理事
- (2) 区役所の部長又は宮城総合支所長 参事
- (3) 区役所の課長、青葉区中央市民センター長又は宮城総合支所の課長 主幹
(特例的な決裁)

第14条 副区長以下の職にある者が専決をすべき事項に関し、専決権者及び前条に定める代決権者がともに不在の場合は、当該専決権者の直近上位の職（理事及び参事を除く。）にある者が決裁をすることができる。

2 第4条の規定は、前項の規定による決裁について準用する。

(経済局の分掌事務に係る専決事項)

第15条 次に掲げる事務は、経済局農林部長の専決事項として取り扱うものとする。

- (1) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）に基づく異議申立てに関する事
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地等対価の徴収及び滞納処分並びに買受予約申込書の県知事への提出に関する事
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく事務処理に関する事

2 次に掲げる事務は、経済局農林部農業振興課長の専決事項として取り扱うものとする。

- (1) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令に基づく事務処理に関する事（経済局農林部長の専決に係るものを除く。）

第16条 第13条及び第14条の規定は、前条の規定による決裁について準用する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

(中 略)

附 則（平成29年4月1日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

(青葉区長権限事務決裁要領を例示として掲載した。)

4. 区長委任事務等に従事する職員の職の特例に関する規則

平成元年4月1日
仙台市規則第106号

改正 平成2年11月規則第76号, 5年7月規則第54号, 6年3月規則第24号附則, 11年6月規則第65号, 9月規則第86号, 12年3月規則第46号, 14年3月規則第37号, 4月規則第57号, 15年8月規則第94号(題名改称), 23年12月規則第84号, 24年7月規則第67号, 25年6月規則第56号, 27年10月規則第109号, 27年12月規則第131号

第1条 区役所において次の各号に掲げる事務に従事する職員は, それぞれ他の区役所において同一の事務に従事する職員の職を併せて有するものとする。

- (1) 住民票の写し, 住民票に記載した事項に関する証明書又は戸籍の附票の写しの交付請求の受理及び交付並びに住民基本台帳カードに関すること
- (2) 通知カード又は個人番号カードに係る記載事項の変更に関すること
- (3) 戸籍に係る諸証明又は身元証明書の交付請求の受理及び交付に関すること
- (4) 印鑑登録の申請の受理並びに印鑑登録証明書の交付請求の受理及び交付に関すること
- (5) せんだい市民カードの交付の申請の受理及び交付に関すること
- (6) 第1号, 第3号及び第4号に掲げる事務に係る手数料の徴収に関すること
- (7) 国民健康保険の保険料に係る徴収, 納付証明書の発行及び納付通知書の再発行に関すること
- (8) 仙台市中心身障害者医療費の助成に関する規則(昭和47年仙台市規則第62号), 仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則(昭和58年仙台市規則第44号)及び仙台市子ども医療費の助成に関する規則(平成23年仙台市規則第79号)に基づく登録申請書, 資格喪失届, 助成申請書又は医療費助成所得状況届の受理及び受給者証の返還に関すること
- (9) 介護保険に係る被保険者証及び受給資格証明書の交付請求の受理及び交付, 要介護認定及び要支援認定の申請の受理, 保険料の収納, 納付証明書の発行, 納付通知書の再発行並びに保険給付の支払の申請の受理に関すること

第2条 区役所において次の各号に掲げる事務に従事する職員は, 本市の区域内における転出及び転入に伴い転出地の区長が行う第1号に掲げる事務及び転入地の区長が行う第2号及び第3号に掲げる事務を取り扱う職を併せて有するものとする。

- (1) 転出届の受理及び転出証明書の交付に関すること
- (2) 転入届の受理並びに転入届受理証明書の交付及び交付に係る手数料の徴収に関すること
- (3) 外国人の住居地の変更に関すること

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

(中 略)

附 則 (平成27年12月改正)

この規則は, 平成28年1月1日から施行する。

5. 仙台市証明発行センター規則

平成13年1月30日
仙台市規則第5号

改正 平成14年3月規則第20号, 16年1月規則第10号, 18年3月規則第12号, 21年1月規則第4号, 22年2月規則第1号, 3月規則第16号, 12月規則第55号, 24年7月規則第68号, 25年6月規則第56号, 26年1月規則第1号, 27年4月規則第76号, 10月規則第110号, 12月規則第126号, 28年7月規則第90号, 29年4月規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、区役所の証明発行センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター	仙台市青葉区中央一丁目3番1号
青葉区役所宮城総合支所吉成証明発行センター	仙台市青葉区吉成三丁目5番28号
青葉区役所宮城総合支所大沢証明発行センター	仙台市青葉区芋沢字要害65番地
青葉区役所宮城総合支所大倉証明発行センター	仙台市青葉区大倉字下倉4番地の1
宮城野区役所高砂証明発行センター	仙台市宮城野区福田町二丁目5番16号
宮城野区役所岩切証明発行センター	仙台市宮城野区岩切字三所南88番地の2
若林区役所六郷証明発行センター	仙台市若林区今泉一丁目3番19号
若林区役所七郷証明発行センター	仙台市若林区荒井字堀添65番地の5
太白区役所中田証明発行センター	仙台市太白区中田四丁目1番5号
太白区役所生出証明発行センター	仙台市太白区茂庭字新熊野64番地
泉区役所根白石証明発行センター	仙台市泉区根白石字杉下前24番地
泉区役所南光台証明発行センター	仙台市泉区南光台七丁目1番30号

(取扱事務)

第3条 センターの取扱事務は、別表第1のとおりとする。

(開所時間等)

第4条 センター(青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンターを除く。)の開所時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンターの開所時間は、午前8時30分から午後7時(日曜日及び土曜日にあつては、午後5時)までとする。ただし、別表第2に掲げる事務は、同表に定める取扱時間に取り扱うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これらの規定に規定する開所時間又は取扱時間を臨時に変更することができる。

(休所日)

第5条 センター(青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンターを除く。)の休所日は、次のとおりとする。

(1) 仙台市の休日定める条例(平成元年仙台市条例第61号)第1条第1項各号に掲げる日(別表第2において「休日」という。)

(2) その他市長が必要と認める日

2 青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンターの休所日は、次のとおりとする。

(1) 第3土曜日及びその翌日

(2) 仙台市の休日定める条例第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日

(3) その他市長が必要と認める日

(実施細目)

第6条 この規則の実施細目は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成13年2月19日から施行する。

(中 略)

附 則（平成29年 4 月改正）

この規則は、平成29年 5 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

項	センター	取扱事務
1	青葉区役所宮城総合支所吉成証明発行センター 青葉区役所宮城総合支所大沢証明発行センター 宮城野区役所高砂証明発行センター 宮城野区役所岩切証明発行センター 若林区役所六郷証明発行センター 若林区役所七郷証明発行センター 太白区役所中田証明発行センター 太白区役所生出証明発行センター 泉区役所根白石証明発行センター 泉区役所南光台証明発行センター	1 戸籍及び除籍の謄本，抄本，全部事項証明書及び個人事項証明書の交付に関すること 2 住民票の写し，住民票に記載をした事項に関する証明書及び戸籍の附票の写しの交付に関すること 3 印鑑登録証明書の交付に関すること 4 身元証明書の交付に関すること 5 市税(市たばこ税，特別土地保有税及び事業所税を除く。)及び個人の県民税に係る証明書の交付に関すること
2	青葉区役所宮城総合支所大倉証明発行センター	1 前項に掲げる事務 2 市税及び個人の県民税，国民健康保険の保険料その他の公金の収納に関すること
3	青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター	1 1の項に掲げる事務 2 転入届，転居届，転出届，世帯変更届及び外国人の住居地届の受理，印鑑登録の申請の受理，せんだい市民カードの交付の申請の受理及び交付，広域交付住民票の写しの交付，住民基本台帳カード，通知カード及び個人番号カードに係る記載事項の変更，通知カードの再交付の申請の受理及び再交付並びに電子証明書の提供に関すること

別表第 2（第 4 条関係）

事務	取扱時間
1 戸籍の謄本及び抄本，戸籍の附票の写し並びに身元証明書(磁気ディスクをもって調製されたものを除く。)の交付(月曜日から金曜日までの午後 5 時から午後 7 時までの間又は日曜日若しくは土曜日に受け付けた請求に係るものに限る。) 2 市税(市たばこ税，特別土地保有税及び事業所税を除く。)及び個人の県民税に係る証明書の交付(日曜日又は土曜日に受け付けた請求に係るものに限る。)	請求を受け付けた日の翌日(その日が休日に当たるときは，その日の直後の休日でない日)の12時以降
3 転入届，転居届，転出届，世帯変更届及び外国人の住居地届の受理，印鑑登録の申請の受理並びにせんだい市民カードの交付の申請の受理及び交付に関すること	月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時まで
4 広域交付住民票の写しの交付，住民基本台帳カード，通知カード及び個人番号カードに係る記載事項の変更，通知カードの再交付の申請の受理及び再交付並びに電子証明書の提供に関すること	月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで

6. 福祉事務所及び保健所・保健センターの所在地等

本市は大区役所制を採用しており、各区に仙台市福祉事務所条例（昭和63年12月条例第134号）に基づく福祉事務所と、仙台市保健所及び保健センター条例（昭和40年3月条例第4号）に基づく保健所・保健センターを設置し、保健福祉関連施策を実施している。

●福祉事務所の名称、位置及び所管区域

名 称	位 置	所 管 区 域
仙台市青葉福祉事務所	仙台市青葉区上杉一丁目5番1号	青葉区の区域
仙台市宮城野福祉事務所	仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号	宮城野区の区域
仙台市若林福祉事務所	仙台市若林区保春院前丁3番地の1	若林区の区域
仙台市太白福祉事務所	仙台市太白区長町南三丁目1番15号	太白区の区域
仙台市泉福祉事務所	仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1	泉区の区域

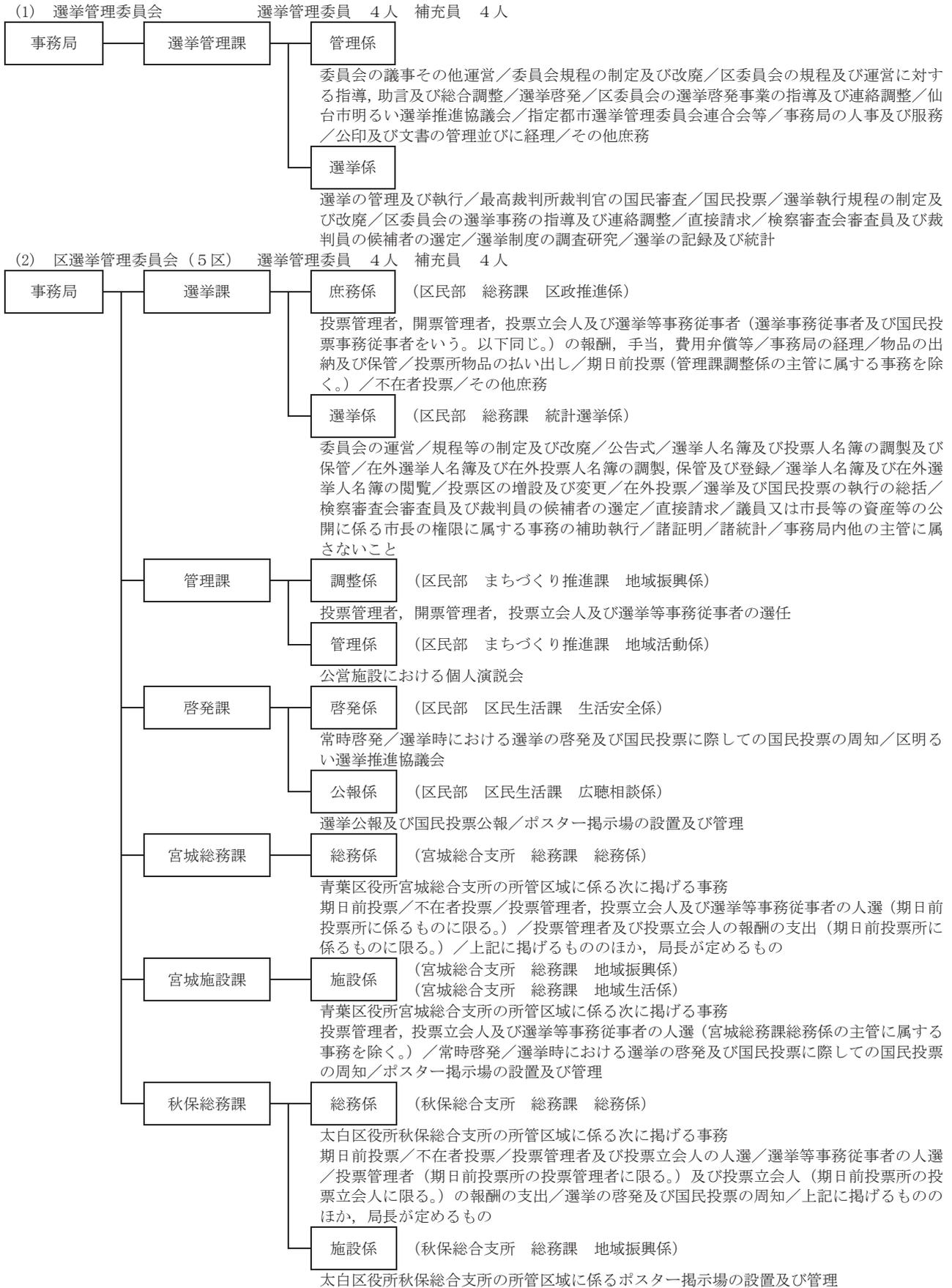
●保健所及び支所の名称、位置及び所管区域

名 称	位 置	所 管 区 域
仙台市保健所	仙台市青葉区国分町三丁目7番1号	市内全域
仙台市保健所青葉支所	仙台市青葉区上杉一丁目5番1号	青葉区の区域
仙台市保健所宮城野支所	仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号	宮城野区の区域
仙台市保健所若林支所	仙台市若林区保春院前丁3番地の1	若林区の区域
仙台市保健所太白支所	仙台市太白区長町南三丁目1番15号	太白区の区域
仙台市保健所泉支所	仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1	泉区の区域

●保健センターの名称及び位置

名 称	位 置
仙台市宮城保健センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂29番地
仙台市岩切保健センター	仙台市宮城野区岩切字三所南88番地の2
仙台市高砂保健センター	仙台市宮城野区高砂一丁目24番地の9
仙台市六郷保健センター	仙台市若林区今泉一丁目3番19号
仙台市七郷保健センター	仙台市若林区荒井字堀添65番地の5
仙台市生出保健センター	仙台市太白区茂庭字新熊野64番地
仙台市東中田保健センター	仙台市太白区四郎丸字吹上51番地
仙台市根白石保健センター	仙台市泉区根白石字杉下前18番地の2

7. 選挙管理委員会組織



〈参考資料〉

1 選挙管理委員会事務局組織及び事務分掌

組織		事務分掌
選挙管理課	管理係	(1) 委員会の議事その他運営に関すること (2) 委員会規程の制定及び改廃に関すること (3) 区委員会の規程及び運営に対する指導, 助言及び総合調整に関すること (4) 選挙啓発に関すること (5) 区委員会の選挙啓発事業の指導及び連絡調整に関すること (6) 仙台市明るい選挙推進協議会に関すること (7) 指定都市選挙管理委員会連合会等に関すること (8) 事務局の人事及び服務に関すること (9) 公印及び文書の管理並びに経理に関すること (10) その他庶務に関すること
	選挙係	(1) 選挙の管理及び執行に関すること (2) 最高裁判所裁判官の国民審査に関すること (3) 国民投票に関すること (4) 選挙執行規程の制定及び改廃に関すること (5) 区委員会の選挙事務の指導及び連絡調整に関すること (6) 直接請求に関すること (7) 検察審査会審査員及び裁判員の候補者の選定に関すること (8) 選挙制度の調査研究に関すること (9) 選挙の記録及び統計に関すること

2 区選挙管理委員会事務局組織及び事務分掌

組織		事務分掌
選挙課	庶務係	(1) 投票管理者, 開票管理者, 投票立会人及び選挙等事務従事者(選挙事務従事者及び国民投票事務従事者をいう。以下同じ。)の報酬, 手当, 費用弁償等に関すること (2) 事務局の経理に関すること (3) 物品の出納及び保管に関すること (4) 投票所物品の払い出しに関すること (5) 期日前投票に関すること(管理課調整係の主管に属する事務を除く。) (6) 不在者投票に関すること (7) その他庶務に関すること
	選挙係	(1) 委員会の運営に関すること (2) 規程等の制定及び改廃に関すること (3) 公告式に関すること (4) 選挙人名簿及び投票人名簿の調製及び保管に関すること (5) 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿の調製, 保管及び登録に関すること。 (6) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の閲覧に関すること (7) 投票区の増設及び変更に関すること (8) 在外投票に関すること (9) 選挙及び国民投票の執行の総括に関すること (10) 検察審査会審査員及び裁判員の候補者の選定に関すること (11) 直接請求に関すること

		(12) 議員又は市長等の資産等の公開に係る市長の権限に属する事務の補助執行に関すること (13) 諸証明に関すること (14) 諸統計に関すること (15) 事務局内他の主管に属さないこと
管理課	調整係	投票管理者，開票管理者，投票立会人及び選挙等事務従事者の選任に関すること
	管理係	公営施設における個人演説会に関すること
啓発課	啓発係	(1) 常時啓発に関すること (2) 選挙時における選挙の啓発及び国民投票に際しての国民投票の周知に関すること (3) 区明るい選挙推進協議会に関すること
	公報係	(1) 選挙公報及び国民投票公報に関すること (2) ポスター掲示場の設置及び管理に関すること
宮城総務課	総務係	青葉区役所宮城総合支所の所管区域に係る次に掲げる事務 (1) 期日前投票に関すること (2) 不在者投票に関すること (3) 投票管理者，投票立会人及び選挙等事務従事者の人選に関すること（期日前投票所に係るものに限る。） (4) 投票管理者及び投票立会人の報酬の支出に関すること（期日前投票所に係るものに限る。） (5) 上記に掲げるもののほか，局長が定めるもの
宮城施設課	施設係	青葉区役所宮城総合支所の所管区域に係る次に掲げる事務 (1) 投票管理者，投票立会人及び選挙等事務従事者の人選に関すること（宮城総務課総務係の主管に属する事務を除く。） (2) 常時啓発に関すること (3) 選挙時における選挙の啓発及び国民投票に際しての国民投票の周知に関すること (4) ポスター掲示場の設置及び管理に関すること
秋保総務課	総務係	太白区役所秋保総合支所の所管区域に係る次に掲げる事務 (1) 期日前投票に関すること (2) 不在者投票に関すること (3) 投票管理者及び投票立会人の人選に関すること (4) 選挙等事務従事者の人選に関すること (5) 投票管理者（期日前投票所の投票管理者に限る。）及び投票立会人（期日前投票所の投票立会人に限る。）の報酬の支出に関すること (6) 選挙の啓発及び国民投票の周知に関すること (7) 上記に掲げるもののほか，局長が定めるもの
	施設係	太白区役所秋保総合支所の所管区域に係るポスター掲示場の設置及び管理に関すること

3 区選挙管理委員会事務局職員体制

事務局職員	事務局職員に兼職とする区役所等職員
事務局長	区民部長
事務局主幹	区民部ふるさと支援担当課長 総合支所ふるさと支援担当課長
選挙課長	区民部総務課長
選挙課庶務係長	区民部総務課区政推進係長
選挙課庶務係員	区民部総務課区政推進係員
選挙課選挙係長	区民部総務課統計選挙係長
選挙課選挙係員	区民部総務課統計選挙係員
管理課長	区民部まちづくり推進課長
管理課調整係長	区民部まちづくり推進課地域振興係長
管理課調整係員	区民部まちづくり推進課地域振興係員
管理課管理係長	区民部まちづくり推進課地域活動係長
管理課管理係員	区民部まちづくり推進課地域活動係員
啓発課長	区民部区民生活課長
啓発課啓発係長	区民部区民生活課生活安全係長
啓発課啓発係員	区民部区民生活課生活安全係員
啓発課公報係長	区民部区民生活課広聴相談係長
啓発課公報係員	区民部区民生活課広聴相談係員
宮城総務課長	宮城総合支所総務課長
宮城総務課総務係長	宮城総合支所総務課総務係長
宮城総務課総務係員	宮城総合支所総務課総務係員
宮城施設課長	宮城総合支所まちづくり推進課長
宮城施設課施設係長	宮城総合支所まちづくり推進課地域振興係長
宮城施設課施設係員	宮城総合支所まちづくり推進課地域振興係員 宮城総合支所まちづくり推進課地域生活係員
秋保総務課長	秋保総合支所総務課長
秋保総務課総務係長	秋保総合支所総務課総務係長
秋保総務課総務係員	秋保総合支所総務課総務係員
秋保総務課施設係長	秋保総合支所総務課地域振興係長
秋保総務課施設係員	秋保総合支所総務課地域振興係員

8. 仙台市区行政の総合的推進に関する要綱

(平成元年3月20日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内における仙台市の事務事業に関し、区役所、局及び局の出先機関相互の連絡調整を円滑にして、区行政の総合的な推進を図り、もって市民の福祉の増進と行政の効率的執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「局」とは、仙台市事務分掌条例（昭和34年仙台市条例第20号）第1条に掲げる局並びに危機管理室、会計室、消防局、水道局、交通局、ガス局、市立病院及び教育委員会事務局をいい、「局長」とは、局の長及び危機管理監をいう。

(協力)

第3条 区長、局長及び局の出先機関の長は、第1条の目的を達成するため、その所管する事務事業に関して互いに協力しなければならない。

(協議等)

第4条 局長は、その所管する重要な事務事業に関し、計画を策定し、実施し、及び予算措置を行うときは、関係区長に対し協議・意見聴取又は説明（以下「協議等」という。）を行い、区長の意見を十分反映させるとともに、区長がその所管する区域内の事務事業について十分把握できるよう、配慮するものとする。

2 前項の規定により、局長が区長に対して行う協議等の基本的な事項は、おおむね次のとおりとし、その細目は、別表1のとおりとする。

- (1) 事務事業に係る基本計画及び実施計画の策定並びに予算編成について、区長から意見を聴取すること
- (2) 重要な事務事業の計画について、区長に説明すること
- (3) 重要な事務事業のうち区に密接な関係があるものの実施について、区長と協議すること
- (4) 事務事業の進捗状況について、区長に説明すること
- (5) 区民に影響を及ぼす許認可等の重要な事項について、区長と協議すること

3 前項に定めるもののほか、区長は、所管する区域において実施される事務事業について、必要と認めるときは、関係局長及び局の出先機関の長に対し、協議等を要請し、資料の提出を求めることができる。

(区民要望の反映)

第5条 区長は、地域懇談会等において、区民の要望、意見等を積極的に把握し、局長にその情報を提供する等、これを区行政に反映させるよう努めなければならない。

(総合調整)

第6条 区長は、区行政の総合的な推進を図るため、必要な調整を行うものとする。

2 区長は、所管区域内において、局の出先機関の分掌する事務事業について、特に必要かつ緊急を要する事態があると認めるときは、当該機関の長に対し必要な要請を行うことができる。

3 局の出先機関の長は、前項の要請を受けたときは、速やかにこれを実施するよう努めるものとする。

(区行政連絡調整会議の設置)

第7条 第1条の目的に資するため、各区に区行政連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

2 連絡調整会議は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 区長は、必要と認めるときは、連絡調整会議に前項に定める構成員以外の者の出席を求めることができる。

(主宰及び開催)

第8条 区長は、連絡調整会議の会議（以下、「会議」という。）を招集し、その会議を主宰する。

2 会議は、必要に応じて開催するものとする。

3 区長は、会議の審査内容に応じ、必要な構成員のみ招集することができる。

第9条 連絡調整会議は、必要な連絡調整を行うほか次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 区における事務事業及びその実施計画に関すること
- (2) 区における行政課題に関すること
- (3) 区民の要望、苦情等の処理に関すること
- (4) 区行政の重要施策の広報に関すること
- (5) 市が主催する各種行事に関すること
- (6) 防災及び災害対策に関すること
- (7) その他区長が必要と認める事項

2 連絡調整会議の構成員（区長を除く。）は、連絡調整会議に提出しようとする事項があるときは、その件名及び要点をあらかじめ区長に通知しなければならない。

（会議結果の調整及び報告）

第10条 区長は、会議の結果のうち関係部局との連絡調整を要すると認める事項について当該部局の長と所要の調整を行うとともに、必要と認めるときは、その結果について市民局長を経由して市長に報告しなければならない。

（庶務）

第11条 連絡調整会議の庶務は、区役所の区民部総務課において行う。

（実施項目）

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。ただし、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

（中 略）

附 則（平成29年3月28日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

別表1（第4条関係）

局 室 名 名	事 項	区 分
危機管理室	仙台市地域防災計画の策定 水防計画の策定	意見聴取 意見聴取
総務局	広報事業の計画の策定 区役所実施のもの 本庁実施のもの	協 議 説 明
まちづくり 政策局	政策会議の審議結果のうち地域と密接な関係のある事項 仙台市実施計画	説 明 説 明
財政局	予算の編成方針及び編成要領 予算編成に伴う区の重点事業 主要な土地の利用調整	説 明 意見聴取 協 議
市民局	委託統計調査の実施 住居表示の実施及び町界町名の変更 区役所が所管する施設の建設計画の策定 広聴事業の計画の策定 区役所実施のもの 本庁実施のもの 男女共同参画推進に係る基本計画の策定 市の交通安全計画の策定 安全安心街づくり基本計画の策定	協 議 協 議 協 議 協 議 協 議 説 明 意見聴取 意見聴取 意見聴取
健康福祉局	社会福祉に係る基本計画の策定（子供未来局所管のものを除く。） 社会福祉施設の整備計画の策定（子供未来局所管のものを除く。） 社会福祉施設の建設の進捗状況（子供未来局所管のものを除く。） その他社会福祉に関する新規事業の計画の策定（子供未来局所管のものを除く。） 被災者生活再建支援施策の実施 地域医療その他保健衛生に関する計画の策定（子供未来局所管のものを除く。） 保健衛生施設の整備計画の策定 保健衛生施設の建設の進捗状況	意見聴取 意見聴取 説 明 意見聴取 協 議 意見聴取 意見聴取 説 明
子供未来局	児童・母子父子寡婦福祉，母子保健に係る基本計画の策定 児童福祉施設の整備計画の策定 児童福祉施設の建設の進捗状況 その他児童・母子父子寡婦福祉，母子保健に関する新規事業の計画の策定	意見聴取 意見聴取 説 明 意見聴取
環境局	環境衛生に関する許認可に係る重要事項 公害防止その他環境保全対策の計画の策定 一般廃棄物処理基本計画の策定 清掃施設の整備計画の策定 清掃施設の建設の進捗状況	協 議 意見聴取 意見聴取 意見聴取 説 明
経済局	中小企業に対する新規融資制度の実施 商工業振興に関する重要事項 農林水産業の振興計画の策定 農林水産業の振興事業の進捗状況 農業用施設の整備計画の策定 農業用施設の建設の進捗状況	説 明 協 議 意見聴取 説 明 意見聴取 説 明

局 室 名 名	事 項	区 分
都市整備局	都市計画の決定及び変更 地区計画の策定 市施行土地区画整理事業，市街地再開発事業等の事業計画の策定 組合施行土地区画整理事業，市街地再開発事業の計画及び認可の概要 市営住宅の建設計画の策定 市営住宅の建替事業の計画の策定 宅地造成工事規制区域の変更 急傾斜地の崩壊危険区域の指定 地すべり防止区域の指定 仙台市建築審査会の同意を要する建築等の許可 駐車場の整備計画の策定	説 明 意見聴取 意見聴取 説 明 意見聴取 意見聴取 協 議 意見聴取 意見聴取 協 議 意見聴取
建 設 局	道路，公園等の整備計画の策定 道路，公園等の建設の進捗状況 自転車等駐車場の整備計画の策定 下水道事業の計画の策定 下水道施設の建設の進捗状況 公共下水道の供用開始，処理開始及び処理区域の決定及び変更 河川整備事業の計画の策定 河川整備施設の建設の進捗状況	意見聴取 説 明 意見聴取 意見聴取 説 明 説 明 意見聴取 説 明
消 防 局	消防署，出張所等の設置計画の策定 消防車輛等装備の整備計画	意見聴取 説 明
教 育 局	学校の整備計画の策定 社会教育施設の整備計画の策定 区を単位とした社会教育施設 市を単位とした社会教育施設 社会教育事業の計画の策定 文化財調査に関する重要事項	意見聴取 協 議 意見聴取 意見聴取 説 明
水 道 局	水道事業の建設改良事業の計画の策定 水道事業の建設改良事業に係る施設の建設の進捗状況	意見聴取 説 明
交 通 局	バス路線の新設，統廃合	説 明
ガ ス 局	ガス供給計画	説 明

別表2(第7条関係)

区長
副区長
区民部長
建設部長
保健福祉センター所長
総合支所長（青葉区及び太白区に限る。）
当該区の区域を管轄する消防署長
当該区の区名を冠した図書館長（青葉区を除く。）
市民図書館長（青葉区に限る。）
当該区の区名を冠した環境事業所長
荒井開発事務所長（若林区に限る。）
当該区の区域に設置された仙台市立の小学校の校長で区長が指名する者
当該区の区域に設置された仙台市立の中学校の校長で区長が指名する者
その他区長が必要と認める事業所その他出先機関の長

9. 仙台市区長会議設置要綱

(平成元年3月20日市長決裁)

(設置)

第1条 区行政について、区役所相互及び区役所と各局（会計室及び行政委員会の事務局を含む。以下同じ。）の連絡調整、意見の交換等を行い、もって区行政の円滑な運営を図るため、区長会議（以下「会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 会議は、市民局長、区長及び区役所総合支所長をもって構成する。

(主宰)

第3条 会議は、市民局長が主宰する。

(開催)

第4条 会議は、4月、5月、7月、8月、10月、11月及び1月に開催する。ただし、都合によりこれを変更し、又は中止することができる。

2 市民局長が必要と認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

(付議事項の通知)

第5条 各区長又は各局の長は、会議に付議しようとする事項があるときは、その件名及び要点をあらかじめ市民局長に通知しなければならない。

2 市民局長は、各区長又は各局の長に会議に関する資料の提出等を求めることができる。

(関係局長等の出席)

第6条 市民局長は、必要と認めるときは、会議に関係局長その他の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民局協働まちづくり推進部区政課において行う。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

(中 略)

附 則（平成28年3月29日改正）

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

10. 区民協働まちづくり事業に関する要綱

(平成14年3月25日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政との協働により地域特性に応じたきめ細かな地域づくりを推進するため、区民協働まちづくり事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 区民協働まちづくり事業は、企画事業及びまちづくり活動助成事業により構成する。

(企画事業)

第3条 企画事業は、市民の創造性と意欲を最大限に活かし、地域課題の解決、地域の活性化及び特色ある地域づくりを推進する事業で、次に掲げる事業により構成する。ただし、区長が財政局長に対し予算を要求する権限を有する他の事業で行うべき事業及び施設、設備又は備品を新たに設置することを主たる目的とする事業を除く。

(1) 地域力向上支援事業

(2) 区民協働企画事業

2 地域力向上支援事業は、地域団体等による主体的な地域課題の解決及び地域の活性化を推進するため、初期の段階で行政が関る方が効果的な事業をいう。

3 区民協働企画事業は、特色ある地域づくりを推進するため、市民参画や市民と行政との役割分担等により協働で取り組む方が効果的な事業をいう。

(まちづくり活動助成事業)

第4条 まちづくり活動助成事業は、市民団体が行うまちづくり活動に対する公募による助成事業を行う。

2 まちづくり活動助成事業において、助成金の額は1事業につき50万円を限度として予算の範囲内で区長が決定することとし、1事業につき助成できる回数は3回までとする。ただし、区長が特に必要と認める場合には、助成できる回数を変更することができるものとする。

(事業の実施)

第5条 区民協働まちづくり事業として行う個別の事業は、分掌される事務の区分に応じ、区役所に属するいずれかの課においてそれぞれ実施するものとする。

(区民協働まちづくり事業評価委員会)

第6条 区民協働まちづくり事業の実施に関し市民の意見を聴くことを目的として、区役所に区民協働まちづくり事業評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) まちづくり活動助成事業に申込みのあった事業の評価に関すること

(2) 企画事業として実施した事業の事後評価に関すること

3 評価委員会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、地域のまちづくりに関する知識又は経験を有するもののうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 評価委員会の庶務は、区役所区民部まちづくり推進課が処理する。

8 評価委員会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、区民協働まちづくり事業の実施に関する事項については区長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則(平成15年3月28日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成15年4月1日から実施する。

(特例措置)

2 第5条第2項の規定にかかわらず、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間においては、まちづくり活動助成事業に申込みのあった事業のうち市長が特に必要と認める事業の評価については、運営委員会において協議するものとする。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日改正）

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 18 年 3 月 22 日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の第 7 条第 2 項第 2 号の規定は、この改正の実施の日以後に終了する事業について適用し、同日前に終了した事業については、なお従前の例による。

3 この改正の実施の際現に従前のまちづくり活動助成事業評価委員会の委員である者は、この改正の実施の日に、改正後の第 7 条第 4 項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第 7 条第 5 項の規定にかかわらず、同日における従前のまちづくり活動助成事業評価委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日改正）

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 この改正の実施の際、現に従前の区民と創るまち推進事業評価委員会の委員である者は、実施日に改正後の第 6 条第 4 項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第 6 条第 5 項の規定にかかわらず、同日における従前の区民と創るまち推進事業評価委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

11. 区と局、区相互の連絡調整会議一覧

会議名	根拠	区の出席者	各局等の出席者	主宰者(庶務)	開催日	内容
局長会	任意	区長	二役、危機管理監、局長、会計管理者、企業管理者	市長(庶務課)	毎週月曜日(9:30~)	市政方針の周知、各局区等の連絡調整
各局区主管課長会議	任意	総務課長	各局区等主管課長	庶務課長(庶務課)	年5回の定期開催及び必要に応じて臨時開催	各局区等の連絡調整
区行政連絡調整会議(各区)	要綱	区長、副区長、区民部長、保健福祉センター所長、建設部長、総合支所長(その他関係職員)	消防署長ほか、必要と認められる局の最先機関の長(その他職員・官公署等)	区長(区区民部総務課)	必要に応じて随時	区と区内の本庁出先機関等の連絡調整(区長の総合調整)
区長会議	要綱	区長、総合支所長(その他関係職員)	市民局長(関係局長等)	市民局長(区政課)	4・5・7・8・10・11・1月	区相互、区と本庁の連絡調整、意見交換
区・市民局・教育局連携推進会議	任意	区長、総合支所長	市民局長、教育長、副教育長、協働まちづくり推進部長、生涯学習部長	市民局長(地域政策課、教育局生涯学習支援センター)	必要に応じて随時	区行政と教育行政に係る関係部局間の情報共有、連携等による地域政策及び教育事業の円滑な運営推進
副区長会議	任意	副区長、総合支所次長(その他関係職員)	協働まちづくり推進部長(その他関係職員)	各区副区長(区政課)	必要に応じて随時	区と各局、区相互の連絡調整、意見交換、問題処理
区民部長会議	任意	区民部長、総合支所次長(その他関係職員)	協働まちづくり推進部長(その他関係職員)	協働まちづくり推進部長(区政課)	必要に応じて随時	区と各局、区相互の連絡調整、意見交換、問題処理
区・市民局・教育局調整会議	任意	区民部長、総合支所次長	協働まちづくり推進部長、生涯学習部長	協働まちづくり推進部長(地域政策課、教育局生涯学習支援センター)	必要に応じて随時	「区・市民局・教育局連携推進会議」の協議事項の具体的検討及び調整
区総務課長会議	任意	総務課長、総合支所総務課長(その他関係職員)	区政課長(その他関係職員)	区政課長(区政課)	必要に応じて随時	区総務課所管事項についての区相互、区と本庁の連絡調整、意見交換、問題処理
地域づくり関係課長連絡会議	任意	ふるさと支援担当課長、まちづくり推進課長、宮城総合支所まちづくり推進課長、秋保総合支所総務課長	地域政策課長(その他関係職員)	地域政策課長(地域政策課)	必要に応じて随時	地域づくり関係課所管事項についての区相互、区と本庁の連絡調整、意見交換、問題処理
まちづくり推進課長連絡会議	任意	まちづくり推進課長、宮城総合支所まちづくり推進課長、秋保総合支所総務課長	地域政策課長(その他関係職員)	地域政策課長(地域政策課)	必要に応じて随時	区まちづくり推進課所管事項についての区相互、区と本庁の連絡調整、意見交換、問題処理
まちづくり推進課長・市民センター長合同会議	任意	まちづくり推進課長、宮城総合支所まちづくり推進課長、秋保総合支所総務課長、各区中央市民センター長(その他関係職員)	地域政策課長、教育局生涯学習支援センター長・次長(その他関係職員)	地域政策課長(地域政策課、教育局生涯学習支援センター)	必要に応じて随時	各区まちづくり事業と市民センター事業の連携にかかる協議・調整等
区区民生活課長会議	任意	区民生活課長、宮城総合支所まちづくり推進課長、秋保総合支所総務課長	市民生活課長、自転車交通安全課長、広聴統計課長(その他関係職員) 危機管理課長、防災計画課長、減災推進課長	市民生活課長(市民生活課) 防災計画課長(防災計画課) 減災推進課長(減災推進課)	必要に応じて随時	区区民生活課所管事項についての区相互、区と本庁の連絡調整、意見交換、問題処理(危機管理課・防災計画課・減災推進課の単独開催有)
区戸籍住民課長会議	任意	戸籍住民課長、宮城総合支所税務住民課長、秋保総合支所税務住民課長	区政課長(その他関係職員)	区政課長(区政課)	必要に応じて随時	区戸籍住民課所管事項についての区相互、区と本庁の連絡調整、意見交換、問題処理

会議名	根拠	区の出席者	各局の出席者	主宰者(庶務)	開催日	内容
区税務担当課長会議	任意	税務会計課長, 総合支所税務住民課長	税制課長, 市民税企画課長, 市民税課長, 資産税企画課長, 収納管理課長, 徴収対策課長(その他関係職員)	税制課長(税制課)	年6回程度	税務事務の連絡調整等
区会計担当課長会議	任意	会計担当課長	会計課長(その他関係職員)	会計課長(会計課)	年6回程度	会計事務の連絡調整等
市民センター長会議	任意	区中央市民センター長	教育局生涯学習支援センター長, 地域政策課長	教育局生涯学習支援センター長(教育局生涯学習支援センター)	月1回	市民センター運営の基本事項 公民館運営審議会審議事項等
教育局課・公所長会	任意	区中央市民センター長	教育局各課・公所長	教育局総務課長	年7回程度	連絡事項等
生涯学習関係課・公所長会	任意	区中央市民センター長	教育局生涯学習関係課・公所長	教育局生涯学習課	年5回程度	連絡事項等
健康福祉局・子供未来局・区役所保健福祉センター連絡調整会議	要綱	保健福祉センター所長	地域福祉部長, 障害福祉部長, 保険高齢部長, 保健衛生部長, 保健所長, 子供育成部長, 幼稚園・保育部長, 健康福祉局総務課長, 子供未来局総務課長	地域福祉部長(健康福祉局総務課)	常任委員会終了後	区保健福祉センターと本庁との総合的な連絡調整
保健衛生部・保健所・衛生研究所連絡会議	要綱	保健福祉センター所長	保健衛生部長, 保健所長, 衛生研究所長, 子供育成部長, 保健管理課長, 健康政策課長, 健康政策課医療政策担当課長, 健康安全課長, 生活衛生課長	保健衛生部長(保健管理課)	毎月第1水曜日	保健衛生に関する連絡調整
管理課長会議	要綱	保健福祉センター管理課長	健康福祉局総務課長, 社会課長, 保護自立支援課長, 保健管理課長, 健康政策課長, 健康政策課医療政策担当課長, 健康安全課長, 微生物課長, 子供未来局総務課長	健康福祉局総務課長(健康福祉局総務課)	毎月第1金曜日(9:30~)	区保健福祉センターと本庁との所管事務に関する連絡調整
家庭健康課長会議	要綱	家庭健康課長, 総合支所保健福祉課長	子供未来局総務課長, 子供家庭支援課長, 子供保健福祉課長, 子供相談支援センター所長, 運営支援課長, 環境整備課長, 認定給付課長, 健康政策課長	子供未来局総務課長(子供未来局総務課)	毎月最終水曜日	区と本庁との所管事務に関する連絡調整, 意見交換
障害高齢課長会議	要綱	障害高齢課長, 総合支所保健福祉課長	高齢企画課長, 地域包括ケア推進課長, 地域包括ケア推進課認知症対策担当課長, 介護保険課長, 介護事業支援課長, 障害企画課長, 障害者支援課長	高齢企画課長(高齢企画課)	毎月第2水曜日	区と本庁との所管事務に関する連絡調整, 意見交換
保護課長会議	任意	保護課長(青葉区においては, 保護第一課長, 保護第二課長)	保護自立支援課長	保護自立支援課長(保護自立支援課)	月1回	区と本庁との生活保護事務等に関する連絡調整
民生委員関係等連絡調整会議	任意	保健福祉センター所長	地域福祉部長, 社会課長(その他関係課長)	地域福祉部長(社会課)	必要に応じて随時	民生委員児童委員への依頼, 情報提供等に関する連絡調整

会 議 名	根拠	区の出席者	各局の出席者	主宰者（庶務）	開 催 日	内 容
保険年金課長会議	要綱	保険年金課長，秋保総合支所保健福祉課長	保険年金課長，保険料徴収担当課長，障害企画課長，子供未来局子供保健福祉課長	保険年金課長（健康福祉局保険年金課）	毎月最終木曜日	区と本庁との所管事務に関する連絡調整，意見交換
衛生課長会議	要綱	衛生課長	生活衛生課長，食品監視センター所長	生活衛生課長（生活衛生課）	必要に応じて随時	区と本庁との生活・食品衛生事務に関する連絡調整
屋外広告物適正化会議	要領	街並み形成課長	計画部長，都市景観課長	計画部長（都市景観課）	必要に応じて随時（年2回程度）	屋外広告物の適正化に係る調査及び指導等の進行管理を適切に行うこと等の確認
建設局・区建設部長会議	任意	建設部長（その他関係職員）	建設局長，建設局次長，建設局各部長（その他関係職員）	建設局長（建設局総務課）	必要に応じて随時	区と本庁との所管事務に関する連絡調整，意見交換
公園課長会議	任意	公園課長	百年の杜推進部長，公園課長，百年の杜推進課長	公園課長（建設局公園課）	必要に応じて随時	区と本庁との公園緑地行政に関する連絡調整
建築物防火対策連絡会議	任意	街並み形成課長，消防署予防課長（宮城署副署長），その他関係職員	都市整備局建築指導課長，消防局予防課長（その他関係職員）	都市整備局建築指導課長（建築指導課） 消防局予防課長（予防課）	必要に応じて随時	建築物の防火対策に関する区相互，区と本庁の連絡調整，意見交換，問題処理
社会福祉施設等の防火安全対策に関する連絡会	要綱	街並み形成課長，保護課長（青葉区にあつては保護第一課長及び保護第二課長），消防署予防課長（宮城署副署長），その他関係職員	健康福祉局総務課長，社会課長，保護自立支援課長，障害者支援課長，介護事業支援課長，介護保険課長，子供未来局総務課長，運営支援課長，環境整備課長，認定給付課長，都市整備局建築指導課長，住宅政策課長，消防局予防課長（その他関係職員）	消防局予防課長（予防課）	年1回程度連携に関する問題が発生した場合	消防，福祉及び建築に係る各機関が相互に連携し，社会福祉施設等の適正な防火安全対策の徹底を図るための情報交換・調整

12. 政令指定都市の区役所所在地

(平成29年6月1日現在)

指定都市名	区役所名	所在地	〒	電話番号
札幌市 (10区)	中央区役所	中央区南3条西11丁目330番地2	060-8612	(011)231-2400
	北区役所	北区北24条西6丁目1番1号	001-8612	757-2400
	東区役所	東区北11条東7丁目1番1号	065-8612	741-2400
	白石区役所	白石区南郷通1丁目南8番1号	003-8612	861-2400
	厚別区役所	厚別区厚別中央1条5丁目3番2号	004-8612	895-2400
	豊平区役所	豊平区平岸6条10丁目1番1号	062-8612	822-2400
	清田区役所	清田区平岡1条1丁目2番1号	004-8613	889-2400
	南区役所	南区真駒内幸町2丁目2番1号	005-8612	582-2400
	西区役所	西区琴似2条7丁目1番1号	063-8612	641-2400
	手稲区役所	手稲区前田1条11丁目1番10号	006-8612	681-2400
さいたま市 (10区)	西区役所	西区大字指扇3743番地	331-8587	(048)622-1111
	北区役所	北区宮原町一丁目852番地1	331-8586	653-1111
	大宮区役所	大宮区大門町三丁目1番地	330-8501	657-0111
	見沼区役所	見沼区堀崎町12番地36	337-8586	687-1111
	中央区役所	中央区下落合五丁目7番10号	338-8686	856-1111
	桜区役所	桜区道場四丁目3番1号	338-8586	858-1111
	浦和区役所	浦和区常盤六丁目4番4号	330-9586	825-1111
	南区役所	南区別所七丁目20番1号	336-8586	838-1111
	緑区役所	緑区大字中尾975番地1	336-8587	874-1111
	岩槻区役所	岩槻区本町三丁目2番5号	339-8585	790-0111
千葉市 (6区)	中央区役所	中央区中央3丁目10番8号	260-8733	(043)221-2111
	花見川区役所	花見川区瑞穂1丁目1番地	262-8733	275-6111
	稲毛区役所	稲毛区穴川4丁目12番1号	263-8733	284-6111
	若葉区役所	若葉区桜木北2丁目1番1号	264-8733	233-8111
	緑区役所	緑区おゆみ野3丁目15番地3	266-8733	292-8111
	美浜区役所	美浜区真砂5丁目15番1号	261-8733	270-3111
川崎市 (7区)	川崎区役所	川崎区東田町8番地	210-8570	(044)201-3113
	幸区役所	幸区戸手本町1丁目11番地1	212-8570	556-6666
	中原区役所	中原区小杉町3丁目245番地	211-8570	744-3113
	高津区役所	高津区下作延2丁目8番1号	213-8570	861-3113
	宮前区役所	宮前区宮前平2丁目20番地5	216-8570	856-3113
	多摩区役所	多摩区登戸1775番地1	214-8570	935-3113
	麻生区役所	麻生区万福寺1丁目5番1号	215-8570	965-5100
横浜市 (18区)	鶴見区役所	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	230-0051	(045)510-1818
	神奈川区役所	神奈川区広台太田町3番地8	221-0824	411-7171
	西区役所	西区中央一丁目5番10号	220-0051	320-8484
	中区役所	中区日本大通35番地	231-0021	224-8181
	南区役所	南区浦舟町2丁目33番地	232-0024	341-1212
	港南区役所	港南区港南四丁目2番10号	233-0003	847-8484
	保土ヶ谷区役所	保土ヶ谷区川辺町2番地9	240-0001	334-6262
	旭区役所	旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12	241-0022	954-6161
	磯子区役所	磯子区磯子三丁目5番1号	235-0016	750-2323

指定都市名	区役所名	所在地	〒	電話番号
	金沢区役所	金沢区泥亀二丁目9番1号	236-0021	(045)788-7878
	港北区役所	港北区大豆戸町26番地1	222-0032	540-2323
	緑区役所	緑区寺山町118番地	226-0013	930-2323
	青葉区役所	青葉区市ケ尾町31番地4	225-0024	978-2323
	都筑区役所	都筑区茅ヶ崎中央32番1号	224-0032	948-2323
	戸塚区役所	戸塚区戸塚町16番地17	244-0003	866-8484
	栄区役所	栄区桂町303番地19	247-0005	894-8181
	泉区役所	泉区和泉町4636番地2	245-0016	800-2323
	瀬谷区役所	瀬谷区二ツ橋町190番地	246-0021	367-5656
相模原市 (3区)	緑区役所	緑区西橋本5丁目3番21号	252-5177	(042)775-8802
	中央区役所	中央区中央2丁目11番15号	252-5277	754-1111
	南区役所	南区相模大野5丁目31番1号	252-0377	749-2134
新潟市 (8区)	北区役所	北区葛塚3197番地	950-3393	(025)387-1000
	東区役所	東区下木戸1丁目4番1号	950-8709	272-1000
	中央区役所	中央区学校町通1番町602番地1	951-8550	223-1000
	江南区役所	江南区泉町3丁目4番5号	950-0195	383-1000
	秋葉区役所	秋葉区程島2009番地	956-8601	(0250)23-1000
	南区役所	南区白根1235番地	950-1292	(025)373-1000
	西区役所	西区寺尾東3丁目14番41号	950-2097	268-1000
	西蒲区役所	西蒲区巻甲2690番地1	953-8666	(0256)73-1000
静岡市 (3区)	葵区役所	葵区追手町5番1号	420-8602	(054)254-2115
	駿河区役所	駿河区南八幡町10番40号	422-8550	202-5811
	清水区役所	清水区旭町6番8号	424-8701	354-2111
浜松市 (7区)	中区役所	中区元城町103番地の2	430-8652	(053)457-2111
	東区役所	東区流通元町20番3号	435-8686	424-0111
	西区役所	西区雄踏一丁目31番1号	431-0193	597-1111
	南区役所	南区江之島町600番地の1	430-0898	425-1111
	北区役所	北区細江町気賀305番地	431-1395	523-1111
	浜北区役所	浜北区西美蘭6番地	434-8550	587-3111
	天竜区役所	天竜区二俣町二俣481番地	431-3392	926-1111
名古屋市 (16区)	千種区役所	千種区覚王山通8丁目37番地	464-8644	(052)762-3111
	東区役所	東区筒井一丁目7番74号	461-8640	935-2271
	北区役所	北区清水四丁目17番1号	462-8511	911-3131
	西区役所	西区花の木二丁目18番1号	451-8508	521-5311
	中村区役所	中村区竹橋町36番31号	453-8501	451-1241
	中区役所	中区栄四丁目1番8号	460-8447	241-3601
	昭和区役所	昭和区阿由知通3丁目19番地	466-8585	731-1511
	瑞穂区役所	瑞穂区瑞穂通3丁目32番地	467-8531	841-1521
	熱田区役所	熱田区神宮三丁目1番15号	456-8501	681-1431
	中川区役所	中川区高畑一丁目223番地	454-8501	362-1111
	港区役所	港区港明一丁目12番20号	455-8520	651-3251
	南区役所	南区前浜通3丁目10番地	457-8508	811-5161
	守山区役所	守山区小幡一丁目3番1号	463-8510	793-3434
	緑区役所	緑区青山二丁目15番地	458-8585	621-2111
	名東区役所	名東区上社二丁目50番地	465-8508	773-1111

指定都市名	区役所名	所在地	〒	電話番号
	天白区役所	天白区島田二丁目201番地	468-8510	(052) 803-1111
京都市 (11区)	北区役所	北区紫野東御所田町33番地の1	603-8511	(075) 432-1181
	上京区役所	上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地	602-8511	441-0111
	左京区役所	左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2	606-8511	702-1000
	中京区役所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地	604-8588	812-0061
	東山区役所	東山区清水五丁目130番地の6	605-8511	561-1191
	山科区役所	山科区栂辻池尻町14番地の2	607-8511	592-3050
	下京区役所	下京区西洞院通塩小路東塩小路町608番地の8	600-8588	371-7101
	南区役所	南区西九条南田町1番地の3	601-8511	681-3111
	右京区役所	右京区太秦下刑部町12番地	616-8511	861-1101
	西京区役所	西京区上桂森下町25番地の1	615-8522	381-7121
	伏見区役所	伏見区鷹匠町39番地の2	612-8511	611-1101
大阪市 (24区)	北区役所	北区扇町二丁目1番27号	530-8401	(06) 6313-9625
	都島区役所	都島区中野町二丁目16番20号	534-8501	6882-9625
	福島区役所	福島区大開一丁目8番1号	553-8501	6464-9625
	此花区役所	此花区春日出北一丁目8番4号	554-8501	6466-9625
	中央区役所	中央区久太郎町一丁目2番27号	541-8518	6267-9625
	西区役所	西区新町四丁目5番14号	550-8501	6532-9625
	港区役所	港区市岡一丁目15番25号	552-8510	6576-9625
	大正区役所	大正区千島二丁目7番95号	551-8501	4394-9625
	天王寺区役所	天王寺区真法院町20番33号	543-8501	6774-9625
	浪速区役所	浪速区敷津東一丁目4番20号	556-8501	6647-9625
	西淀川区役所	西淀川区御幣島一丁目2番10号	555-8501	6478-9625
	淀川区役所	淀川区十三東二丁目3番3号	532-8501	6308-9625
	東淀川区役所	東淀川区豊新二丁目1番4号	533-8501	4809-9625
	東成区役所	東成区大今里西二丁目8番4号	537-8501	6977-9625
	生野区役所	生野区勝山南三丁目1番19号	544-8501	6715-9625
	旭区役所	旭区大宮一丁目1番17号	535-8501	6957-9625
	城東区役所	城東区中央三丁目5番45号	536-8510	6930-9625
	鶴見区役所	鶴見区横堤五丁目4番19号	538-8510	6915-9625
	阿倍野区役所	阿倍野区文の里一丁目1番40号	545-8501	6622-9625
	住之江区役所	住之江区御崎三丁目1番17号	559-8601	6682-9625
	住吉区役所	住吉区南住吉三丁目15番55号	558-8501	6694-9625
	東住吉区役所	東住吉区東田辺一丁目13番4号	546-8501	4399-9625
	平野区役所	平野区背戸口三丁目8番19号	547-8580	4302-9625
	西成区役所	西成区岸里一丁目5番20号	557-8501	6659-9625
堺市 (7区)	堺区役所	堺区南瓦町3番1号	590-0078	(072) 228-7403
	中区役所	中区深井沢町2470番地7	599-8236	270-8181
	東区役所	東区日置荘原寺町195番地1	599-8112	287-8100
	西区役所	西区鳳東町6丁600番地	593-8324	275-1901
	南区役所	南区桃山台1丁1番1号	590-0141	290-1800
	北区役所	北区新金岡町5丁1番4号	591-8021	258-6706
	美原区役所	美原区黒山167番地1	587-8585	363-9311
神戸市 (9区)	東灘区役所	東灘区住吉東町5丁目2番1号	658-8570	(078) 841-4131
	灘区役所	灘区桜口町4丁目2番1号	657-8570	843-7001

指定都市名	区役所名	所在地	〒	電話番号
	中央区役所	中央区雲井通5丁目1番1号	651-8570	(078) 232-4411
	兵庫区役所	兵庫区荒田町1丁目21番1号	652-8570	511-2111
	北区役所	北区鈴蘭台西町1丁目25番1号	651-1195	593-1111
	長田区役所	長田区北町3丁目4番地の3	653-8570	579-2311
	須磨区役所	須磨区大黒町4丁目1番1号	654-8570	731-4341
	垂水区役所	垂水区日向1丁目5番1号	655-8570	708-5151
	西区役所	西区玉津町小山180番地の3	651-2195	929-0001
岡山市 (4区)	北区役所	北区大供一丁目1番1号	700-8544	(086) 803-1000
	中区役所	中区浜三丁目7番15号	703-8544	
	東区役所	東区西大寺南一丁目2番4号	704-8555	
	南区役所	南区浦安南町495番地5	702-8544	
広島市 (8区)	中区役所	中区国泰寺町一丁目4番21号	730-8587	(082) 245-2111
	東区役所	東区東蟹屋町9番38号	732-8510	
	南区役所	南区皆実町一丁目5番44号	734-8522	
	西区役所	西区福島町二丁目2番1号	733-8530	
	安佐南区役所	安佐南区古市一丁目33番14号	731-0193	
	安佐北区役所	安佐北区可部四丁目13番13号	731-0292	
	安芸区役所	安芸区船越南三丁目4番36号	736-8501	
	佐伯区役所	佐伯区海老園二丁目5番28号	731-5195	
北九州市 (7区)	門司区役所	門司区清滝一丁目1番1号	801-8510	(093) 331-1881
	小倉北区役所	小倉北区大手町1番1号	803-8510	582-3311
	小倉南区役所	小倉南区若園五丁目1番2号	802-8510	951-4111
	若松区役所	若松区浜町一丁目1番1号	808-8510	761-5321
	八幡東区役所	八幡東区中央一丁目1番1号	805-8510	671-0801
	八幡西区役所	八幡西区黒崎三丁目15番3号	806-8510	642-1441
	戸畑区役所	戸畑区千防一丁目1番1号	804-8510	871-1501
福岡市 (7区)	東区役所	東区箱崎二丁目54番1号	812-8653	(092) 631-2131
	博多区役所	博多区博多駅前二丁目9番3号	812-8512	441-2131
	中央区役所	中央区大名二丁目5番31号	810-8622	714-2131
	南区役所	南区塩原三丁目25番1号	815-8501	561-2131
	城南区役所	城南区鳥飼六丁目1番1号	814-0192	822-2131
	早良区役所	早良区百道二丁目1番1号	814-8501	841-2131
	西区役所	西区内浜一丁目4番1号	819-8501	881-2131
熊本市 (5区)	中央区役所	中央区手取本町1番1号	860-8618	(096) 328-2555
	東区役所	東区東本町16番30号	862-8555	367-9111
	西区役所	西区小島二丁目7番1号	861-5292	329-1111
	南区役所	南区富合町清藤405番地3	861-4189	357-4111
	北区役所	北区植木町岩野238番地1	861-0195	272-1111
仙台市 (5区・2総合支所)	青葉区役所	青葉区上杉一丁目5番1号	980-8701	(022) 225-7211
	宮城総合支所	青葉区下愛子字観音堂5番地	989-3125	392-2111
	宮城野区役所	宮城野区五輪二丁目12番35号	983-8601	291-2111
	若林区役所	若林区保春院前丁3番地の1	984-8601	282-1111
	太白区役所	太白区長町南三丁目1番15号	982-8601	247-1111
	秋保総合支所	太白区秋保町長袋字大原45番地の1	982-0243	399-2111
	泉区役所	泉区泉中央二丁目1番地の1	981-3189	372-3111

13. 政令指定都市区政担当課

都 市 名	担 当 課 名	所 在 地	電 話 番 号
札幌市	市民文化局 地域振興部課	〒 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目1番地	(代) 011-211-2111 (直) 011-211-2252
さいたま市	市民局 区政推進部	〒 330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号	(代) 048-829-1111 (直) 048-829-1834
千葉市	市民自治推進部 区政推進課	〒 260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号	(代) 043-245-5111 (直) 043-245-5133
川崎市	市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課	〒 210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル7階	(代) 044-200-2111 (直) 044-200-2357～8
横浜市	市民局 区政支援部 区連絡調整課	〒 231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地	(代) 045-671-2121 (直) 045-671-2728
相模原市	市民局 区政支援課	〒 252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号	(代) 042-754-1111 (直) 042-769-9814
新潟市	市民生活部 市民協働課	〒 951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1	(代) 025-228-1000 (直) 025-226-1105
静岡市	総務局 行政管理課	〒 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号	(代) 054-254-2111 (直) 054-221-1004
浜松市	市民部 市民協働・地域政策課	〒 430-8652 浜松市中区元城町103番地の2	(代) 053-457-2111 (直) 053-457-2094
名古屋市	市民経済局 地域振興部課	〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	(代) 052-961-1111 (直) 052-972-3112
京都市	文化市民局 地域自治推進室	〒 604-8571 京都市中京区寺町通御池上 上本能寺前町488番地	(代) 075-222-3111 (直) 075-222-3048
大阪市	市民局 区政支援室 政策支援担当(業務調整)	〒 530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号	(代) 06-6208-8181 (直) 06-6208-9861
堺市	市民人権局 市民生活部 市民人権総務課	〒 590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号	(代) 072-233-1101 (直) 072-228-7579
神戸市	市民参画推進局 参画推進部 区政振興課	〒 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号	(代) 078-331-8181 (直) 078-322-5071・2
岡山市	市民生活局 区政推進課	〒 700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	(代) 086-803-1000 (直) 086-803-1033
広島市	企画総務局 総務課	〒 730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	(代) 082-245-2111 (直) 082-504-2112
北九州市	市民文化スポーツ局 市民総務部 総務区政課	〒 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号	(直) 093-582-2155
福岡市	市民局総務部 区政課	〒 810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	(代) 092-711-4111 (直) 092-711-4074
熊本市	市民生活部 地域政策課	〒 860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	(代) 096-328-2111 (直) 096-328-2031
仙台市	市民局 協働まちづくり推進部 区政課	〒 980-0802 仙台市青葉区二日町1番23号 ア・パネット勾当台ビル9階	(代) 022-261-1111 (直) 022-214-6125

仙台区政概要（平成29年版）

平成29年9月発行

発行編集 仙台市市民局協働まちづくり推進部区政課

仙台市青葉区二日町1番23号7-バンネット勾当台ビル9階

電話 022-214-6125

「仙台市区政概要」の本文用紙は、再生紙を使用しています。